

令和 6 年度

包括外部監査結果報告書

商工振興施策に関する
財務事務の執行について

令和 7 年 1 月
盛岡市包括外部監査人
公認会計士 荒谷 祐介

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として盛岡市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、盛岡市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒ 自治法
地方自治法施行令	⇒ 自治令
盛岡市財務規則	⇒ 財務規則
盛岡市総合計画	⇒ 総合計画

4. 用語について

施設等の名称に付されている「盛岡」、「盛岡市」、「盛岡市立」、「盛岡市営」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「盛岡市」をいう。

目次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
第2章 監査対象の基本的事項	3
1. 盛岡市の現状	3
(1) 人口の推移	3
(2) 就業者数と事業所数	4
(3) 製造業の概況	7
(4) 産業等用地の現況	9
(5) 観光の概況	11
2. 盛岡市の商工振興施策の概要	15
(1) 盛岡市商業振興ビジョン	15
(2) 第2期盛岡市工業振興ビジョン	17
第3章 監査の方針及び監査対象の決定	21
1. 監査の基本的な方針	21
2. 監査要点	21
(1) 法令等への準拠性	21
(2) 事業の有効性	21
(3) 事業の経済性、効率性	22
(4) 補助事業について	22
3. 監査手続	22
(1) 監査対象事業の概要把握	22
(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	23
(3) 現地視察	23
4. 監査対象事業について	23
第4章 外部監査の結果及び意見（総論）	26
1. 監査の結果及び意見の総括	26
2. 監査の結果及び意見の概要	27
(1) 事業の有効性、経済性、効率性について	27
(2) 事業の事務執行上の改善すべき事項について	32
(3) 施設の提供支援について	34
(4) 文書化の充実について	36
(5) その他の監査の結果及び意見	38

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	40
I 経済企画課	40
1. 若者の就業支援事業	40
1-1. 高校生インターンシップ事業	40
1-2. ジョブカフェいわて運営業務委託	43
1-3. 若者サポートステーション運営業務委託	46
1-4. 新社会人就職定着支援事業	50
2. 商業振興事務事業（中小企業者人材育成支援事業）	53
3. 商店街等指導事業（商店街等魅力強化支援事業）	56
4. 商店街活性化推進事業	59
4-1. 「映画の街盛岡」推進事業	59
4-2. 商店街振興事業	61
5. 商工団体育成事業	65
6. 地域おこし協力隊活用事業	70
II ものづくり推進課	73
7. 工業振興事業	73
8. 盛岡テクノミュージアム設置事業	79
9. ものづくり人材育成事業	82
10. 工場新設拡充等事業	85
11. 盛岡手づくり村振興事業	89
12. 産業支援事業	94
13. 産業支援センター管理運営事業	96
14. 産学官連携研究センター管理運営事業	103
15. 新事業創出支援センター管理運営事業	113
16. 金融対策事業	117
17. 地場・伝統産業振興事業	126
18. ものづくり産業魅力向上事業	133
19. 盛岡AI・IoT プラットフォーム事業	135
20. 地域企業成長加速支援事業	139
III 観光課	143
21. 観光客誘致宣伝事業	143
22. 観光団体育成強化事業	146
23. まつり・イベント振興事業（観光課）	148
24. 広域観光推進事業	152
25. MICE 誘致推進事業	154
26. 盛岡芸妓育成事業	158
IV 産業振興課	162
27. まつり・イベント振興事業（産業振興課）	162

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

商工振興施策に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

盛岡市の産業3分類別の事業所数は「第3次産業」が89%を占め、北東北における最大の消費地であり、市の商業・サービス業は市広域や県内の産業と結びつき県内経済を牽引している。また、工業についても、南部鉄器等の伝統的工芸品の製造をはじめ、食料品・飲料等の製造や印刷が盛んであり、盛岡工業団地をはじめとした工業団地では、金属製品製造業やプラスチック製品製造業等多様な企業が立地し、市の工業を牽引している。一方で、本格的な人口減少と少子高齢化の進行が、地域経済に消費市場の規模縮小と深刻な人手不足をもたらし、郊外の大型店舗の進出、経営者の高齢化に伴う廃業、インターネットを通じてのeコマースの急速な拡大に伴う販売額の減少等、商業・サービス業を取り巻く環境は厳しさを増しており、平成11年度以降、卸小売業の商店数、従業員数、商品販売額は大きく減少している。また、平成22年に日本たばこ産業株式会社盛岡工場が撤退したこと等により、市の製造品出荷額、粗付加価値額、製造業事業所数、従業者数は大幅に減少した。

このような状況下において市では、商業振興、工業振興について、それぞれ「盛岡市商業振興ビジョン」、「盛岡市工業振興ビジョン」を策定し、毎年度進捗管理を行なっており、令和5年3月に「第2期盛岡市工業振興ビジョン」を策定、また、令和6年3月に「盛岡市商業振興ビジョン」の見直しが行われた。

以上を踏まえ、商工振興施策に関する財務事務について、法令等準拠性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査することは意義があるものと判断し、令和6年度の盛岡市包括外部監査における特定の事件（テーマ）を「商工振興施策に関する財務事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)。ただし、必要に応じて令和 4 年度以前及び令和 6 年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	井上 正之
	公認会計士	森田 清人

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査対象の基本的事項

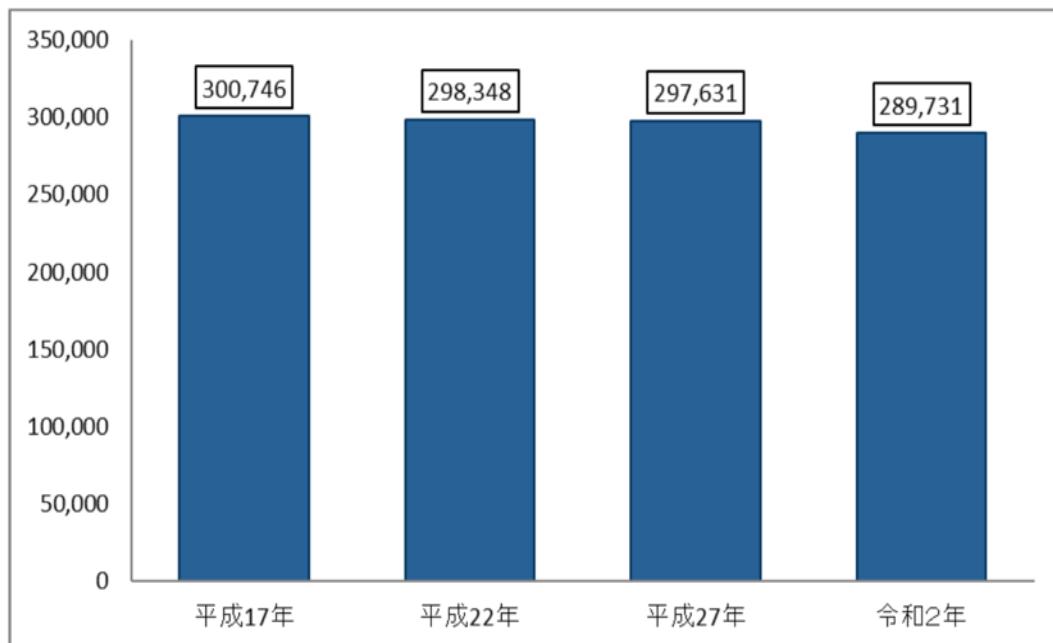
1. 盛岡市の現状

(1) 人口の推移

第2期盛岡市工業振興ビジョン(以下「第2期工業振興ビジョン」という。)によると、市の総人口は、令和2年10月時点で289,731人であり、そのうち15歳以上65歳未満の生産年齢人口は167,894人(平成27年比15,085人減)で全体の57.9%、老齢人口は80,035人(同比6,306人増)で27.6%となっている。

平成17年以降の年齢3区分別の人口推移をみると、年少人口(15歳未満人口)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)は減少し続け、老人人口(65歳以上人口)は増加し続けており、日本全体と同様に少子高齢化の傾向が読み取れる。

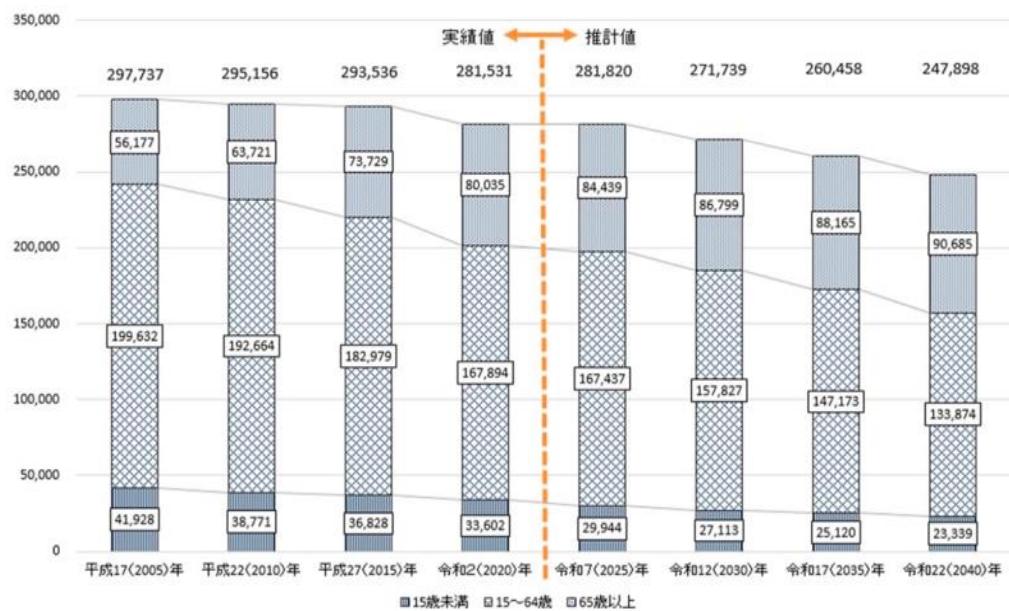
【図表 盛岡市の人口推移(人)】



資料：総務省「国勢調査報告」を基に本市作成

(出所:第2期工業振興ビジョン)

【図表 盛岡市の年齢3区分別人口推移(推計含む)(人)】



※本図表の実績値には、年齢不詳人口を含まない。

資料：総務省「国勢調査報告」、盛岡市「盛岡市人口ビジョン（令和2年3月改訂版）」を基に本市作成

(出所:第2期工業振興ビジョン)

(2) 就業者数と事業所数

盛岡市商業振興ビジョン(以下「商業振興ビジョン」という。)によると、令和2年国勢調査による産業別就業人口は、第1次産業が4,280人で全就業者数の3.0%、第2次産業が18,902人で13.3%、第3次産業が114,792人で81.0%となっている。また、産業大分類別にみると、卸売業、小売業が26,397人と就業者全体の18.6%を占め、次いで医療、福祉が23,297人で16.4%、建設業が10,546人で7.4%となっている。平成22年国勢調査からみると全体的には横ばいであるが、卸小売業と宿泊業、飲食サービス業が減少傾向にある一方、医療、福祉が増加傾向となっている。

【図表 産業大分類別の就業者数の推移】

区分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		
		構成比		構成比		構成比		構成比	
総数	145,888	100.0%	139,100	100.0%	143,723	100.0%	141,690	100.0%	
第1次産業	6,161	4.2%	5,016	3.6%	4,797	3.3%	4,280	3.0%	
第2次産業	20,753	14.2%	18,242	13.1%	20,013	13.9%	18,902	13.3%	
第3次産業	117,969	80.9%	112,277	80.7%	115,081	80.1%	114,792	81.0%	
第1次産業	農業、林業	6,140	4.2%	4,990	3.6%	4,775	3.3%	4,258	3.0%
	漁業	21	0.0%	26	0.0%	22	0.0%	22	0.0%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	71	0.0%	53	0.0%	39	0.0%	46	0.0%
	建設業	11,836	8.1%	9,825	7.1%	10,848	7.5%	10,546	7.4%
	製造業	8,846	6.1%	8,364	6.0%	9,126	6.3%	8,310	5.9%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	957	0.7%	932	0.7%	986	0.7%	962	0.7%
(網掛けは「盛岡市商業振興ビジョン」の対象業種)	情報通信業	4,245	2.9%	3,759	2.7%	3,793	2.6%	3,754	2.6%
	運輸業・郵便業	6,883	4.7%	7,724	5.6%	7,721	5.4%	7,456	5.3%
	卸売業・小売業	32,056	22.0%	28,697	20.6%	27,433	19.1%	26,397	18.6%
	金融業、保険業	5,062	3.5%	4,681	3.4%	4,636	3.2%	4,388	3.1%
	不動産業、物品賃貸業	2,023	1.4%	2,957	2.1%	3,361	2.3%	3,242	2.3%
	学術研究、専門・技術サービス業	-	-	4,529	3.3%	5,020	3.5%	4,869	3.4%
	宿泊業、飲食サービス業	9,369	6.4%	9,305	6.7%	9,056	6.3%	8,702	6.1%
	生活関連サービス業、娯楽業	-	-	5,789	4.2%	5,684	4.0%	5,397	3.8%
	教育、学習支援業	8,601	5.9%	8,671	6.2%	8,795	6.1%	9,173	6.5%
	医療、福祉	16,301	11.2%	18,825	13.5%	21,924	15.3%	23,297	16.4%
	複合サービス事業	1,426	1.0%	869	0.6%	911	0.6%	905	0.6%
	サービス業（他に分類されないもの）	23,471	16.1%	8,528	6.1%	8,753	6.1%	9,189	6.5%
	公務（他に分類されるものを除く）	7,575	5.2%	7,011	5.0%	7,008	4.9%	7,061	5.0%
	分類不能の産業	1,005	0.7%	3,565	2.6%	3,832	2.7%	3,716	2.6%

資料：「国勢調査（総務省）」

※ 平成17年は合併前の旧玉山村の数値を含む。

※ 日本標準産業分類の改定により、新たに項目（学術研究、専門・技術サービス業等）が追加されるなど、各区分ごとの内容は調査年ごとに異なる（以下、産業別の年度推移について記載する資料において同様）。

（出所：商業振興ビジョン）

令和3年時点の市の事業所数は14,189事業所であり、産業別に見ると「卸売・小売業」が3,570事業所（25.2%）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が1,617事業所（11.4%）、「不動産業、物品賃貸業」が1,517事業所（10.7%）となっている。全産業に占める商業振興ビジョンにおいて対象としている「商業・サービス業」の割合は67.2%であり、平成18年からの推移を見ると卸売・小売業と宿泊業、飲食サービス業の事業所数が減少しており、「商業・サービス業」全体でも減少傾向にある。

また、産業の3分類別に見ると「第3次産業」が9割近くの割合であり、製造業が含まれる「第2次産業」は1割程度と、それぞれの割合の経年変化はほとんど見られない。また、令和3年の東北主要10都市で産業3分類の事業所数の割合を比較すると、全ての都市で第3次産業の割合が一番高い結果となっているが、第3次産業の

占める割合は盛岡市が最も高い。

【図表 事業所数の推移】

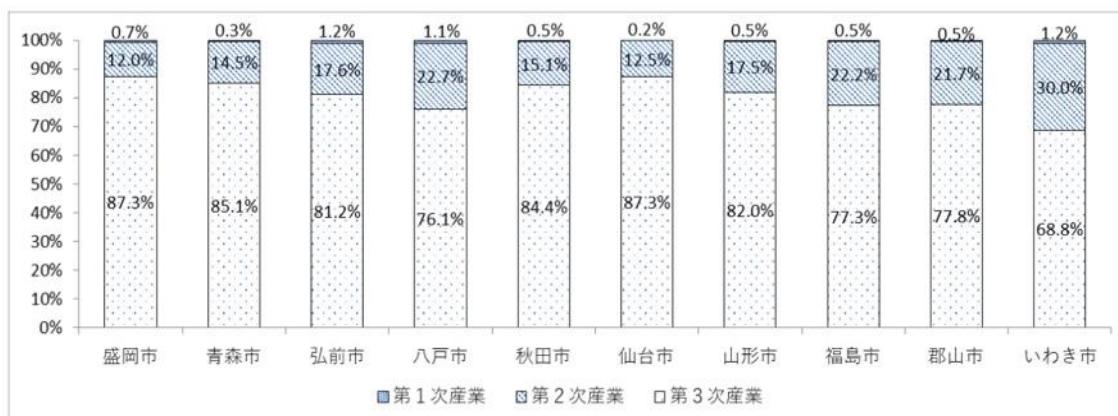
区分	平成18年		平成21年		平成24年		平成26年		平成28年		令和3年		
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
全産業	15,282	100.0%	15,304	100.0%	14,677	100.0%	15,427	100.0%	15,032	100.0%	14,189	100.0%	
第1次産業	40	0.3%	71	0.5%	71	0.5%	68	0.4%	62	0.4%	73	0.5%	
第2次産業	1,682	11.0%	1,662	10.9%	1,607	10.9%	1,666	10.8%	1,609	10.7%	1,506	10.6%	
第3次産業	13,560	88.7%	13,571	88.7%	12,999	88.6%	13,693	88.8%	13,361	88.9%	12,610	88.9%	
第1次産業	農林漁業	40	0.3%	71	0.5%	71	0.5%	68	0.4%	62	0.4%	73	0.5%
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	10	0.1%	11	0.1%	13	0.1%	8	0.1%	8	0.1%	9	0.1%
建設業	1,213	7.9%	1,194	7.8%	1,159	7.9%	1,204	7.8%	1,174	7.8%	1,128	7.9%	
製造業	459	3.0%	457	3.0%	435	3.0%	454	2.9%	427	2.8%	369	2.6%	
電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.1%	14	0.1%	12	0.1%	13	0.1%	14	0.1%	30	0.2%	
情報通信業	180	1.2%	239	1.6%	205	1.4%	213	1.4%	205	1.4%	219	1.5%	
運輸業・郵便業	271	1.8%	290	1.9%	273	1.9%	264	1.7%	268	1.8%	250	1.8%	
卸売業・小売業	4,304	28.2%	4,137	27.0%	3,941	26.9%	4,103	26.6%	3,966	26.4%	3,570	25.2%	
金融業、保険業	381	2.5%	393	2.6%	385	2.6%	383	2.5%	372	2.5%	367	2.6%	
不動産業、物品販賣業	1,539	10.1%	1,740	11.4%	1,653	11.3%	1,644	10.7%	1,578	10.5%	1,517	10.7%	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	708	4.6%	671	4.6%	714	4.6%	697	4.6%	763	5.4%	
宿泊業、飲食サービス業	2,138	14.0%	2,045	13.4%	1,891	12.9%	2,028	13.1%	1,958	13.0%	1,617	11.4%	
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	1,414	9.2%	1,350	9.2%	1,416	9.2%	1,400	9.3%	1,281	9.0%	
教育、学習支援業	461	3.0%	459	3.0%	451	3.1%	509	3.3%	488	3.2%	475	3.3%	
医療、福祉	954	6.2%	1,065	7.0%	1,144	7.8%	1,303	8.4%	1,369	9.1%	1,446	10.2%	
複合サービス事業	132	0.9%	80	0.5%	71	0.5%	68	0.4%	68	0.5%	59	0.4%	
サービス業(他に分類されないもの)	3,189	20.9%	987	6.4%	952	6.5%	1,035	6.7%	978	6.5%	1,016	7.2%	

※民営事業所のみの数値

資料:「事業所・企業統計調査報告書(総務省)」
「経済センサス基礎調査・活動調査(総務省・経済産業省)」

(出所:商業振興ビジョン)

【図表 産業3分類別に見た東北主要10都市との事業所数の比較】



資料:「経済センサス基礎調査(総務省)」

(出所:商業振興ビジョン)

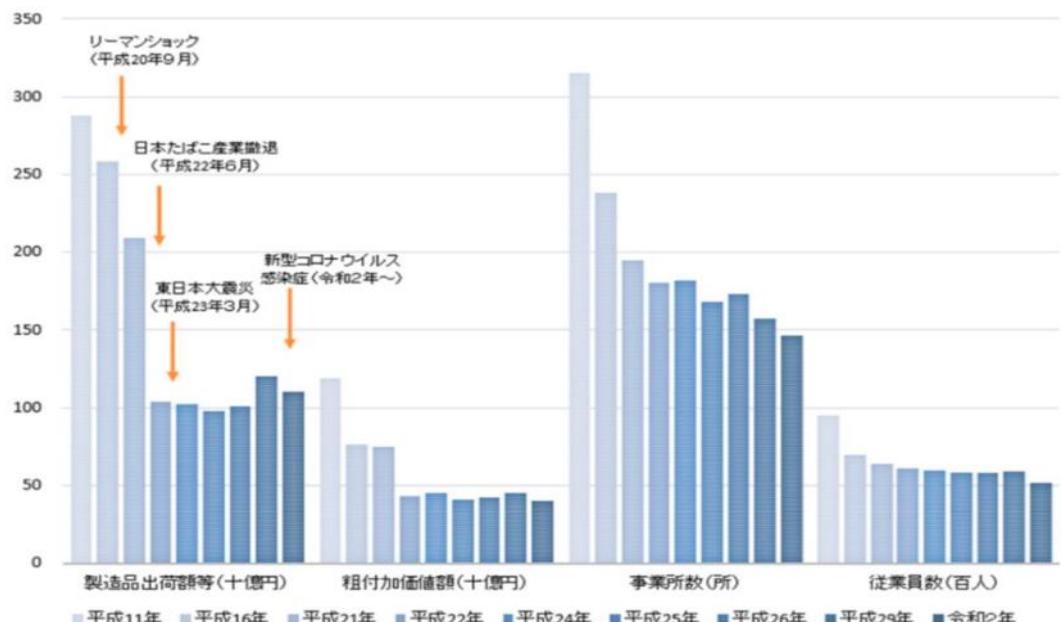
(3) 製造業の概況

平成 20 年 9 月のリーマンショックに続き、平成 22 年 6 月に日本たばこ産業株式会社盛岡工場が撤退したことなどにより、市の製造品出荷額、粗付加価値額、製造業事業所数、従業者数は大幅に減少した。その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発災を経て、これらの指標数値は平成 25 年まで減少を続けた。近年では、国内経済の景気拡大等によって増加傾向にあったが、令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響等によって再び減少に転じている。

【図表 製造品出荷額等の推移(旧玉山村を含む)】

	製造品出荷額等 (億円)	粗付加価値額 (億円)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
平成11年	2,884	1,195	315	9,538
平成16年	2,581	762	238	6,992
平成21年	2,091	746	195	6,400
平成22年	1,042	430	180	6,097
平成24年	1,017	451	182	6,034
平成25年	985	415	168	5,763
平成26年	1,011	421	173	5,734
平成29年	1,196	449	157	5,945
令和2年	1,104	409	146	5,191

資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」を基に本市作成



資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」を基に本市作成

(出所: 第2期工業振興ビジョン)

また、令和3年経済センサス・活動調査結果によると、東北地方6県の主要都市(県庁所在都市又は中核市)9市における製造業の状況を表す各指標を比較すると、いずれにおいても市の数値は最も低いものとなっている。

【図表 東北6県主要都市製造業主要指標比較】

製造品出荷額等(億円)	粗付加価値額(億円)	事業所数(所)	従業者数(人)
いわき市	8,853	552	24,573
仙台市	8,184	525	18,438
郡山市	6,467	393	16,553
八戸市	5,232	322	15,400
福島市	4,455	305	13,317
山形市	2,943	252	10,682
秋田市	2,637	166	9,974
青森市	1,176	146	5,577
盛岡市	1,104		5,191

※製造品出荷額等、粗付加価値額については令和2年1月～12月、事業所数、従業者数については

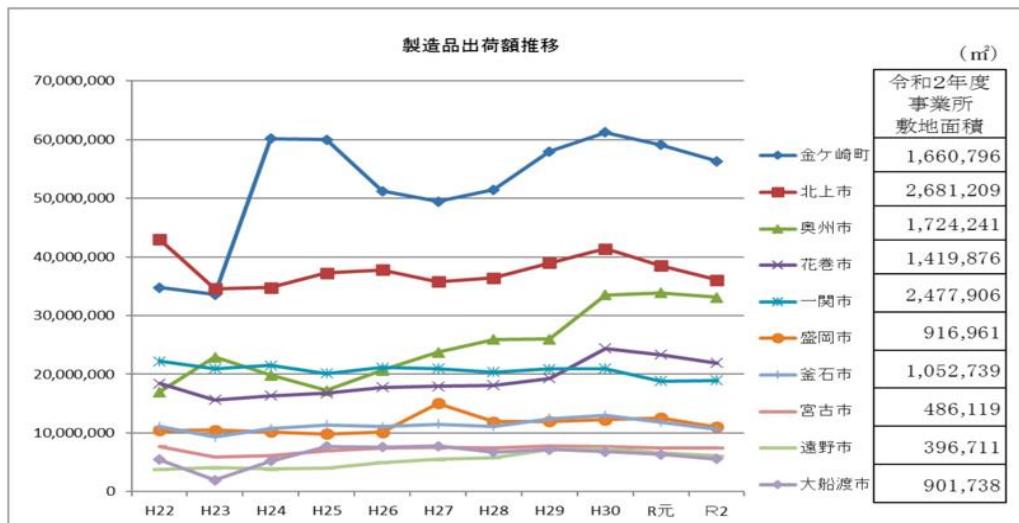
令和3年6月1日現在の実績により調査している。

資料：総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」を基に本市作成

(出所:第2期工業振興ビジョン)

さらに、令和2年の製造品出荷額等を県内自治体別に見ると、上位10市町中、市は6番目に位置しており、市より上位かつ製造品出荷額等の増加傾向が顕著な県南地域の自治体においては、市に比べて工業用地の整備が進んでいることがわかる。

【図表 県内自治体別製造品出荷額等推移(上位10市町、万円)・事業所敷地面積(m²)】

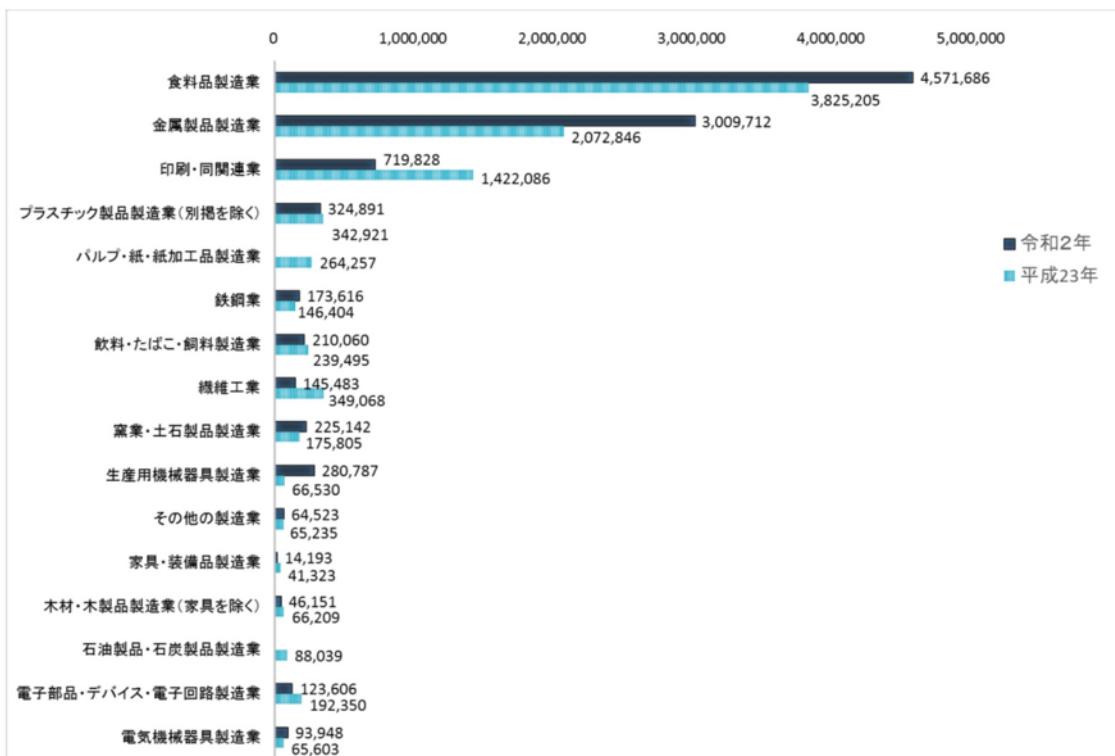


資料：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」を基に本市作成

(出所:第2期工業振興ビジョン)

業種別に製造品出荷額等を見ると、令和 2 年には「食料品製造業」が約 457 億円で最も多く、次いで「金属製品製造業」が約 301 億円、「印刷・同関連業」が約 72 億円となっており、第 1 期ビジョン策定前の平成 23 年と比較して、特に金属製品製造業において著しい伸びとなっている。

【図表 製造業業種別製造品出荷額等の推移(万円)】



※各業種のうち、対象となる事業所が少数であり特定されるおそれがあるため非公表のものについては、集計を省略している。

資料：総務省・経済産業省「経済センサス・活動調査」を基に本市作成

(出所:第 2 期工業振興ビジョン)

(4) 産業等用地の現況

市内には、芋田地区工業団地、盛岡工業団地、盛岡テクノパーク企業団地等の既存の産業等用地がある。

【図表 既存工業団地一覧】

名称	施工	面積(m ²)	企業数
芋田地区工業団地	昭和 51 年度	191,955	3 社
盛岡工業団地	昭和 48~52 年度	370,000	9 社
盛岡テクノパーク企業団地	平成 19 年度	22,640	5 社
盛岡中央工業団地	平成 2~3 年度	57,877	12 社
盛岡南新都市産業等用地	平成 19 年度	13,409	4 社
都南工業団地	昭和 61 年度	20,331	5 社
盛岡南工場流通団地	平成 3 年度	206,623	40 社

(注)企業数は令和 6 年 3 月末時点のものである。

(出所:盛岡市新産業等用地整備基本計画に基づき監査人作成)

平成 27 年度において、新たな産業等用地整備のための調査業務が実施された。その目的は、今後の工業振興や企業誘致施策立案と不足している市の産業等用地整備の参考とするためである。産業用地適地候補 9 地区の抽出、産業等用地の需要の把握、新産業等用整備地区の選定が進められ、新産業等用整備地区として道明地区、及び、盛岡工業団地周辺の狐沢・岩鼻地区が選定されている。

【図表 新産業等用整備地区】

地区名	面積等	備考
道明地区	全体面積 145,000 m ² 産業等用地面積 113,500 m ²	・準工業地域として都市計画決定されている。 ・工業技術センター等試験研究機関に近い。 ・都市計画道路、河川等の整備が進められている。
狐沢・岩鼻地区 (盛岡工業団地隣接地)	全体面積 206,000 m ² 産業等用地面積 130,800 m ²	・盛岡工業団地の拡張用地として期待できる。 ・農用地指定・森林区域のため、解除が必要。 ・道路勾配が大きく(9%)、法面が多く発生する。

(出所:盛岡市新産業等用地整備基本計画)

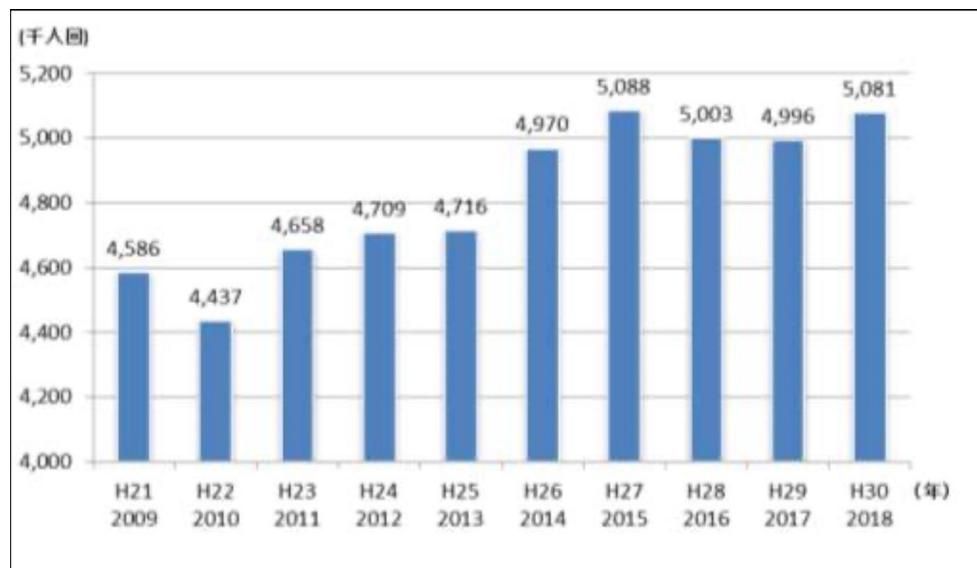
道明地区については現在整備が進められており、令和元年度から第一事業区の造成工事に着手し、令和3年2月に造成工事が完了している。第一事業区は全区画売却済である。令和6年3月から第二事業区への立地候補者の募集が開始されている。

狐沢・岩鼻地区は、盛岡工業団地に隣接した地区であり、産業集積や既存事業所等の建替用地として整備を図ることとしているが、道路勾配が9%となっているところもあるため、道路勾配の緩和等を含め、調査結果の精査を行い、整備判断を行うこととしている。

(5) 観光の概況

平成30年の市の観光客入込数は508万1千人回で、東北縛まつり2018盛岡開催による効果などにより、過去最高となった平成27年に迫った。

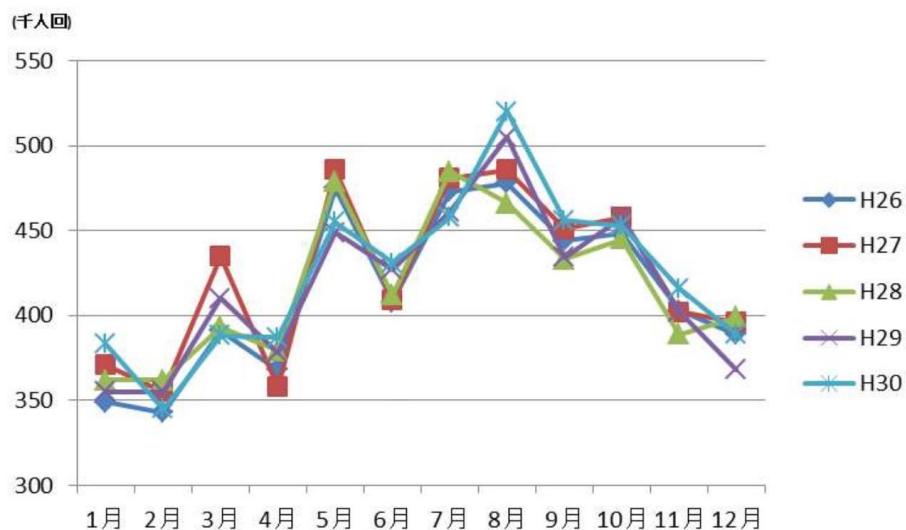
【図表 市の観光客入込数の推移】



(出所:盛岡市観光推進計画)

また、市の観光の特徴として、春から秋にかけてのシーズンは観光客が多い一方、冬季は観光客が落ち込む傾向にある。

【図表 市の月別観光客入込数の推移】



(出所:盛岡市観光推進計画)

市では、令和元年時点において、観光消費額調査を実施していないが、岩手県で調査している日帰り宿泊別・県内県外別・観光消費額単価は下記のとおりである。

【図表 日帰り宿泊別・県内県外別・観光消費額単価の推移】

推計項目	宿泊		日帰り	
	県外	県内	県外	県内
平成22年	28,119円	17,131円	9,321円	3,703円
平成23年	27,671円	10,033円	6,889円	3,870円
平成24年	27,589円	14,755円	7,787円	3,294円
平成25年	24,028円	16,249円	6,916円	4,439円
平成26年	29,360円	17,223円	6,956円	4,500円
平成27年	31,077円	17,653円	6,706円	4,897円
平成28年	29,288円	17,791円	6,318円	4,161円
平成29年	32,488円	16,254円	6,204円	3,755円
平成30年	30,853円	16,324円	6,173円	3,412円

※平成22年第2四半期より調査。

※1人（1回）あたりの単価。

※観光消費額単価には訪日外国人、ビジネス目的を含まない。

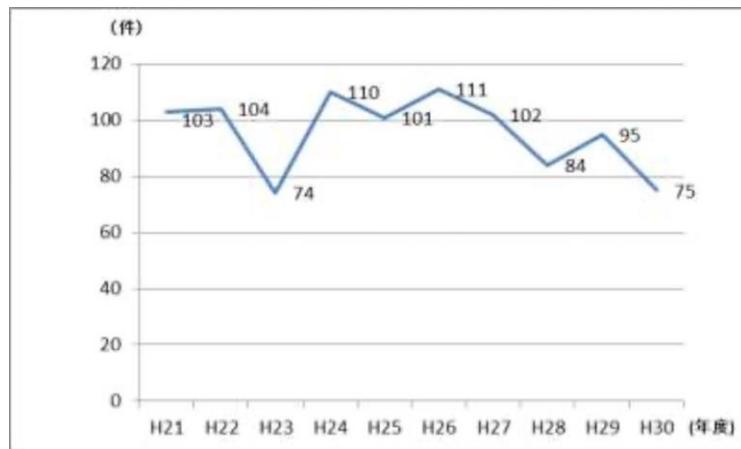
(注)観光消費額調査:観光客が交通・宿泊・飲食・土産・娯楽等に使う金額の調査。

(出所:盛岡市観光推進計画)

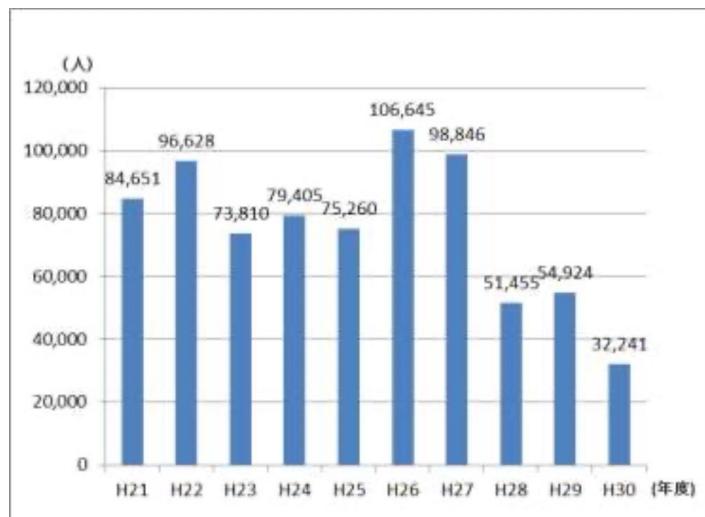
公益財団法人盛岡観光コンベンション協会による大規模な会議や学会などのコン

コンベンション開催支援件数は平成 30 年度が 75 件、支援コンベンション参加者数は 32,241 人であった。東日本大震災以降、復興支援の動きから、開催支援件数、支援コンベンション参加者数とも一時的に増加したが、その後は減少傾向にある。

【図表 盛岡観光コンベンション協会によるコンベンション開催支援件数】



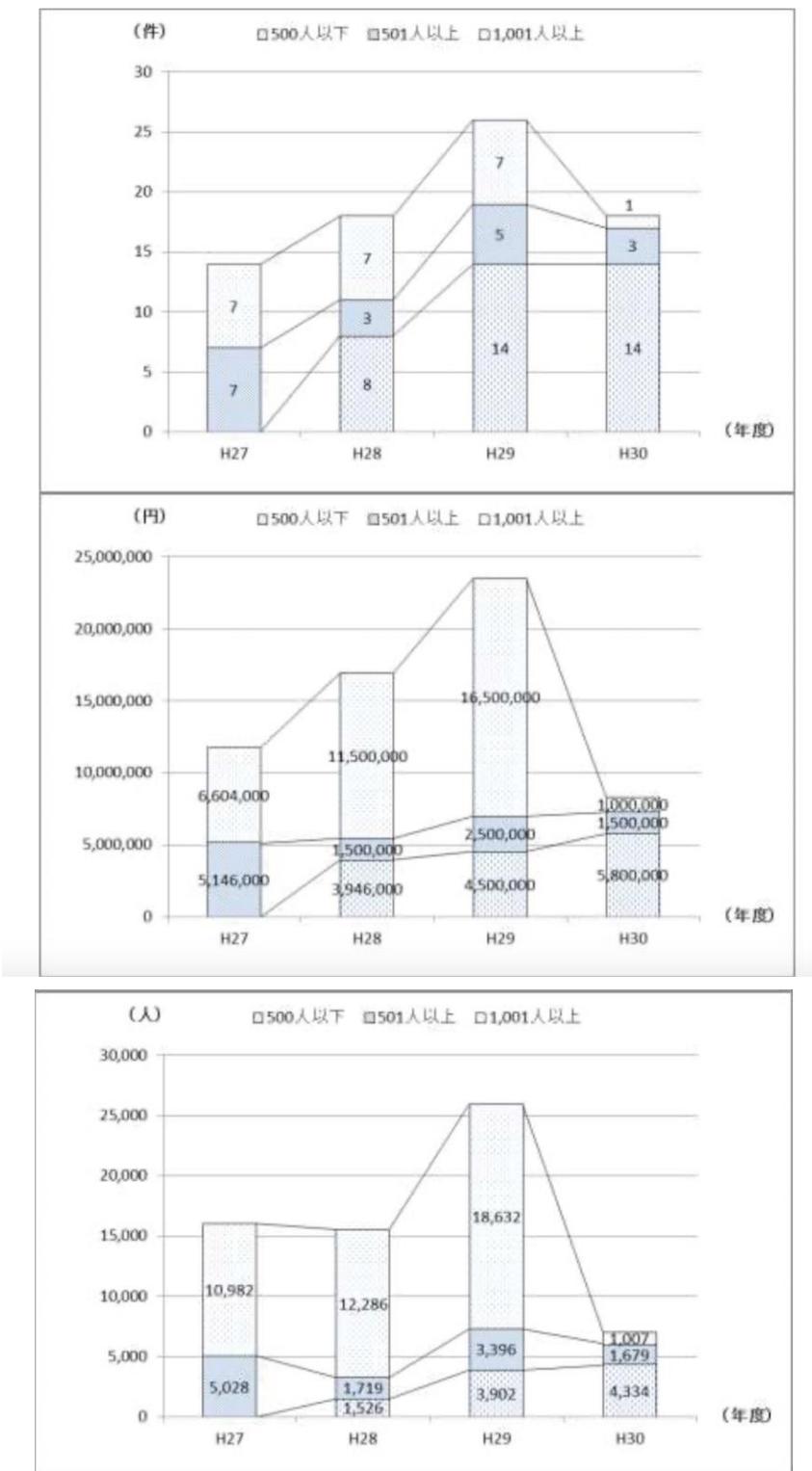
【図表 盛岡観光コンベンション協会による支援コンベンション参加者数の推移】



(出所:盛岡市観光推進計画)

平成 27 年度に開始した盛岡 MICE 開催助成制度を利用した会議や学会などの誘致件数等は以下のとおりである。制度の周知が図られた一方、大規模な全国大会の開催地については、特定地域に集中しない傾向にあることから年度によって件数の増減が生じている。

【図表 盛岡 MICE 開催助成制度助成金交付件数・交付総額と参加者数】



(出所:盛岡市観光推進計画)

2. 盛岡市の商工振興施策の概要

（1）盛岡市商業振興ビジョン

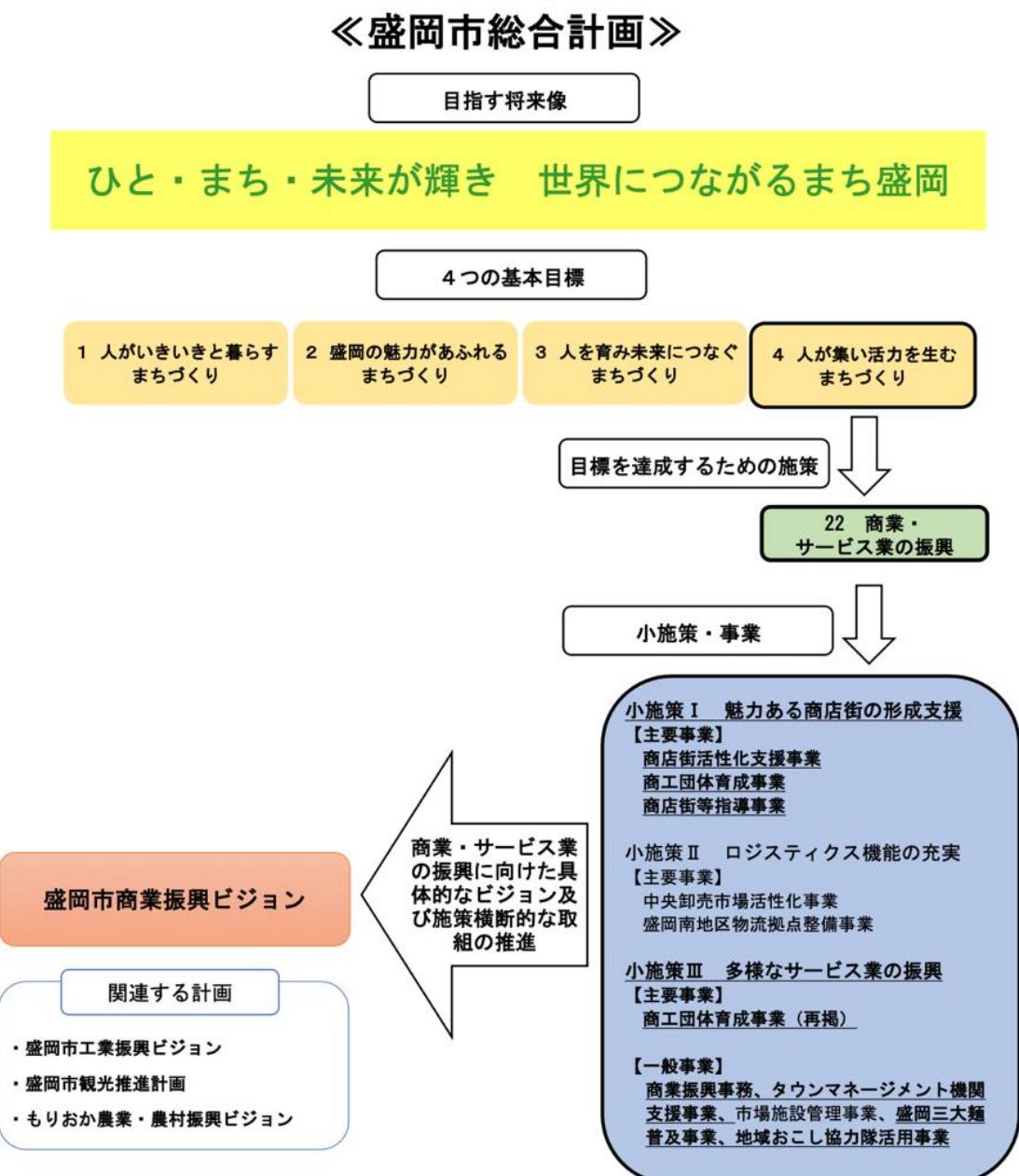
市は、商業・サービス業の中長期的な戦略や方向性を明らかにし、総合計画と合致した実現性の高い商業振興施策を体系的、計画的に推進していくため、商業・サービス業の振興に関する基本的な方針及び計画として、盛岡市商業振興ビジョンを平成30年3月に策定し(計画期間:平成30年度から令和9年度までの10年間)、目指す姿の実現に向けアクションプランを実施し、毎年度進捗管理を実施している。

本ビジョン策定後、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大や、ロシアのウクライナ侵攻による燃料費・原材料費などの物価高騰が地域経済に与えた影響は大きく、ポストコロナにおける市の基幹産業である商業・サービス業の振興のため、計画の中間年である令和5年度に中間見直しを行っている。

市では、総合計画に基づき、各分野の施策に取り組んでおり、同計画では目指す将来像を「ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡」と定め、これを実現するため29の施策を位置づけている。商業振興ビジョンは、総合計画との整合を図りながら、商業・サービス業についての計画とし、10年の期間内で目指すべき方向性(基本目標)を定め、それを実現するための基本方針や、具体的に取組む施策としてのアクションプランを策定している。また、策定にあたっては、盛岡市工業振興ビジョンや盛岡市観光推進計画、もりおか農業・農村振興ビジョンなどの既存の計画との整合性を図るものとしている。

【図表 商業振興ビジョンの位置づけ】

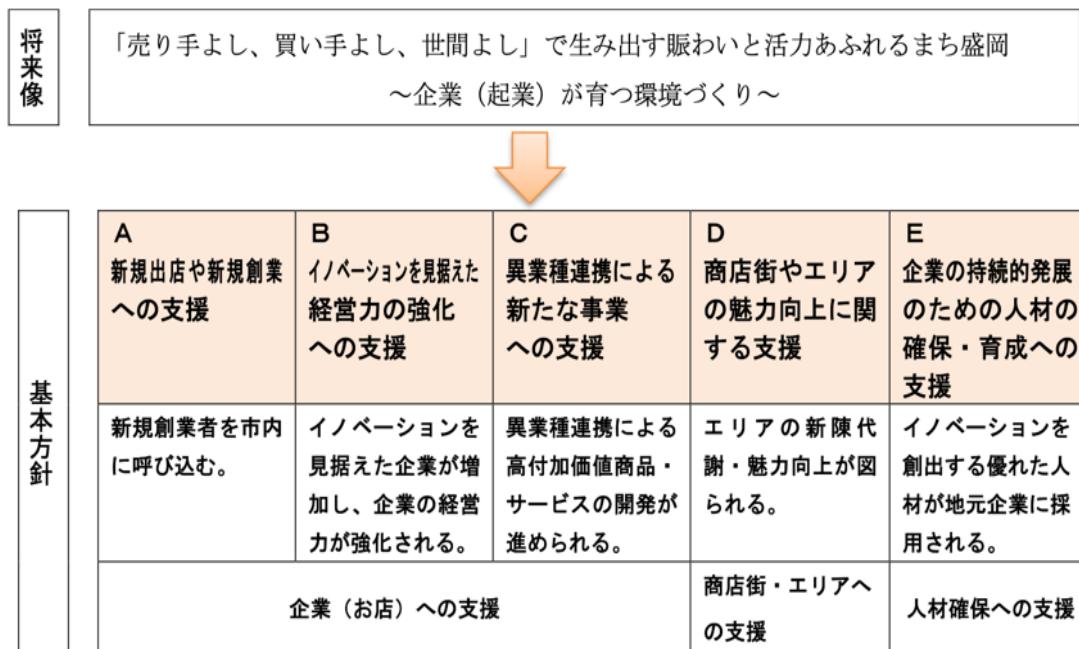
図2 商業振興ビジョンの位置づけ



(出所:商業振興ビジョン)

商業振興ビジョンでは、目指す将来像として、「売り手よし、買い手よし、世間よし」で生み出す賑わいと活力あふれるまち盛岡～企業(起業)が育つ環境づくり～を掲げ、5つの基本方針を定めている。

【図表 盛岡市の商業振興の体系図】



(出所:商業振興ビジョン)

目指す姿の実現を客観的に把握・検証するための目標指標を以下のとおり定めている。

【図表 目標指標】

指標	現状値 (平成 26 年)	目標値 (令和 9 年)
商業・サービス業の事業所数	10,795 事業所	9,782 事業所
1 企業あたりの商業・サービス業の企業売上高	185,175 千円	201,717 千円

(出所:商業振興ビジョンより監査人作成)

(2) 第2期盛岡市工業振興ビジョン

市は、まちに活力を与える工業の振興に向け、中長期的な戦略や方向性を明らかにし、市の将来像と合致した実現性の高い工業振興策を体系的、計画的に推進していくことを目的として、平成 25 年 3 月に第 1 期工業振興ビジョンを策定した。これに基づき、市では平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間にわたって具体的な取組であ

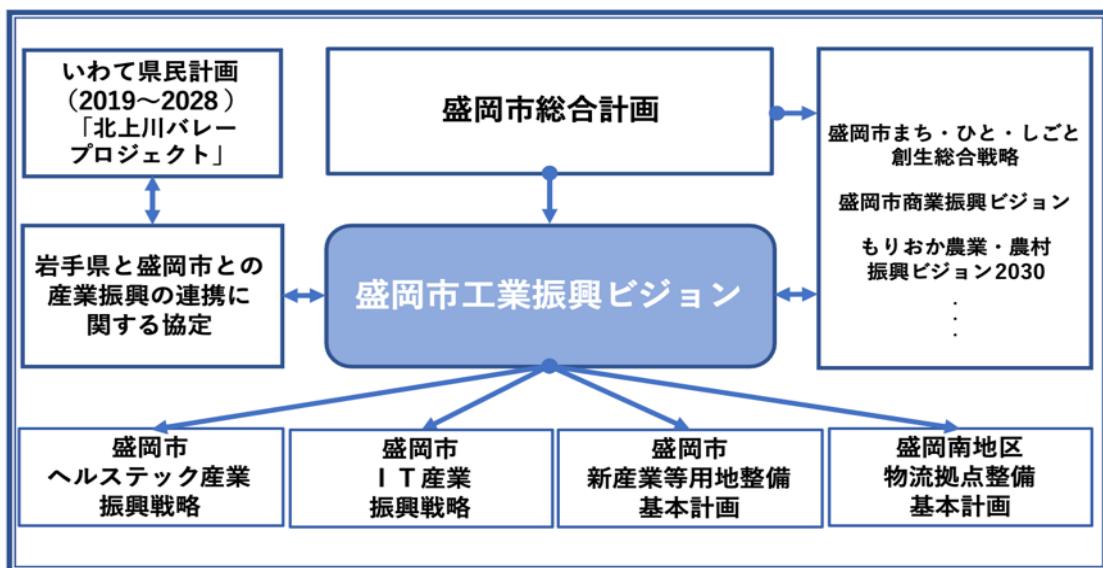
るアクションプランを実施し、毎年度進捗管理を行ってきた。

市においては、第三次産業の占める割合が非常に高いことから、国外・域外への輸出・移出により地域の経済成長の原動力となるべき第二次産業の集積をさらに進めていく必要があり、第二次産業の発展によって、国内外の環境変化に対応し得るバランスの取れた産業構造の構築へとつながり、さらに、雇用と市民所得の増加によって、若者を始めとする地域の人口流出を防ぐことにつながる。そのためには、創業や人材育成などの企業活動の活発化を支援する施策の実施や、工業の集積を図り、企業立地環境を整備することにより、市内で事業活動を行う魅力を一層高めることが求められている。また、急速に発展した AI、IoT などのデジタル技術は、従来の製造業とも密接に関わり合いながら新たな価値を生み出すことで、これまでの工業の在り方のみに留まらず、社会経済全体や私たちの日常生活を一変させることが予想されている。

このように、市の工業を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、これまでの取組による成果や課題を振り返り、次の 10 年間で目指す姿(将来像)と、それを実現するための基本方針や、具体的に取り組むためのアクションプランを第 2 期工業振興ビジョンとして定めている。

第 2 期工業振興ビジョンは、市の強みとなり得る個別の産業分野について、振興施策を推進するために定めた「盛岡市ヘルステック産業振興戦略」や「盛岡市 IT 産業振興戦略」のほか、産業等用地を整備するための基本的な計画である「盛岡市新産業等用地整備基本計画」及び「盛岡南地区物流拠点整備基本計画」の上位計画として位置付けられる。

【図表 第2期工業振興ビジョンの位置づけ】



(出所:第2期工業振興ビジョン)

第2期工業振興ビジョンでは、目指す将来像として「若者が躍動し、新たな価値が創出される、世界に通じる魅力ある産業が集積する盛岡」を掲げ、以下の3つの施策推進方針を定めている。

施策推進方針

- ① 産業の誘致・集積・基盤整備
- ② 地場企業の経営力の強化
- ③ チャレンジ人材・スタートアップ企業集積

将来像の実現を客観的に把握・検証するため、以下の目標指標を定めている。

【図表 目標指標】

	指標	現状値	目標値
①	企業誘致数 【製造業・IT企業】	【製造業】 2社 【IT企業】 10社 (H25～R4)	【製造業】 5社 【IT企業】 50社 (R5～R14)
②	製造品出荷額等・売上高 及び付加価値額 【製造業・IT産業】	【製造業】 製造品出荷額等 110,407 百万円 付加価値額 40,940 百万円 (R2) 【IT産業】 売上高 26,769 百万円 付加価値額 15,100 百万円 (H27)	【製造業】 製造品出荷額等 162,406 百万円 付加価値額 59,302 百万円 (R14) 【IT産業】 売上高 80,000 百万円 付加価値額 45,000 百万円 (R14)
③	理工系人材の県内 就職率	21.1% (R3)	31.1% (R14)

- ※ ①について、市内立地実績（盛岡市）による。
- ※ ②について、総務省・経済産業省「経済センサス」又は総務省・経済産業省「経済構造実態調査」による。また対象業種は、日本標準産業分類に基づき、製造業は大分類「E-製造業」、IT産業は大分類「G-情報通信業」のうち中分類「39 情報サービス業」及び「40 インターネット付随サービス業」とする。
- ※ ③について、岩手大学理工学部・大学院総合科学研究科理物理学専攻、及び岩手県立大学ソフトウェア情報学部・大学院ソフトウェア情報学研究科における各校公表の卒業・修了実績による。
- ※ 各目標の達成度合に対する評価は、計画期間満了時において把握できる最新の対象年の数値を基に行うこととし、また、後継の計画を策定する場合には、当該評価結果を計画に反映させることとする。

(出所:第2期工業振興ビジョン)

第3章 監査の方針及び監査対象の決定

1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の包括外部監査は、一部の地方公共団体で官官接待やカラ出張などの不適切な予算執行があったことを受けて、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に行われているかどうかを、主として合規性の観点から、独立した第三者として監査することとされている。また、一方で監査を行うにあたっては、当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の観点から意見を提出することができるとされている。

したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、コストを抑えつつより大きな効果をあげるよう努めているか、より効率的な方法が取られているか、といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

2. 監査要点

令和6年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

（1）法令等への準拠性

- ・事業目的と関連しない予算執行はないか。
- ・契約は財務規則に沿って行われているか。
- ・契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・その他、事業に係る事務の実行は関連法令等に準拠しているか。

（2）事業の有効性

- ・事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。

又は、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。

・財源に国又は県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

(3) 事業の経済性、効率性

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・経済的かつ効率的な事務を追求しているか。
- ・本来市が負担すべきではない、負担を避けられるコストについて負担をしていないか。
- ・契約事務において複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託又は指定管理制度かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・年度末に不必要的予算消化をしていないか。
- ・費用対効果を勘案のうえ事業を実施しているか。

(4) 補助事業について

- ・補助事業の公益上の必要性はあるか。
- ・補助金の交付に公平性があるか。
- ・補助金の交付事務手続は定められた手順によっているか。
- ・補助金額の算定及び交付時期は適切か。

3. 監査手続

前述『2. 監査要点』に記載した監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

- ① 関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
- ② 監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い事業の概要を把握した。

（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- ① 支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令等への整合性・合規性、及び、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
- ② 法令等に実施根拠がある事業について、法令等に関する情報を入手し、事業実施内容の合規性を検証した。
- ③ 事業実施結果の概要、実績報告書等の閲覧及び担当者への質問を実施し、事業実績の検証を実施した。
- ④ 担当者への質問、関連書類の閲覧により、成果指標の有無、達成状況及び改善施策を検証した。
- ⑤ 市が実施する事務手続が、ルールに従って適切に行われているか、誤謬が事前に防止されるようなチェック機能が構築されているかという観点から、資料の閲覧、担当者への質問を実施した。
- ⑥ 委託業務の契約相手先、補助金等の交付先の会計記録・業務実施報告書等を閲覧・精査し、委託契約書、補助金要綱、協定書等との整合性を確認した。

（3）現地視察

- ① 監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概要について意見を聴取した。現地視察を実施した施設、現地視察の実施日は以下のとおりである。

施設名	視察実施日
盛岡市産業支援センター	
盛岡市新事業創出支援センター	令和 6 年 10 月 15 日
盛岡市産学官連携研究センター	

4. 監査対象事業について

市では、商業振興、工業振興に関して、商工振興ビジョン、第 2 期工業振興ビジョンを策定しており、これらのビジョンに登載されている事業の主な担当課として、経済企画課、ものづくり推進課、観光課が記載されている。また、「令和 5 年度当初予算の概要」に掲げられている「5 主な事業」に登載されている事業は、市の中でも主要な事

業と考えられる。そこで、「令和5年度当初予算の概要」に掲げられている「5主な事業」の以下の区分に登載されている事業を監査対象事業とした。

- 19 社会を担う人材の育成・支援
- 22 商業・サービス業の振興
- 23 工業の振興
- 24 観光の振興

ただし、令和5年度の決算額がゼロの事業は監査対象事業から除いた。

監査対象事業の一覧は以下のとおりである。

【図表 監査対象事業一覧】

所管部	所管課	「当初予算の概要」の区分	事業名
商工労働部	経済企画課	19 社会を担う人材の育成・支援	若者の就業支援事業
		22 商業・サービス業の振興	商業振興事務
			商店街等指導事業
			商店街活性化支援事業
			タウンマネージメント機関支援事業
			商工団体育成事業
			地域おこし協力隊活用事業
	新産業拠点形成推進事務局		盛岡南地区物流拠点整備事業
ものづくり推進課	23 工業の振興		工業振興事業
			盛岡テクノミュージアム設置事業
			ものづくり人材育成事業
			工場新設拡充等事業
			盛岡広域企業誘致推進事業
			盛岡手づくり村振興事業

所管部	所管課	「当初予算の概要」の区分	事業名
			産業支援事業
			産業支援センター管理運営事業
			産学官連携研究センター管理運営事業
			新事業創出支援センター管理運営事業
			起業家支援事業
			成長分野拠点形成支援事業
			金融対策事業
			地場・伝統産業振興事業
			ものづくり産業魅力向上事業
			盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業
			地域企業成長加速支援事業
交流推進部	観光課	24 観光の振興	観光客誘致宣伝事業
			大型観光キャンペーン事業
			観光団体育成強化事業
			まつり・イベント振興事業
			広域観光推進事業
			MICE 誘致推進事業
			盛岡芸妓育成事業
			道の駅設置事業
玉山総合事務所	道の駅整備推進室		まつり・イベント振興事業
	産業振興課		

第4章 外部監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の総括

令和6年度盛岡市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）は、「商工振興施策に関する財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。監査の結果及び意見の総括は下表のとおりである。

【図表 監査の結果及び意見の総括】

項目	監査の結果	意見
(1) 事業の有効性、経済性、効率性について	2	26
① 効果的な事業の実施について	0	15
② 事業の評価について	2	4
③ 事業の経済性、効率性について	0	7
(2) 事業の事務執行上の改善すべき事項について	6	4
(3) 施設の提供支援について	0	7
(4) 文書化の充実について	6	2
(5) その他の監査の結果及び意見	1	4
合計	15	43

本章『2. 監査の結果及び意見の概要』にて、上記項目ごとの代表的な監査の結果及び意見について概要を述べ、監査の結果及び意見を一覧形式でまとめている。続く『第5章 外部監査の結果及び意見（各論）』において、各事業の監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。監査の結果や意見の内容によっては2つ以上の項目に分類できるものもあるが、その場合は包括外部監査人としての主張を優先し、分類している。第5章は、監査の結果、意見が検出された事業のみ記載している。

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に合規性に関する事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) 事業の有効性、経済性、効率性について

この区分では、事業実施における有効性、経済性、効率性の観点から、監査の結果及び意見を記載している。

① 効果的な事業の実施について

事業の有効性に関して、効果的な事業の実施の視点から、『17. 地場・伝統産業振興事業』では、類似事業実施の負担金の再構築により、物産展の開催方法・規模・内容の選択肢が広がることについて、意見を記載した。

本事業では、盛岡デ一実行委員会、盛岡市の物産と観光展実行委員会等の各種物産展実行委員会が物産展等を開催している。

これらの物産展は物産振興及び観光振興を主な開催目的としており、開催場所は異なるものの、類似の物産展が開催されており、参加の事業者も類似している物産展となっている。類似の実行委員会等への負担金を統合することになれば、今まで開催していた物産展等の催し物も開催方法・規模・内容の選択肢が多くなる可能性がある。今後は類似事業実施の負担金の再構築を検討することが望ましい【意見 28】。

『2. 商業振興事務事業』では、補助対象経費の見直しにより補助金を申請しやすい環境を整備することについて意見を記載した。

本事業で行われている補助事業の中小企業者人材育成支援事業について、令和5年度は交付実績がなかった。交付要綱では補助対象経費について定めているが、当該要綱に規定された2団体が盛岡市から遠方の地で開催する人材育成研修の受講料のみが対象となっており、旅費は対象となっていない。そのため、受講希望者は遠方に赴くために旅費を自費で賄う必要があり、経済的負担が相当程度重く、本事業の活用が進まない要因の一つになっていると考えられる。岩手県内の他市では、同様の補助対象経費の範囲に旅費や宿泊費を含めている例もある。よって、補助対象経費の範囲を見直すことや、オンライン研修等の付随的費用が大きくなり研修も積極的

に補助対象に含めるなど、補助金を申請しやすい環境を整備することが望ましいであろう【意見2】。

No	事業名	結果意見	監査の結果又は意見	頁
1-3	若者サポートステーション運営業務委託	意見1	経費の内容及び帳簿・証憑書類の確認について	48
2	商業振興事務事業	意見2	補助対象経費の範囲の見直しについて	55
4-1	「映画の街盛岡」推進事業	意見3	プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券発行事業について	60
4-2	商店街振興事業	意見4	商店街振興事業費補助金交付要領について	63
7	工業振興事業	意見7	国外展示会等への出展に対する補助金上限額の見直し等について	76
8	盛岡テクノミュージアム設置事業	意見10	盛岡テクノミュージアムの活用方法の見直しについて	80
8	盛岡テクノミュージアム設置事業	意見11	QRコード付きカードによる学生等への周知方法の見直しについて	81
9	ものづくり人材育成事業	意見12	事業実施方法の見直しについて	83
11	盛岡手づくり村振興事業	意見15	盛岡手づくり村の施設設備の修繕・更新に向けた取組について	92
11	盛岡手づくり村振興事業	意見16	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金の資金使途について	92
17	地場・伝統産業振興事業	意見28	類似事業実施の負担金の再構築について	129
18	ものづくり産業魅力向上事業	意見31	販路拡大のための商談会について	134
19	盛岡AI・IoTプラットフォーム事業	意見32	デジジュクの内容の検討について	137
19	盛岡AI・IoTプラットフォーム事業	意見33	岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテストについて	138
20	地域企業成長加速支援事業	意見34	認定企業に対する成長加速支援のための仕様書の修正について	141

② 事業の評価について

事業の有効性に関して、この区分では事業の評価に関する部分について触れる。『7. 工業振興事業』では、事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて記載した。

製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金交付要綱においては、事業効果の検証に係る基準として、「①出品又は出展を通じて得られた顧客の数」及び「②出品又は出展を通じ、さらに出品又は出展することとなった展示会等の数」が設定されており、所管課が作成する「盛岡市補助金検証チェックシート」においては、令和4年度から令和7年度までの4年間の累積で①12者、②4件を目標値として掲げている。また、令和5年度の実績は、①13者、②4件であったとして既に目標が達成された状況となっている。

この目標値は令和3年度実績を基礎とし、その4年分を目標として設定したものであるが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から展示会等の開催数自体が激減し、本補助金の交付件数自体、国内の1件にとどまっていた時期である。令和5年度～14年度を対象期間とする第2期工業振興ビジョン アクションプランにおいては国内及び国外の展示会等併せて年5件の補助金交付件数を目標としていることもあり、実態を踏まえ、アクションプランとも整合した目標値とするよう見直しを図ることが必要であろう【意見8】。

『15. 新事業創出支援センター管理運営事業』では、基本協定書に定める要求水準の見直しについて意見を記載した。

市が指定管理者に求める要求水準は基本協定書に添付される仕様書に明記されており、新事業創出支援センターにおいても、「市民の平等使用の確保」、「サービスの向上」、「管理経費の縮減」及び「適正な管理運営」の4項目に係る要求水準が設定されている。

このうち「市民の平等使用の確保」として自主事業周知チラシ配布数が設定され、令和5年度における年度評価においては「B(達成率達成率60%以上, 90%未満)」と評価されているが、インターネットやSNSが普及する現状において、チラシ配付数を市民の平等使用の確保の要求水準に設定することは意義に乏しいものと考えられる。

指定管理者から提出された令和5年度の事業計画書においては、「市民の平等な使用の確保策」として、(1)入居審査委員会により入居審査等を行うことにより手続の

透明性と公平性を確保し、(2)会議室の利用に当たっては、入居企業に先着順を基本とした利用を周知し、利用の平等を図る旨がうたわれていることからも、当該入居審査等に係る適切なルール設定及び運用を行うことが、「市民の平等使用の確保」に係る核心的な事項と考えられる。

要求水準は市が指定管理者の業務運営に求める目標の一つであるとともに、指定管理者の実績評価にも用いるものであり、実態に即した適切な内容とするよう見直すことが必要であろう【結果 10】。

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
6	地域おこし協力隊活用事業	意見 6	事業年度終了後の活動評価について	72
7	工業振興事業	意見 8	事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて	77
10	工場新設拡充等事業	意見 13	中長期的な評価手法の検討について	87
12	産業支援事業	意見 17	事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて	95
14	産学官連携研究センター 管理運営事業	結果 9	基本協定書に定める要求水準の見直しについて	106
15	新事業創出支援センター 管理運営事業	結果 10	基本協定書に定める要求水準の見直しについて	114

③ 事業の経済性、効率性について

市の財政が厳しいなか、経済的、効率的な事業運営が求められている。この区分では、事業の経済性、効率性に関する監査の結果及び意見を記載する。

『16. 金融対策事業』では、市単独の中小企業融資制度の必要性について触れている。

市単独の中小企業融資制度では、商工振興資金融資制度と組合等振興資金融資制度があり、直近5年度では、市単独の中小企業融資制度の中小企業者年末資金について、令和3年度に1件の実行があつただけであった。

市単独の中小企業融資の実行がなくとも、融資の原資金のため、年度初めに金融

機関への 169,490 千円の預託が必要であり、年度末に預託金の返還が行われている。毎年度、預託金の年度初めの支出と年度末の返還が発生しており、169,490 千円が事実上、凍結している状態であり、市単独の中小企業融資制度を廃止することになれば、169,490 千円の預託は不要となり、この預託金分 169,490 千円を運用することになれば、相応の運用利回りによる財源を確保することができる。

県の中小企業向け融資制度も充実しており、市単独の中小企業融資制度の必要性は高くないため、市単独の中小企業融資制度を廃止することも選択肢の一つであろう【意見 27】。

『26. 盛岡芸妓育成事業』では、繰越金の存在を踏まえた補助のあり方について意見を記載した。

本事業は盛岡芸妓文化の伝承・継承を図るため、後継者育成、お座敷体験に係る経費に対して補助を行っている。補助金交付先である後援会の繰越金は、令和 3 年度末、令和 4 年度末、令和 5 年度末とそれぞれ、2,936 千円、4,141 千円、5,626 千円と推移しており、年々増加している。市は、育成対象である「ひよ妓」の育成辞退を受けて、令和 5 年度の補助金の交付額を当初予算の 3,000 千円から 2,436 千円に減額したが、それでも 5,626 千円の繰越金が残っている。繰越金 5,626 千円は後援会の会費収入の未使用分とみられるが、補助金収入を上回る繰越金が残っているということは、補助金収入がなくても支出がまかなえることを意味する。したがって、市が後援会に対してあえて補助金を交付する必要性は低いと考えられる。今後、ひよ妓の継続的育成に至った場合でも、まずは繰越金を使用するよう、後援会と協議する必要があると考える【意見 41】。

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
11	盛岡手づくり村振興事業	意見 14	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターの経営改善に向けた取組について	91
14	産学官連携研究センター 管理運営事業	意見 25	指定管理者を非公募にて継続する場合における収支見込(収支予算)の取扱いについて	111
16	金融対策事業	意見 27	市単独の商工振興資金融資について	125

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
17	地場・伝統産業振興事業	意見 30	口座振込依頼書について	132
24	広域観光推進事業	意見 40	任意団体における繰越金について	152
26	盛岡芸妓育成事業	意見 41	繰越金の存在を踏まえた補助のあり方について	159
27	まつり・イベント振興事業 (産業振興課)	意見 43	イベント中止の場合のキャンセル規定について	164

（2）事業の事務執行上の改善すべき事項について

今般の監査において、事業の事務執行上の改善すべき事項が散見された。要改善事項の原因を特定し、同じ誤りが繰り返されないような体制構築、仕組み作り、認識の共有が必要である。

『10. 工場新設拡充等事業』では、補助金交付申請前に、市長の認定を受ける必要があり、その際、「申出前3年分の事業税納税証明書」の提出が必要となるが、この書類として、補助対象者の親会社の法人税に係る納税証明書が提出されていた事例があった。所管課によれば、事業税納税証明書の提出を求める趣旨は、工場等の立地に伴いどの程度の税収をもたらす事業者であるか判断する根拠資料とともに、未納税額の有無を把握することにあるとのことである。本証明書の有無により、認定の適否に直接影響を与えるものではないとのことであるが、あらためて当該事業者から所定の事業税納税証明書を徴収するとともに、今後の認定事務にあたっては、趣旨を踏まえ、所定の資料の提出を受けるよう徹底すべきであろう【結果5】。

『1-1. 高校生インターンシップ事業』では、報告書の提出遅延の改善について触れている。

本事業の実施要領では、実習生は実習終了後、速やかに報告書を作成し、学校に提出する旨、及び、学校は実習を終了した日から起算して14日以内に同報告書の写しを市の事務局に提出することとされている。しかしながら、実習生が作成した報告書には、実習終了後から期限である14日を超えて事務局に提出されているものが散見された。学業等の事情があると推察されるためやむを得ないが、期限を遵守することは

インターンシップ事業が求める目的の一環と考えられる。市は報告書の提出が遅れた要因を十分に分析し、遅延が発生しないように学校に指導することや、現状の期限設定では学業に影響を与える可能性がある場合には実施要領を見直すことを検討すべきであろう【結果1】。

『23. まつり・イベント振興事業（観光課）』、『27. まつり・イベント振興事業（産業振興課）』では、負担金の請求及び支出における双方代理について触れている。

盛岡花火の祭典実行委員会の会長には盛岡市長が就任している。実行委員会から市にあてた負担金の請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。この点に関し、最高裁判所平成16年7月13日判決においては、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。そして、本負担金の請求及び支出決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用され、盛岡市と実行委員会の双方ともに法律効果が帰属していないことになる可能性がある。最近の例として、鹿屋市令和6年度定期監査、米沢市令和5年度住民監査請求においてはいずれも公金の支出側の長と受取側の長が同一人物という事例で民法第108条の規定が類推適用されている。

請求する者と請求される者が同一であるという利益相反が生じることから、市の顧問弁護士等しかるべき専門家に双方代理について確認することが必要と考えられる【意見39, 42】。

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
1-1	高校生インターンシップ事業	結果1	実習終了後の報告書の提出遅延について	41
3	商店街等指導事業	結果4	指導講師謝金支給基準の見直しについて	58
10	工場新設拡充等事業	結果5	認定事務における事業税納税証明書の未微収について	86
20	地域企業成長加速支援事業	結果12	収支決算書の記載誤りについて	141

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
21	観光客誘致宣伝事業	意見 35	おもてなし推進協議会における随意契約について	144
21	観光客誘致宣伝事業	意見 36	おもてなし推進協議会における決裁日について	145
23	まつり・イベント振興事業 (観光課)	意見 39	負担金の請求における双方代理の解消について	150
25	MICE 誘致推進事業	結果 14	観光コンベンション協会の翌年度 MICE 助成金予定額の管理について	155
27	まつり・イベント振興事業 (産業振興課)	結果 15	実行委員会における随意契約理由書の未作成について	164
27	まつり・イベント振興事業 (産業振興課)	意見 42	負担金の請求における双方代理の解消について	164

(3) 施設の提供支援について

今般の監査では、新規創業者に対する支援や、新技術又は新製品を開発しようとする企業等の支援のため、低廉な使用料による施設の提供支援が行われているが、このような支援について、施設にふさわしい設備等の再検討、使用期間の見直し等について、意見を記載している。

『13. 産業支援センター管理運営事業』では、施設にふさわしい設備等の再検討、使用期間の見直しについて触れた。

産業支援センターのインキュベートゾーンには、全 13 室の創業支援室が設置されているが、令和 5 年度の年間平均入居者数は 5.5 社であり、新型コロナウイルス感染症まん延前の平成 30 年度における年間平均入居者数は 10.9 社(最大 13 社)と比較すると、稼働率は概ね半減している。

創業支援室のタイプ別の入居状況を見ると、ブースタイプで最も面積の狭いタイプの空室が目立っている。その要因は多面的なものと思われるが、空調設備を中心に施設面での老朽化が進んでいるとともに、特に窓に面していないブースタイプの創業支援室には、全体的に明るさが感じられず、入居者が共通利用できるコピー機も旧態依然としたものが利用されないままに設置されていること等、施設面の現況が影響していることも考えられる。また、消防設備等の増設や移設等を避けるため各ブースは上部

の欄干が空いた形態で仕切られ、事業活動に必須である密室性が確保されていない等、インキュベーション施設としてそぐわない面があるものと考えられる。

平成 28 年 3 月に策定された「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、令和 7 年度を目途に、プラザおでって内の現盛岡てがみ館設置場所へ産業支援センターを移転することが計画されているところであるが、市として創業支援に注力するのであれば、市内におけるインキュベーション施設への需要、入居者及び入居希望者等の要望等を踏まえ、インキュベーション施設としてふさわしい創業支援室の面積や構造、ワーキングスペースや駐車場の有無及び設置備品に必要とされる機能等についてあらためて検討されたい **【意見 18】**。

また、盛岡市産業支援センター条例において、創業支援室の使用の許可の期間は 1 年以内とされ、当初の許可時から 3 年を超えない範囲内で 2 回を限度として更新することができる旨が定められている。しかし、創業(起業)から実際に軌道に乗るまでの段階にある所謂「アーリーステージ」の事業者であるとしても、事業者によっては、3 年で産業支援センターを「卒業」し、市内に事業展開できるとは限らず、移転先の探索・検討を含む準備期間を含むと、必ずしも十分ではない場合もあり得る。

近隣の相場よりも使用料が低く抑えられた施設であり、入居希望者間の公平性(市民の平等使用の確保)の観点から入居期間の上限を設定すること自体は必要であるものの、使用期間の短さが入居の制約となることは避けることが望ましい。入居者の実態及び入居希望者の要望等を踏まえ、例えば、5 年程度を目途に使用期間の上限を見直すことを検討されたい **【意見 19】**。

『14. 産学官連携研究センター管理運営事業』においても、使用期間の見直しについて触れている。

盛岡市産学官連携研究センター条例において、研究開発室の使用の許可の期間は 3 年以内とされ、当初の許可時から 5 年を超えない範囲内で 2 回を限度として更新することができる旨が定められている。一方、実際の利用実態を見ると、同一の企業でありながら共同研究タイプとベンチャータイプとの間の入居タイプの変更や、岩手大学との共同研究テーマ等の変更等を新たな入居として捉え、使用期間の始期を洗い替えられる運用が取られており、結果として、5 年を超える使用期間が許可されている企業も存在する。

本施設は永続的に入居することを前提とした施設ではなく、一定期間のうちに共同

研究等の成果を活用して新技術や新製品の開発等を行った上で、市内へ事業拠点を移し本格的な事業化を行うことを期待する施設である。実態に即して3年を原則とする使用期間自体を見直すとともに、入居タイプの変更や岩手大学との共同研究テーマ等の変更等により使用期間を延長する際ににおいても、10年程度の上限を設定すること等、一定の制約を課すことを検討されたい。

また、一部の企業が多くの研究開発室を使用する実態も見られ、研究開発室の室数に余裕のあった時期に許可された結果と考えられるが、入居希望者間の公平性(市民の平等使用の確保)を阻害しないよう、研究開発室の複数使用に係る条件や上限を設定する等、入居審査時における対応方針を明確化されたい【意見22】。

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
13	産業支援センター管理運営事業	意見18	インキュベーション施設にふさわしい設備等の再検討について	98
13	産業支援センター管理運営事業	意見19	創業支援室使用期間の見直しについて	100
13	産業支援センター管理運営事業	意見21	産業支援センター卒業(退去)後の実態把握等について	102
14	産学官連携研究センター管理運営事業	意見22	研究開発室使用期間等の見直しについて	108
14	産学官連携研究センター管理運営事業	意見23	事業化支援ブースの有効活用について	109
14	産学官連携研究センター管理運営事業	意見24	産学官連携研究センター卒業(退去)企業への支援及び卒業(退去)後の実態把握等について	110
15	新事業創出支援センター管理運営事業	意見26	貸工場の複数使用に係る条件等の明確化について	116

(4) 文書化の充実について

行政における説明責任を適切に履行するためには、文書化が適切に行われている必要がある。今般の監査において、提出を受ける書類について、記載内容の充実が必要と思われるものが散見された。

『23. まつり・イベント振興事業（観光課）』では、補助金の実績確認に関して、事業実績書の文書化の充実について記載した。

本事業では、盛岡秋まつり山車製作費補助金の交付が行われているが、交付先から提出された収支決算書には支出の部に山車製作一式 2,000 千円（予算額と決算額は同額）が計上され、補助金がこれに充当されたとの記載がある一方、事業計画、事業実績書を閲覧したところ、盛岡秋まつりへの出演、山車の安全かつ円滑な運行についての記載はあるものの、山車製作についての記載がなかった。補助金の交付対象である山車の制作が実際に行われたのかどうか、どのような山車が制作されたのか、事業実績書を補完する写真等の添付もないため、不明な状態である。

山車製作一式 2,000 千円について所管課では、予算要求時に山車制作に係る内訳を確認していることであるが、実績についての確認はなされていない。市は交付先に対し、事業実績書の記載が不十分であれば詳細かつ正確な記載を要請すべきである。あわせて、支出の存在・経費の発生を疎明する写真、証憑等を添付資料として提出させる必要がある【結果 13】。

『5. 商工団体育成事業』では、補助金交付先から提出を受ける収支決算書の記載について意見を記載した。

岩手県中小企業団体中央会事業に対する補助金の交付について、事業実施後に収支決算書が提出されている。当該収支決算書は、別紙として支出項目が明確に記載されている。その一方で、収入項目について内容が記載されていない。本来、収支決算書には収入及び支出の内訳・金額が記載され、歳入歳出差引残額が記載され、事業の結果として報告されるべきものであり、収入の内容の記載がない場合、歳入歳出差引残額を計算することができず、正確な収支状況を把握することができない。よって、市は事業者に対して収支状況の詳細を把握できる収支決算書の作成・提出を指導すべきと考える【意見 5】。

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
1-2	ジョブカフェいわて運営業務委託	結果 2	事業報告等の仕様書への記載不足について	45
1-4	新社会人就職定着支援事業	結果 3	事業報告等の仕様書への記載不足について	52

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
5	商工団体育成事業	意見 5	収支決算書の記載不備について	69
13	産業支援センター管理運営事業	結果 7	収支決算書の記載について	97
14	産学官連携研究センター管理運営事業	結果 8	収支決算書及び収支予算書の記載について	105
19	盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業	結果 11	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進交付金)の報告について	137
22	観光団体育成強化事業	意見 37	補助金交付先の収支予算書における繰越金の未記載について	146
23	まつり・イベント振興事業 (観光課)	結果 13	盛岡秋まつり山車製作費補助金における実績の確認について	149

(5) その他の監査の結果及び意見

(1)～(4)に分類されなかった結果及び意見を(5)に分類している。

『1.1. 盛岡手づくり村振興事業』では、業務委託項目の見直しについて触れた。令和5年度に、盛岡手づくり村内の構内道路脇(市有地)にある大型樹木が倒れ、その倒木により車両2台に対して被害を及ぼした。樹木自体は枯れていないが、地盤が緩いためか、根の張りが弱い状態とのことであった。財政が厳しいことは承知しているが、今後も同様の大型樹木の倒木が発生するおそれがあり、場合によっては人命に影響を及ぼす可能性も十分にある。

盛岡手づくり村市有施設維持管理業務委託に「植栽の維持管理」の項目があるが、この項目に大型樹木の定期的な点検は含まれておらず、このままの業務委託契約内容では、大型樹木の倒木の可能性を排除することができない。業務委託の契約内容に「植栽の維持管理」に大型樹木の点検も含め、危険が生じる可能性がある場合には、当該樹木の伐採をする内容を追加すべきである【結果6】。

No	事業名	結果 意見	監査の結果又は意見	頁
7	工業振興事業	意見 9	「ものづくり企業者」の脱炭素経営に対する支援策の検討について	78
11	盛岡手づくり村振興事業	結果 6	盛岡手づくり村の大型樹木の定期的な点検について	90
13	産業支援センター管理運営事業	意見 20	現状を踏まえた移転計画の見直しについて	101
17	地場・伝統産業振興事業	意見 29	個人情報取扱事務に係る対応について	130
23	まつり・イベント振興事業 (観光課)	意見 38	まつり・イベントの実行委員会における税務申告について	150

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I 経済企画課

1. 若者の就業支援事業

1-1. 高校生インターンシップ事業

（1）事業の概要

事業の名称	高校生インターンシップ事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	令和元年度（平成30年度までは盛岡市単独実施）		
事業の内容	盛岡広域圏の各市町と盛岡広域振興局と連携し、若者の現実的な職業観の形成や、地元定着を図るため、盛岡広域圏内の高校生に対して、地元企業の魅力に触れてもらう機会となるインターンシップの機会を提供する。		
財源	全額一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	53	42	53
決算額(千円)	53	42	41

① 高校生インターンシップ事業について

本事業は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石市、葛巻市、岩手町、紫波町及び矢巾町からなる圏域の主に就職を希望する高校生に就業体験等の場を提供することにより、高校生が主体的に職業選択ができる能力の育成を図るとともに、地元企業の特色・魅力などを伝えることにより、地域の将来を担う人材の地元定着を図ることを目的としており、事業の概要は以下のとおりである。

	内容
事業実施主体	岩手県盛岡広域振興局、盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町で構成される盛岡広域圏高校生インターンシップ事業実施協議会とし、事務局を盛岡市とする。
対象生徒	原則として、盛岡広域圏内の高等学校に在学する者を対象とする。

参加対象事業所	原則として、盛岡広域圏内に就業場所を有し、高卒者、新卒者の求人を予定している事業所を対象とする。
実施時期及び期間	原則、7月下旬から9月下旬までのうち5日間以内

(出所:令和5年度盛岡広域圏高校生インターンシップ事業 実施要領)

② 事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加企業			
申込事業所数	50社	58社	65社
うち実施数	15社	16社	28社
参加学校/生徒			
申込数	10校	39人	9校
うち実施数	10校	28人	9校
		71人	8校
		52人	130人
		8校	128人

(出所:経済企画課作成資料)

③ 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	38	消耗品費
役務費	3	郵便料
合計	41	

(2) 監査の結果及び意見

【結果1】実習終了後の報告書の提出遅延について

盛岡広域圏高校生インターンシップ事業実施要領13において、実習生は実習終了後、速やかに報告書を作成し、学校に提出する旨、及び、学校は実習を終了した日から起算して14日以内に同報告書の写しを市の事務局に提出することとされている。

盛岡広域圏高校生インターンシップ事業実施要領13 実施報告書の提出

実習生は、実習終了後、速やかに「報告書(様式第7号)」を作成し、学校に提出するものとする。

学校は、実習を終了した日から起算して 14 日以内に、同報告書の写しを事務局に提出するものとする。

(出所:令和 5 年度盛岡広域圏高校生インターンシップ事業 実施要領)

しかしながら、実習生が作成した報告書には、実習終了後から期限である 14 日を超えて事務局に提出されているものが散見された。学業等の事情があると推察されるためやむを得ないが、期限を遵守することはインターンシップ事業が求める目的の一環と考えられる。そのため、市は報告書の提出が遅れた要因を十分に分析し、遅延が発生しないように学校に指導することや、現状の期限設定では学業に影響を与える可能性がある場合には当該実施要領 13 の記載を見直すことを検討されたい。

1-2. ジョブカフェいわて運営業務委託

(1) 事業の概要

事業の名称	ジョブカフェいわて運営業務委託		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 16 年度		
事業の内容	若者に対し、きめ細かな就職相談や職業意識の啓発を行うとともに、就職に関する情報提供を行うため、岩手県が設置する「ジョブカフェいわて」にカウンセラーを 1 名配置し、就職等に関するカウンセリング等を行う。		
財源	全額一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	5,004	5,004	5,113
決算額(千円)	5,004	5,004	5,113

① ジョブカフェいわて運営業務委託について

本事業は、若年者に対し、きめ細やかな就職相談や職業意識の啓発、就職に関する情報提供を行うことにより、効果的に若年者の就職を促進するほか、働いている者への能力向上支援等のため、岩手県が設置する「ジョブカフェいわて」において就職等に関するカウンセリング等の業務を行うことを目的としており、事業の概要は以下のとおりである。

	内容
事業者	富士通 Japan 株式会社
委託期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
委託金額	5,112,800 円(税込)
契約方法	随意契約
事業の対象者	概ね 45 歳未満の者を対象とする。
設置場所	盛岡市菜園一丁目 12 番 18 号 盛岡菜園センタービル 5 階
委託業務内容	事業実施期間を通じて、設置場所に、キャリアコンサルタントの国家資格を有する者又は同等以上の能力、経験等を有すると認められるカウンセラー 1 名を配置し、次に掲げる業務の一切を行う。

	<p>(1)就職等に関するカウンセリング</p> <p>ジョブカフェの利用者のうち就職等に関するカウンセリングを希望する者に対し、概ね次に掲げるような過程を経ながら、相談者が早期に就職するうえで必要と考えられるアドバイス、指導等を行うものとする。なお、カウンセリングの実施に当たっては、相談者のプライバシー保護に万全を期するとともに、常に岩手労働局(盛岡公共職業安定所)との連携を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相談者の経歴や実務能力等への検討 イ 相談者の希望する職種への適性診断 ウ 就職に向けた課題の特定 エ 就職までの行動計画の提示 オ 就職先の見つけ方、履歴書の書き方、面接の受け方等に関するアドバイス等 <p>(2)職業意識の啓発、就職活動に関する情報収集、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 就職面接会、就職ガイダンス等の各種イベント情報、企業情報の収集及び提供等 <p>(3)就職後のフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ア キャリア・カウンセリングやスキルアップのための指導、転職相談等 <p>(4)企業に対する人材育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 就職面接会、就職ガイダンス等の採用機会提供 イ 企業が行う人材育成研修の支援
--	---

(出所:令和5年度ジョブカフェいわて運営業務委託仕様書)

(ジョブカフェいわての外観)



② 事業数値目標及び達成状況

内容		目標数	実人数	達成率
サービス利用者数	ジョブカフェいわて管理運営業務	35,000 人	45,612 人	134.6%
	生徒等への地元産業・企業の理解促進事業業務		1,044 人	
	県内企業の職場定着等支援事業業務		440 人	
	計	35,000 人	47,096 人	
就職決定者数		1,150 人	1,158 人	100.7%

③ 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	5,113	ジョブカフェいわて運営業務委託
合計	5,113	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 2】事業報告等の仕様書への記載不足について

本事業の「令和 5 年度ジョブカフェいわて運営業務委託仕様書」には、業務の目的、業務委託期間、委託業務内容等の事業の概要についての記載はあるが、事業開始前に策定すべき事業計画、経費支出計画や、業務が完了した際に報告すべき事項が規定されていない。そのため、市は事前に本事業が適切に実行されるかの計画書や、本事業が適切に実行されたかを検証するための適切な報告書を受領できない可能性が否めない。実際に、市は事業実施後の報告書は受領しているが、事前段階の事業計画については事業者からの提出がなかったために十分な検証を実施できていない。よって、他の委託事業と同様に、仕様書に事業計画や事業が完了した際に報告すべき事項を規定すべきであろう。

1－3. 若者サポートステーション運営業務委託

(1) 事業の概要

事業の名称	若者サポートステーション運営業務委託		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 18 年度		
事業の内容	若年無業者の就労開始に向けた支援を行うことを目的に、厚生労働省が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」事業と連携し、市事業として、職業的自立に向けたカウンセリング、ワーキングルームの開設、ボランティア体験等を実施し、若年無業者の自立を支援する。		
財源	全額一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	4,620	4,620	4,620
決算額(千円)	4,620	4,620	4,620

① 若者サポートステーション運営業務委託について

本事業は、国が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」において、原則として 15 歳から 40 歳代までの、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者（以下「若年無業者等」という）の職業的自立に向けたカウンセリング、職業意識の啓発及び社会適応支援等の総括的な業務を行うことを目的としており、事業の概要は以下のとおりである。

	内容
事業者	特定非営利活動法人もりおかユースポート
委託期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
委託金額	4,620,000 円（税込）
契約方法	随意契約
事業の対象者	原則として 15 歳から 40 歳代の若年無業者等及びその家族
設置場所	盛岡市盛岡駅前通 16-15 保科済生堂ビル 3 階
委託業務内容	(1)臨床心理士等によるカウンセリング等の実施（72 時間以上） 臨床心理士又は公認心理師を配置し、若年無業者等や家族に対するカウ

	<p>ンセリングや講座等を行う。</p> <p>(2)ワーキングルームの開設等(5時間以上を200日以上) 若年無業者等の居場所としてワーキングルームを開設するとともに、コミュニケーション能力や就労に向けた意欲の向上に資するセミナー等を実施する。</p> <p>(3)ボランティア体験等の実施(30回以上) ボランティア体験等若年無業者等の社会適応及び職業的自立に資する事業を実施する。</p>
--	---

(出所:令和5年度盛岡地域若者サポートステーション運営業務委託仕様書)

② 事業実績

・もりおか若者サポートステーション利用実績

内容	利用度
臨床心理士等カウンセリング利用者数	24人
カウンセリング実施回数	20回
ボランティア体験者数	300人
ボランティア実施回数	162回
居場所利用者数	1,923人
居場所開設回数	240回
職場見学・体験利用者数	181人
職場見学・体験受入社数	22社
セミナー参加者数	273人
セミナー実施回数	73回
就職決定者数	112人
その他進路決定者数	16人
リファー数	10人

・セミナーの実施状況

内容	計画回数	実施回数	参加者数
局 事 業	パソコンセミナー	3回	2回
	自己分析系セミナー	26回	19回
	就活系セミナー	39回	29回
	職業人講和	2回	2回
	サポステ説明会	25回	20回

内容		計画回数	実施回数	参加者数
市 事 業	農業体験	31回	30回	74名
	コミュニケーションゲーム	4回	4回	22名
	コミュニケーションセミナー	21回	21回	115名
	クッキング Day	2回	2回	2名
	若者企画	2回	2回	11名
	季節イベント	4回	6回	21名
	販売体験	8回	8回	28名

・ボランティアの実施状況

内容	計画回数	実施回数	参加者数
駅前清掃ボランティア	30回	25回	48名
大通り商店街清掃ボランティア	12回	9回	9名
大通り商店街事務ボランティア	12回	8回	8名
飲食店開店前ボランティア	48回	27回	43名
リースボランティア	11回	11回	59名
高齢者生活支援ボランティア	23回	23回	29名
公会堂ボランティア	21回	17回	53名
北の民謡市場販売ボランティア	18回	11回	11名
制服修繕ボランティア	48回	29回	33名
川上塗装工業ボランティア	1回	1回	4名
北の民謡市場清掃ボランティア	1回	1回	3名

③ 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,620	盛岡地域若者サポートステーション運営業務委託
合計	4,620	

(2) 監査の結果及び意見

【意見1】経費の内容及び帳簿・証憑書類の確認について

本事業の「令和5年度盛岡地域若者サポートステーション運営業務委託仕様書」6には経費の取扱いに係る要件が規定されている。その中には、対象となる経費の範囲

や本事業の帳簿等の整理に関する事項が規定され、本事業の帳簿及び証憑書類を整理し、事業完了日の属する事業年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする旨が定められている。しかしながら、市は実際に支出された経費が本仕様書に合致しているか、また、本事業の帳簿及び証憑書類が適切に整理されているかの確認を実施していない。委託先は様々な事業を行っており、本事業に関係のない支出が含まれてしまう可能性は完全には否定できない。委託先への牽制を働く上でも、市は、例えば経費の重要性に応じて領収書等の外部証憑を確認するとともに、経費の外部証憑が適切に整理・保存されているかを実際に確認することが望ましいと考える。

1－4. 新社会人就職定着支援事業

(1) 事業の概要

事業の名称	新社会人就職定着支援事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 23 年度		
事業の内容	就職後 3 年目までの若手社員を中心に、コミュニケーションスキル向上研修、キャリア開発研修等を行うことにより、職場への定着を支援する。		
財源	全額一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	1,975	1,975	1,975
決算額(千円)	1,975	1,975	1,975

① 新社会人就職定着支援事業について

就職後の早期離職を回避するため、新規就職者に対する研修を実施し、組織や仕事に対する目的意識、仕事観を意味づけするとともに、個別のキャリアカウンセリングを行うことで企業への定着を図る。また、同世代異業種の人材交流の場とすることで、若手社員同士のネットワークの構築及び地域企業の連携を図ることを目的としており、事業の概要は以下のとおりである。

	内容
事業者	富士通 Japan 株式会社
委託期間	令和 5 年 4 月 7 日から令和 6 年 2 月 29 日
委託金額	1,974,500 円(税込)
契約方法	随意契約
事業の対象者	企業に在職して概ね 3 年以内の新規就職者
事業実施場所	盛岡市内
委託業務内容	(1)研修事業 企業に在職して概ね 3 年以内の新規就職者に対し、社会人としての意識づけの一助となる実践型の研修を企画し、実施する。 ア 対象者 盛岡市内の企業に在籍をしている入社 1 年目から 3 年目までの社員 50 名程

	<p>度。ただし、応募人数が定員に満たない場合には、近郊地域の企業や入社 3 年以上の者を加えることを認めるものとする。</p> <p>イ 実施場所 盛岡市内</p> <p>ウ 実施回数 全 5 回程度</p> <p>エ 研修内容</p> <p>概ね下記のような内容の研修を行うほか、発注者と調整の上、若手社員の育成に適した研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異業種間の人材交流を行う中で、市内に存する様々な職業、仕事についての知識を深める研修 ・自己の働く意味や今後のビジョンを構築し、キャリアアップや企業への定着につながる研修 <p>(2)キャリアカウンセリング</p> <p>前項の研修の受講者に対し、個別のキャリアカウンセリングを実施し、社会生活の振り返りや今後のビジョン構築を支援することで、仕事に対する意欲の向上を図り、企業への定着に繋げる。</p> <p>ア 対象者</p> <p>前項の研修の受講者</p> <p>イ 実施回数</p> <p>研修の実施期間中及び研修の終了後から概ね 3 ヶ月以内に各 1 回実施する。</p> <p>ウ その他</p> <p>キャリアカウンセリングを行う者は、キャリアコンサルタントの国家資格を有する者又は同等以上の能力、経験等を有すると認められるものとする。</p>
--	--

(出所:令和 5 年度新社会人就職定着支援事業業務委託仕様書)

② 事業実績

研修実績

	研修テーマ	日時	参加実績	
			企業数	参加者数
1	・キャリア開発プログラム① ・チームビルディング研修	7 月 18 日	19 社	39 名
2	コミュニケーションスキル研修	8 月 8 日	20 社	42 名
3	・キャリア開発プログラム② ・メンタルタフネス研修	8 月 24 日	20 社	42 名
4	企業の魅力プレゼングランプリ	9 月 11 日	20 社	42 名
プログラム合計			のべ 165 名	

キャリアカウンセリング実績

カウンセリング内容	日時	企業数	参加者数
個別キャリアカウンセリング(第1期)	8月～9月	20社	44名
個別キャリアカウンセリング(第2期)	12月～2月	19社	35名
全体合計			のべ79名

③ 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,975	新社会人就職定着支援事業業務委託
合計	1,975	

(2) 監査の結果及び意見

【結果3】事業報告等の仕様書への記載不足について

本事業の「令和5年度新社会人就職定着支援事業業務委託仕様書」には、業務の目的、業務委託期間、委託業務内容等の事業の概要についての記載はあるが、事業開始前に策定すべき事業計画、経費支出計画や、業務が完了した際に報告すべき事項が規定されていない。そのため、市は事前に本事業が適切に実行されるかの計画書や、本事業が適切に実行されたかを検証するための適切な報告書を受領できない可能性が否めない。実際に、市は事業実施後の報告書は受領しているが、事前段階の事業計画については事業者からの提出がなかったために十分な検証を実施できていない。よって、他の委託事業と同様に、仕様書に事業計画や事業が完了した際に報告すべき事項を規定すべきであろう。

2. 商業振興事務事業（中小企業者人材育成支援事業）

（1）事業の概要

事業の名称	中小企業者人材育成支援事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 30 年度		
事業の内容	地域イノベーションの創出を促し、事業者の経営力を強化するため、中小企業大学校等において開催する研修に盛岡市内の中小企業の役員・社員が受講する場合、受講料の一部を補助する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	200	300	300
決算額(千円)	0	186	-

① 中小企業者人材育成支援事業について

本事業は、中小企業者等の経営能力の強化を図るため、中小企業者等が人材育成事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、概要は以下のとおりである。

	内容
対象者	中小企業基本法第 2 条 1 項に規定する中小企業者又は市の区域内に主たる事務所を有し、かつ、市税を滞納していない者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす者。 ア. 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の者及び常時使用する従業員の数が 300 人以下の者であって、製造業、建設業又は運輸業に属する事業を主たる事業として営むもの イ. 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の者及び常時使用する従業員の数が 100 人以下の者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの ウ. 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の者及び常時使用する従業員の数が 200 人以下の者であって、宿泊業に属する事業を主たる事業として営むもの

	<p>エ. 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の者及び常時使用する従業員の数が 100 人以下の者であって、宿泊業を除くサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>オ. 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の者及び常時使用する従業員の数が 50 人以下の者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>カ. 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の者及び常時使用する従業員の数が 300 人以下の者であって、アからオに掲げる業種のいずれにも属しない事業を主たる事業として営むもの</p>
対象事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校が実施する研修又は国立大学法人東北大学大学院経済学研究科地域イノベーション研究センターが実施する地域イノベーションプロデューサー塾その他市長が適当と認める研修をいう。
経費の範囲及び補助金額	中小企業者等の代表者又は従業員が受講する人材育成研修の受講料とし、これに対する補助額は、人材育成研修の受講修了者 1 人につき当該受講料の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする。ただし、その額が 15 万円を超えるときは 15 万円を限度とする。
補助の実施期限	<p>補助の実施期限は、令和 7 年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。</p> <p>事業効果の検証に係る基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成研修の受講により、当該受講者の経営能力の強化が図られた者の数 ・人材育成研修の受講を終了した後、当該人材育成研修で得られた成果を中小企業者等の経営改善を目的とした取り組みに取り入れた者の数

(出所:盛岡市中小企業者等人材育成事業補助金交付要綱)

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助および交付金	-	
合計	-	

（2）監査の結果及び意見

【意見2】補助対象経費の範囲の見直しについて

本事業に係る補助金について、令和5年度は交付実績がなかった。補助対象経費について、盛岡市中小企業者人材育成事業補助金交付要綱3では、当該要綱に規定された2団体が盛岡市から遠方の地で開催する人材育成研修の受講料のみが対象となっており、旅費は対象となっていない。そのため、受講希望者は遠方に赴くために旅費を自費で賄う必要があり、経済的負担が相当程度重く、本事業の活用が進まない要因の一つになっていると考えられる。岩手県内の他市では、同様の補助金の対象経費の範囲に旅費や宿泊費を含めている例もある。よって、補助対象経費の範囲を見直すことや、オンライン研修等の付随的費用が大きくない研修も積極的に対象に含めるなど、補助金を申請しやすい環境を整備することが望ましい。

3. 商店街等指導事業（商店街等魅力強化支援事業）

（1）事業の概要

事業の名称	商店街等魅力強化支援事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 20 年度		
事業の内容	商店街等やエリアごとに開催される研修会に対して講師を派遣し、商店街等の魅力強化を図るほか、研修会で参加する企業に国・県が実施する各種支援策の活用を促し経営力の強化に繋げる。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	90	90	90
決算額(千円)	0	0	60

① 商店街等魅力強化支援事業について

本事業は、市内の商店街及び商店街青年部又は商店街が構成団体に含まれる研究会並びに業界団体の活性化を図るため、専門知識を有する講師を派遣して適切な支援を行うことを目的としており、概要は以下のとおりである。

	内容
組織の内容	当該事業でいう商店街とは、盛岡市に所在する商店街振興組合、商店街協同組合及び事業者で組織された任意団体のことをいう。
講師派遣の決定	商店街等から講師派遣の申込を受けた場合、市は申請内容の適否を判断し、予算の範囲内で講師派遣を決定するものとする。
講師の選定	市は商店街等から求められた講師派遣内容に適合する講師を選定するものとする。
講師の要件	<ul style="list-style-type: none">一般社団法人中小企業診断協会岩手県支部に所属する中小企業診断士一般社団法人中小企業診断協会岩手県支部が講演実施に必要とみなす専門知識を有する者商店街等が希望する講師で、市長が適当と認めたもの
講師の業務	<ul style="list-style-type: none">商店街等の組織、運営及び共同事業の促進に関する講演並びに指導商店街等の商圈に属する個店の経営革新に関する講演及び指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街等の運営にかかる新知識の習得に関する講演及び指導 ・その他商店街等を活性化するために必要と思われる内容の講演及び指導 ・派遣される講師の講演内容については、盛岡市商店街等指導講師派遣事業申請書記載の講師派遣内容に即して行うものとする。また、講演及び指導並びに関連した質疑応答に限定されるものであって、これを超える業務、要望等については業務の対象外とする。
--	---

(出所:盛岡市商店街等指導講師派遣事業実施要領)

(指導講師謝金支給基準)								
・講師に対しては、一回ごとの講演につき謝金を支払うものとする。								
・一回ごとの講師派遣に伴う講師謝金は以下のとおり定める。								
・会場設営借上費用、資料作成費用など講演開催にかかる諸経費については、当事業では負担しないものとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣講師</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に特に寄与すると市長が認める講師</td> <td>50,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に寄与すると市長が認める講師</td> <td>30,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>市長が必要と認める講師で、上記に該当しない講師</td> <td>10,000 円以内</td> </tr> </tbody> </table>	派遣講師	支給金額	講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に特に寄与すると市長が認める講師	50,000 円以内	講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に寄与すると市長が認める講師	30,000 円以内	市長が必要と認める講師で、上記に該当しない講師	10,000 円以内
派遣講師	支給金額							
講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に特に寄与すると市長が認める講師	50,000 円以内							
講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に寄与すると市長が認める講師	30,000 円以内							
市長が必要と認める講師で、上記に該当しない講師	10,000 円以内							

(出所:盛岡市商店街等指導講師派遣事業実施要領 別紙)

② 事業実績

令和 5 年度に実施された事業の概要は以下のとおりである。

	内容
講演内容	生活者ニーズを起点とした地域経済活性化を目的として実施した市内での調査研究に係る結果報告、及び地域経済循環型電子決済アプリ「MORIOペイ」を活用した今後の地域経済活性化策について。
講演の目的	盛岡市、盛岡 Value City 株式会社、盛岡まちづくり株式会社、CCCMK ホールディングス株式会社と締結した、盛岡市の産業振興に関する連携協定に基づく生活者ニーズを起点とした地域経済活性化を目的とした共同研究のため。 また、講演実施により今後商店街等が実施したい又は役立てたいと考えている事業マーケティング支援のための仕組みづくり調査研究事業である。
講師の氏名等	CCCMK ホールディングス株式会社 CCC マーケティング総合研究所より講

	師 2 名
講師の謝金	60,000 円 (講師謝金 30,000 円×2 名)

③ 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	60	講師派遣謝金
合計	60	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 4】指導講師謝金支給基準の見直しについて

本事業の実績として、上記「② 事業実績」に記載された講演が実施された。この講演に係る謝金は、「盛岡市商店街等指導講師派遣事業実施要領」の別紙「指導講師謝金支給基準」において 1 回ごとの講師派遣に伴う謝金が定められており、当該講演は、「講演会開催を申請する商店街等各団体の高度化・組織化及び経営知識の向上に寄与すると市長が認める講師」に該当するものとして、30,000 円以内の金額で支給されることとされているものである。実際に開催された講演では、CCCMK ホールディングス株式会社から講師が 2 名派遣されていたため、市は 1 名 30,000 円として 2 名分の 6 万円の謝金を支払っていた。しかしながら、「指導講師謝金支給基準」においては、支給金額の算定にあたって講演回数は規定されているが、講師の人数は規定されていないため、本来は、派遣された講師の人数に関わらず、実際に開催された 1 回分の 3 万円のみが支払われるべきであったと考えられる。実際には、講演内容は支給金額に見合う内容であったことも考えられ、「指導講師謝金支給基準」に講師の人数も考慮した記載とするなど、支給基準と支払実績が乖離するがないように支給基準の記載を明確化する必要があると考える。

4. 商店街活性化推進事業

4-1. 「映画の街盛岡」推進事業

(1) 事業の概要

事業の名称	「映画の街盛岡」推進事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 20 年度		
事業の内容	盛岡市の魅力向上と中心市街地の活性化を図るために、映画館通りに対する愛着の醸成、映画をキーワードにした来街者の拡大、映画文化の継承と発展を図るイベント等を開催する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	829	1,200	1,200
決算額(千円)	829	1,200	1,200

① 「映画の街盛岡」推進事業

市中心部に映画館が集積し、全国的にも珍しい「映画館通り」があり、映画にちなんだイベントが毎年開催されるなど独特な映画文化が根付いた「映画の街」である。市民や商店街、映画館、商工団体、行政の連携を深め、映画を活用した事業に継続して取組み、盛岡ブランドのひとつでもある「映画の街盛岡」を市内外に情報発信することで、中心市街地の活性化を図り、盛岡市の魅力の向上を目的としている。

本事業を実施するため、「映画の街盛岡」推進事業実行委員会を組織し、市は負担金を支出している。

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	1,200	「映画の街盛岡」に係る負担金
合計	1,200	

（2）監査の結果及び意見

【意見3】プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券発行事業について

「映画の街盛岡」実行委員会では、商店街及び映画館、商工団体と連携し、映画鑑賞券と中心市街地の飲食店で利用可能な飲食券がセットになったプレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券の販売を行うプレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券発行事業を実施していた。

プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券について、販売数量 900 セットに対して、事前の申込数量は 3 日間で 1,346 セットと販売数量を大幅に上回る申込数量があった。しかし、一部の入金が行われず、実際に購入された販売数量 663 セットと発行枚数の 73.7%となり、発行枚数の 4 分の 1 を超える枚数が使われることがなかった。

令和 5 年度は、入金期日を使用期間の間近までに設定していたため、未入金が多く発生してしまったものではないかと判断していた。そのため、令和 6 年度では入金期日を当選連絡後から近い日付を設定し、入金がなかった当選者の当選は取り消し、再度、事前申込を実施する予定とのことであった

使用実績は 97.1%と購入されたプレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券のほとんどは使用されている。そのため、プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券全ての発行枚数を販売することが、商店街及び映画館を通じての中心市街地の活性化及び盛岡市の魅力向上にも資するものと判断する。

令和 7 年度以降も本事業を実施する場合にも、事前申込の当選連絡後、入金期日を近い日付を設定し、入金がなかった当選者の当選は取り消し、再度、事前申込を実施し、セット券の完売を目指すべきである。

【図表 令和 5 年度プレミアム付き飲食・映画鑑賞セット券販売実績】

期 間	① 事前申込	令和 5 年 12 月 18 日(月)から令和 5 年 12 月 20 日(水)
	② 使用期間	令和 5 年 12 月 22 日(金)から令和 6 年 2 月 25 日(日)
仕 様	① 販売金額	2,000 円／セット
	② 販売数量	900 セット(映画館 1 館あたり 300 セット)
	③ 構 成	映画鑑賞券(映画館別) + 1,500 円分飲食券(飲食店共通)
実 績	① 申込実績	<u>149.5%</u> (申込数量 1,346 セット／販売数量 900 セット)
	② 販売実績	<u>73.7%</u> (販売数量 663 セット／発行数量 900 セット)
	③ 使用実績	<u>97.1%</u> (使用数量 644 セット／販売数量 663 セット)

(出所:令和 5 年度「映画の街盛岡」推進事業報告)

4－2. 商店街振興事業

(1) 事業の概要

令和4年度までは商店街活性化支援事業、商店街情報発信事業、商店街街路灯維持管理事業、商店街イベント事業として、単独で実施していたが、令和5年度から4事業を統合し、商店街振興事業とした。

① 商店街振興事業の概要

事業の名称	商店街振興事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	令和5年度		
事業の内容	商店街団体が実施する事業や、街路灯の維持管理に対して助成を行う。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	-	-	4,462
決算額(千円)	-	-	4,343

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	4,343	盛岡市商店街連合会への補助金
合計	4,343	

③ 商店街活性化支援事業の概要

事業の名称	商店街活性化支援事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 16 年度		
事業の内容	商店街を広場に見立てて開放し、企画・実施する市民団体等の事業並びに、商店街を花などで装飾する事業及びベンチ等の設置する商店街等の事業の経費に助成する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	650	650	－
決算額(千円)	70	407	－

④ 商店街情報発信事業の概要

事業の名称	商店街情報発信事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 17 年度		
事業の内容	商店街連合会が実施する各商店街のイベント等の情報を消費者に向けて共同で発信する事業や商店街マップ作成に係る費用を助成する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	300	300	－
決算額(千円)	300	300	－

⑤ 商店街路灯維持管理事業の概要

事業の名称	商店街路灯維持管理事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 16 年度		
事業の内容	商店街の財政的負担を軽減し、商店街活動の活性化を図ることを目的に、商店街が設置している街路灯の電気料を助成する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	1,327	1,327	-
決算額(千円)	956	1,015	-

⑥ 商店街イベント事業の概要

事業の名称	商店街イベント事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 16 年度		
事業の内容	商店街が集客力向上を図り、賑わいのある街づくりを推進するために行うイベント事業の経費を助成する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	2,185	2,185	-
決算額(千円)	35	744	-

(2) 監査の結果及び意見

【意見 4】商店街振興事業費補助金交付要領について

令和 4 年度までは商店街活性化支援事業、商店街情報発信事業、商店街路灯維持管理事業、商店街イベント事業に分けられており、そのうち商店街情報発信事業は予算額 300 千円を超えるようなニーズがあったが、予算額までの執行しかできなかった。一方、商店街イベント事業はコロナ禍といった要因があったものの予算額の半分も執行されていなかった。令和 4 年度までは各事業で商店街とのニーズが異なって

いたため、各商店街のニーズを把握し、令和 5 年度から 4 事業を統合し、商店街振興事業として事業を実施した。4 事業統合後の商店街振興事業としては、初年度であつたため、4 事業の事業メニューをそのまま引き継いでいたが、当初予算額のうち 97%が実行されていた。

今後も商店街振興を推進していくため、商店街連合会の要望等を聞き取り、商店街振興に資する事業メニューの追加や修正を行っていくことを検討すべきである。例えば、商店街街路灯維持管理事業について、今後は電気代の補助だけでなく、街路灯の更新等をメニューに含める等、商店街振興のための補助金としての目的に沿ったメニューの追加を検討することが望ましい。

5. 商工団体体育成事業

(1) 事業の概要

事業の名称	商工団体体育成事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	平成 26 年度		
事業の内容	盛岡商工会議所、岩手県中小企業団体中央会、盛岡市商店街連合会、盛岡市たばこ販売協議会への補助金交付を通じて市内商工業の振興を図る。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	39,560	39,560	39,560
決算額(千円)	69,237	39,321	39,344

① 商工団体体育成事業について

本事業は、盛岡商工会議所、岩手県中小企業団体中央会等の諸活動が円滑に実施されるよう交付される補助であり、概要は以下のとおりである。

(盛岡商工会議所事業)

	内容
目的	盛岡商工会議所会員企業の経営力向上と活力ある地域経済社会の創出を目的として、盛岡商工会議所が会員企業に対して行う創業、経営革新、事業再生及び事業承継等の継続的な経営支援が円滑に実施されるよう、盛岡商工会議所が事業を行う場合及びその運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	36,290,000 円
対象	次に掲げる盛岡商工会議所事業を行う場合に要する経費(当該年度に交付を受けた他の補助金に係るもの及び飲食費を除き、人件費、謝金、旅費、会議費、借損料、会場整備費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、委託料、雑役務費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費に限る。)とし、これに対する補助額は予算の範囲内の額とする。 ・盛岡商工会議所、同会議所都南支所及び同会議所玉山支所が行う商工振興事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興対策事業 ・もりおか子育て支援パスポート事業 ・情報 OA 化事業 ・国際交流事業 ・広報事業 ・ILC 実現推進事業 ・地域創生推進事業 ・小規模企業経営支援事業及び玉山地域小規模企業経営支援事業
実施期限	<p>補助の実施期限は、令和 7 年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上をすることがある。</p> <p>事業効果の検証に係る基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡商工会議所の会員数 ・市内事業者全体に占める盛岡商工会議所の会員数の割合

(出所:盛岡市商工業振興対策費(盛岡商工会議所事業)補助金交付要領)

(岩手県中小企業団体中央会事業)

	内容
目的	市内中小企業者の経営の安定、強化及び向上を目的として、岩手県中小企業団体中央会が行う中小企業の持続的な事業展開の推進、生産性向上等による経営力強化、連携による新たな産業と事業の創出及び人材の確保と育成・定着等に対する支援が円滑に実施されるよう、岩手県中小企業団体中央会が事業を行う場合及びその運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	2,400,000 円
対象	<p>次に掲げる岩手県中小企業団体中央会事業を行う場合に要する経費(当該年度に交付を受けた他の補助金に係るもの及び飲食費を除き、人件費、謝金、旅費、会議費、借損料、会場整備費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、委託料、雑役務費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費に限る。)とし、これに対する補助額は予算の範囲内の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県中小企業団体中央会が行う組合等の指導、活性化支援事業 ・新連携、農商工連携等への取り組み、組合等に関する交流及び研修事業 ・調査事業 ・情報提供事業並びに組合等振興対策事業
実施期限	補助の実施期限は、令和 7 年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上を

	<p>することができる。</p> <p>事業効果の検証に係る基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県中小企業団体中央会の市内の会員数 ・市内中小企業全体に占める岩手県中小企業団体中央会の市内の会員数の割合
--	--

(出所:盛岡市商工業振興対策費(岩手県中小企業団体中央会事業)補助金交付要領)

(盛岡市たばこ販売協議会事業)

	内容
目的	盛岡市たばこ販売業の改善発達や会員事業者の自主的な経済活動の促進及び経済的・社会的地位の向上を目的として、盛岡市たばこ販売協議会が行う未成年喫煙防止活動及び地域の環境美化活動等の取り組みが円滑に実施されるよう、盛岡商工会議所が事業を行う場合及びその運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	520,000 円
対象	<p>次に掲げる盛岡市たばこ販売協議会事業を行う場合に要する経費(当該年度に交付を受けた他の補助金に係るもの及び飲食費を除き、人件費、謝金、旅費、会議費、借損料、会場整備費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、委託料、雑役務費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費に限る。)とし、これに対する補助額は予算の範囲内の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動 ・喫煙規制取組活動 ・タスボ普及促進活動 ・盛岡夏まつり参加活動
実施期限	<p>補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上をすることがある。</p> <p>事業効果の検証に係る基準は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市たばこ販売協議会の会員数 ・環境美化活動の動員数

(出所:盛岡市商工業振興対策費(盛岡市たばこ販売協議会事業)補助金交付要領)

(盛岡市商店街連合会事業)

	内容
目的	市内の商店街及び大型店等の共存・共栄による市内商店街の振興及び発展を目的として、盛岡市商店街連合会が行う商店街機能及び連携強化、活力・魅力ある商店街づくりの促進並びに個店の魅力向上・地域づくり団体等への協力等の取り組みが円滑に実施されるよう、盛岡市商店街連合会が事業を行う場合及びその運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金額	133,838 円
対象	次に掲げる盛岡市商店街連合会事業を行う場合に要する経費(当該年度に交付を受けた他の補助金に係るもの及び飲食費を除き、人件費、謝金、旅費、会議費、借損料、会場整備費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、委託料、雑役務費、備品購入費、その他市長が特に必要と認める経費に限る。)とし、これに対する補助額は予算の範囲内の額とする。 ・研修事業 ・商業対策研究事業 ・広報活動事業 ・大型店対策研究事業 ・交流活動事業
実施期限	補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上をすることがある。 事業効果の検証に係る基準は次のとおりとする。 ・盛岡市商店街連合会の会員数 ・商店街運営及び個店経営を目的としたセミナー等への参加者数

(出所:盛岡市商工業振興対策費(盛岡市商店街連合会事業)補助金交付要領)

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助および交付金	39,344	盛岡商工会議所、岩手県中小企業団体中央会、盛岡市商店街連合会、盛岡市たばこ販売協議会への補助
合計	39,344	

（2）監査の結果及び意見

【意見5】収支決算書の記載不備について

岩手県中小企業団体中央会事業に対する 2,400,000 円の補助金の交付について、事業実施後に収支決算書が提出されている。当該収支決算書は、下記のとおり別紙として支出項目の項目が明確に記載されている。

支出の内容	金額
予算額	141,176,000 円
決算額	119,768,281 円
補助対象経費(予算額)	16,216,000 円
補助対象経費(決算額)	13,277,000 円
充当額	2,400,000 円

(出所:令和5年度収支決算書 別紙)

一方、当該収支決算書には、収入項目について内容が記載されていない。本来、収支決算書には収入及び支出の内訳・金額が記載され、歳入歳出差引残額が記載され、事業の結果として報告されるべきものであり、収入の内容の記載がない場合、歳入歳出差引残額を計算することができず、正確な収支状況を把握することができない。よって、市は事業者に対して収支状況の詳細を把握できる収支決算書の作成・提出を指導すべきと考える。

6. 地域おこし協力隊活用事業

(1) 事業の概要

事業の名称	地域おこし協力隊活用事業		
所管部署	経済企画課		
事業開始年度	令和 4 年度		
事業の内容	中心市街地の活性化を図るために、地域おこし協力隊 1 名を委託型により盛岡まちづくり株式会社に配置し、中心市街地の実態調査を行うとともに、商店街団体の支援等を行う。		
財源	一般財源(特別交付税措置あり)		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	－	4,800	4,800
決算額(千円)	－	726	4,795

① 地域おこし協力隊活用事業について

本事業は、本市における地域力の維持・強化を図ることを目的としており、地域おこし協力隊 1 名を委託型により盛岡まちづくり株式会社に配置し、中心市街地の実態調査を行うとともに、商店街団体の支援等を行う。盛岡まちづくり株式会社に対する委託業務の概要は以下のとおりである。

	内容
事業者	盛岡まちづくり株式会社
委託期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
委託金額	4,794,747 円(税込)
契約方法	随意契約
隊員の活動内容	<ul style="list-style-type: none">・市中心市街地の状況把握、人的ネットワーク構築・中心市街地賑わい創出のためのイベント企画・商店街が行う取組の支援・空き店舗、空きテナントの活用(リノベーションなど)
隊員の活動日数等 及び報償費	(1)活動日数等 活動日数は、原則として月 20 日間とする。また、活動時間は 1 日 7 時間、週 35 時間を目安とする。

	(2)報償費 受託者は、報償費として月額 200,000 円を隊員に支給するものとする。
--	---

(出所:業務委託仕様書)

② 地域おこし協力隊の活動実績

市が任命した地域おこし協力隊員の活動実績の概要は以下のとおりである。

	内容
課題	人口減少、少子高齢化、郊外型大規模小売店の進出などにより、中心市街地の賑わいが失われつつある。
目的	新たな魅力づくりや効果的な情報発信などを行い、賑わいの創出を図る。
目標	中心市街地の活性化に資する事業の計画実施、収益事業の確立。
活動実績	<p>ア. 商店街が行う取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023 年 7 月 23 日(日) 大通商店街、大通パラダイス ゆかたのまち盛岡 PR 活動 ・2023 年 10 月 21 日(土) 盛岡駅前商店街・もりおか駅前開運ホコテン 映画鑑賞推進事業、当日運営サポート <p>イ. 盛岡まちづくり株式会社が行う事業のサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人流分析システム関連業務 中心市街地の 13ヶ所にカメラを設置。AI による人流分析を実施。 ・2024 年 2 月 8 日(木)、9 日(金) 工房見学会 県内外のバイヤーに盛岡市内の工房を案内 <p>ウ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・YOSOMONO プロジェクト ・2023 年 11 月 3 日(金)文化の日 第 1 回「ヨソモノカイギ」開催。盛岡に文化はあるのか?というテーマで議論を実施 ・雑誌「ÉTRANGER」(エトランジェ)発行

③ 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	4,795	盛岡まちづくり株式会社への委託料
合計	4,795	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 6】事業年度終了後の活動評価について

本事業に係る「盛岡市地域おこし協力隊活用事業実施要綱 12」において、地域おこし協力隊員は、活動の状況を定期的に市長に報告しなければならない旨が規定されている。これを受け、地域おこし協力隊員は月次の活動報告書を作成・提出し、当該報告書の中で活動成果指標の一つとして「人流分析システムに関する事業(新規事業計画の作成・実施)」を定めている。この指標は、具体的には人流分析システムを活用した新規事業計画の作成、実施等として挙げられており、当該事業の達成目標として事業実施後に評価すべきものである。しかしながら、当該活動成果指標については、令和 5 年度の活動終了後に、どの程度達成されているのかを評価した証跡が残っていない。人流分析システムを活用した新規事業計画の作成・実施は短期的に実施することは困難とも考えられるが、活動成果指標として挙げられている以上、市は、地域おこし協力隊員に対して、年度の活動終了後に進捗度を具体的に報告し、証跡を残すように指導すべきと考える。

II ものづくり推進課

7. 工業振興事業

(1) 事業の概要

事業の名称	工業振興事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 25 年度		
事業の内容	工業振興ビジョンに基づくアクションプランの進行管理を行うため工業振興推進会議を開催し、各種工業振興施策を推進する。 また、人口減少社会の進行に伴い国内市場の縮小が懸念される中、企業の事業継続や事業拡大を促進するため、国内外の新たな市場の開拓や販路の拡大支援などを行う。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	16,145	6,895	9,212
決算額(千円)	27,897	6,127	17,079

① 企業サポート専門員について

市では、企業訪問により企業の抱えている多様化・複雑化する当面の課題や中長期的な課題・要望等を把握し、その解決に向けての支援を行うため、ものづくり推進課においても、平成 29 年度から製造業を対象とした企業サポート専門員 1 名(会計年度任用職員)が配置されている。

【図表 企業サポート専門員の企業等訪問実績】

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数	160	91	124	149	117

(出所:市提出資料)

② 製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金について

製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金は平成 26 年度に開始された

補助金であり、製造業及び情報サービス業の振興及び発展を図るため、中小企業者又は事業者団体が市場の開拓又は販路の拡大を目的として展示会又は見本市(以下「展示会等」という。)への製品の出品又はサービスの出展を行う場合に要する経費を対象に交付するものである。

【図表 製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金交付額等の推移】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	1	2	4
交付額(千円)	100	119	484

(出所:市提出資料)

③ ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金について

国においては、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す旨を掲げている。

ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金は令和5年度に開始された補助金であり、2050年カーボンニュートラルを実現するため、製造業や情報サービス業等を営む「ものづくり企業者」が脱炭素経営のために専門家から受ける所定の事業等に要する経費を対象に交付するものである。

【図表 ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金交付額等の推移】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	—	—	1
交付額(千円)	—	—	90

(出所:市提出資料)

④ ものづくり企業設備導入支援補助金について

ものづくり企業設備導入支援補助金は、省エネルギーによるコストの削減又は生産性が向上する設備の導入の促進を図るため、ものづくり企業者が省エネ設備又は生産設備を新たに導入するために要する経費を対象に交付する補助金である。

なお、ものづくり企業設備導入支援補助金は国の令和5年度補正予算にて財源措

置された補助金であり、国の補正予算成立後の令和 6 年 3 月 29 日に交付要綱が告示されている。このため、令和 5 年度における交付実績はないが、監査時点(令和 6 年 8 月時点)において 6 件の申請(補助金交付申請額 11,269 千円)を受けている。

⑤ 工業用 LP ガス料金支援金について

工業用 LP ガス料金支援金は、LP ガスに係る料金の高騰の影響により経営に支障が生じている工業用 LP ガス消費事業者に対し、その経営の安定及び事業の継続を支援するため支給する支援金である。第 1 弹を、令和 5 年 4 月から 9 月までを支援対象期間として実施し、第 2 弾を令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までを支援対象期間として実施している。令和 5 年度における工業用 LP ガス料金支援金の支給金額は、第 1 弾及び第 2 弾合計で 16 件(7,480 千円)である。

【図表 工業用 LP ガス料金支援金支給金額等の推移】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支給件数(件)	—	—	16
支給金額(千円)	—	—	7,480

(出所:市提出資料)

⑥ 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	6,010	会計年度任用職員
職員手当等	1,302	同上
共済費	1,187	同上
報償費	71	工業振興推進会議委員謝金
旅費	83	普通旅費
需用費	52	消耗品費、公用車燃料費
役務費	2	郵便料
委託料	180	草刈業務委託
使用料及び賃借料	88	複写機使用料、PC リース料

負担金、補助及び交付金	8,104	盛岡工業クラブ会費、製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金、ものづくり企業カード・ニュートラル事業補助金、工業用LPガス料金支援金
合計	17,079	

(2) 監査の結果及び意見

【意見7】国外展示会等への出展に対する補助金上限額の見直し等について

製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金は国内外の展示会等への出展に要する経費を補助するものである。「第2期工業振興ビジョン アクションプランにおける目標と取組状況」においては、令和5年度～14年度の対象期間(10年間)における目標の一つとして、「市場開拓補助金(国内分)の活用」30社(3社/年)及び「市場開拓補助金(国外分)の活用」20社(2社/年)を掲げているが、令和5年度実績は、国内分3件及び国外分1件であった。

【図表 第2期工業振興ビジョン アクションプランにおける目標等】

指標	目標	令和5年度実績
市場開拓補助金(国内分)の活用	30社(3社/年)	3件
市場開拓補助金(国外分)の活用	20社(2社/年)	1件

(出所:市提出資料)

また、製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金は補助額の上限が定められており、国内で開催される展示会等で10万円、国外で開催される展示会等で25万円が限度とされている。

【図表 補助対象経費及び補助額】

区分	補助対象経費	補助額
国内で開催される展示会等	出展小間料、小間装飾費、備品借上料及び運搬料並びにオンライン展示会等にあっては、コンテンツページ及びプロモーションビデオの制作費	当該経費の2分の1に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が10万円を超える場合は、10万円とする。

		るときは、10万円を限度とする。
国外で開催される展示会等	出展小間料、小間装飾費、備品借上料、運搬料、印刷製本費及び通訳料並びにオンライン展示会等にあっては、コンテンツページ及びプロモーションビデオの制作費	当該経費の2分の1に相当する額以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。ただし、その額が25万円を超えるときは、25万円を限度とする。

(出所:盛岡市製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金交付要綱)

令和5年度の交付先4件(国内3件、国外1件)のうち、補助対象経費の2分の1相当額が限度額未満であったものが2件(国内2件)、補助対象経費の2分の1相当額が限度額を超過し、限度額にて交付したものが2件(国内1件、国外1件)である。特に、国外展示会等への参加経費を考えると、令和4年3月以降の主要通貨に対する円安基調が現在も継続する中、出展等に要する円貨での経費総額も増加傾向にあるものと言える。

国外展示会等への出展は、移動距離等の関係から国内展示会等への出展よりも経費総額が相対的に大きくなる傾向があることから、当該上限額が現在の為替水準下において妥当か否かあらためて検討されたい。

国内展示会等への支援も重要であることは言うまでもないが、人口減少等に伴う国内市場の縮減も見込まれる中、国外展示会等への出展を契機とした海外市場への販路拡大は製造業等を担う中小企業者にとっても重要なマーケティング活動(プロモーション活動)の一つである。限度額の見直しと併せて、今後、企業サポート専門員等による企業ニーズの把握や掘り起こしとともに、本補助金の活用等を通して、海外市場への進出意図を有する企業へのバックアップをより一層進められたい。

【意見8】事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて

製造業及び情報サービス業市場開拓等事業補助金交付要綱においては、事業効果の検証に係る基準として、「①出品又は出展を通じて得られた顧客の数」及び「②出品又は出展を通じ、さらに出品又は出展することとなった展示会等の数」が設定されており、所管課が作成する「盛岡市補助金検証チェックシート」においては、令和4年度から令和7年度までの4年間の累積で①12者、②4件を目標値として掲げている。また、令和5年度の実績は、①13者、②4件であったとして既に目標が達成された状況となっている。

【図表 事業効果の検証に係る基準に対する目標値及び実績】

事業効果の検証に係る基準	最終目標値	令和 5 年度時点
①出品又は出展を通じて得られた顧客の数	12 者	13 者
②出品又は出展を通じ、さらに出品又は出展することとなった展示会等の数	4 件	4 件

(出所:市提出資料)

この目標値は令和 3 年度実績である①3 者、②1 件を基礎とし、その 4 年分を目標として設定したものであるが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響から展示会等の開催数自体が激減し、本補助金の交付件数自体、国内の 1 件にとどまっていた時期である。

令和 5 年度～14 年度を対象期間とする第 2 期工業振興ビジョン アクションプランにおいては国内及び国外の展示会等併せて年 5 件の補助金交付件数を目標としていることもあり、実態を踏まえ、アクションプランとも整合した目標値とするよう見直しを図られたい。

【意見 9】「ものづくり企業者」の脱炭素経営に対する支援策の検討について

盛岡市ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金は、2050 年カーボンニュートラルを実現するため、「ものづくり企業者」が脱炭素経営のために専門家から受ける所定の事業等に要する経費を対象に交付する補助金であり、令和 5 年度に開始されたものの、令和 6 年度には廃止されている。

確かに、交付実績は 1 件(交付額 90,000 円)にとどまっており、ほぼ活用されなかつたと言って良い状況であったが、特に、世界規模で取引を行う大企業等は引き続き脱炭素経営を進め、その一環として、取引先や子会社等も含めたサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに取り組むことが想定される。このため、製造業や情報サービス業等を営む市内企業等においても、取引の関係上、脱炭素経営が要請されることは十分にあり得るとともに、将来的な経営面での強みとできる可能性もある。

「ものづくり企業者」における脱炭素経営の支援という意義自体は理解できるものであり、盛岡市ものづくり企業カーボンニュートラル事業補助金の利用が伸び悩んだ要因等をあらためて整理し、補助金以外の手法も含めて、「ものづくり企業」における脱炭素経営の支援策の要否を検討されたい。

8. 盛岡テクノミュージアム設置事業

(1) 事業の概要

事業の名称	盛岡テクノミュージアム設置事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 30 年度		
事業の内容	学生等の地元企業への理解を深め、企業の雇用の確保及び若者の地元定着を図るため、市内の工場等が盛岡テクノミュージアムとして登録し、工場見学を受け入れる際に必要となる受入体制整備を促進する。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	250	425	415
決算額(千円)	0	165	173

① 盛岡テクノミュージアムの登録事業者数について

盛岡テクノミュージアムとは、市の区域内にある製造業又は情報サービス業を営んでいる事業所又はその他市長が認めた事業所であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 製造した製品又はそれに関連した資料等を展示する場所を設置していること又は設置を予定していること。
- (2) 前号の展示がある事業所内において、少人数からの見学に対応し説明を行う体制を整えていること。

(出所:盛岡テクノミュージアム事業者登録要領)

令和 5 年度末における市内登録事業者数は 20 事業者であるが、令和 4 年度からは盛岡広域 8 市町(盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石市、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町)等で構成する盛岡広域産業成長推進協議会と連携し、盛岡広域 8 市町の事業所を「盛岡広域テクノミュージアム」として登録しており、これをあわせた登録事業者数は 24 事業者である。

【図表 登録事業者数の推移】

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市内(者)	16	16	19	19	20
市外(者)	—	—	—	4	4
合計	16	16	19	23	24

(出所:市提出資料)

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需要費	173	QRカード印刷費
合計	173	

(2) 監査の結果及び意見

【意見10】盛岡テクノミュージアムの活用方法の見直しについて

盛岡テクノミュージアム設置事業は、学生等が製造業及び情報サービス業の現場である盛岡テクノミュージアム登録事業所を見学等することにより、実際の情報を入手できる機会を増やし、事業所側の雇用確保及び学生等の地元定着を促すことを目的としている。

【図表 盛岡テクノミュージアムにおける登録事業所見学者数等の推移】

区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
見学者数(人)	755	341	781	1,178	1,517
学校数(校)	50	25	20	39	29

(出所:市提出資料)

新型コロナウイルス感染症の影響から減少していた盛岡テクノミュージアム設置事業における登録事業所見学者数は回復傾向にあり、令和5年度の見学者数は1,517名(対前年比339名増)まで増加している。一方、本来、学生等の地元定着等を図るために、対象とする学生等に対して、地元の製造業及び情報サービス業に従事することの魅力ややり甲斐、更には社会的意義等を示すだけでなく、当該業種で働くこと

によってどのような人生を送ることが可能となるのか、人生のライフプランを示していくことが重要であろう。

そのためには様々な視点や立場等からの情報提供や働きかけ等が必要であり、市だけではなく、民間事業者や学校、国及び県を始めとする行政機関等が連携して初めて効果を発揮し得るものと言える。このため、学生等の地元定着を促すための一連のアプローチの中における盛岡テクノミュージアム設置事業の必要性や位置付け等をあらためて整理し、特に県や学校と一層の連携を図った上で、盛岡テクノミュージアムの活用方法を見直されたい。

【意見 11】QR コード付きカードによる学生等への周知方法の見直しについて

毎年、QR コード付きカードを印刷し市内高校・大学等に配布しており、令和 5 年度においても 10,000 枚のカードを印刷・配付しているが、現状の利用実態からすると、その有効性に疑問がある。

カードに印刷された QR コードのリンク先は、テクノミュージアム登録企業の紹介や「マルチモノモリオカ（IT とのづくり産業等の発展のために、全国から企業が参画し未来技術にチャレンジするプラットフォーム）」のウェブサイトであり、内容的には興味深いものも含まれているものの、必ずしも学生等が当該サイトへのアクセスをきっかけに地元定着を考え、工場見学に足を運ぶ誘因となるよう作成されたものとは言い難い。また、カードを配付することのみでは、QR コードのリンク先ウェブサイトへアクセスする可能性も高くないものと考えられる。

このため、QR コード付きカードの利用実態等を把握した上で、学生等への周知方法として適切か否か再検討を図られたい。また、今後も QR コード付きカードを配付する手法を採るのであれば、リンク先ウェブサイトの内容を、ターゲットである学生等に地元製造業及び情報サービス業への就業を促す内容とするよう見直すとともに、職場体験等のキャリア教育時にカードを活用してもらう等、その配付方法についても見直されたい。

9. ものづくり人材育成事業

(1) 事業の概要

事業の名称	ものづくり人材育成事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 30 年度		
事業の内容	学生を対象として、地元就職やものづくり産業の魅力を伝え、次代を担う世代に地元企業やものづくりに興味や関心を抱かせ、ものづくりを担う人材を育成することにより、地元定着を促進する契機となるよう、出前講座、工場見学及びセミナーを開催する。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	137	137	137
決算額(千円)	112	109	117

① 出前講座、工場見学及びセミナーの開催実績

ものづくり人材育成事業においては出前講座、工場見学及びセミナーを開催しているが、出前講座及び工場見学は学校単位にて参加申込みを受け付けており、近年においては、盛岡市立高等学校の「総合的な探求の時間」と連動の上で、普通科・商業科の 1 学年の生徒約 280 名を対象に開催している。なお、セミナーに関しては、令和 5 年度は実施していない。

【図表 過去 3 ヶ年度における開催実績】

令和 3 年度	
出前講座	参加校 :1 校(盛岡市立高等学校) 参加生徒数:約 280 名
工場見学	参加校 :1 校(盛岡市立高等学校) 参加生徒数:約 280 名 見学先 :HIH(ヘルステック・イノベーション・ハブ)
セミナー	実施実績なし

令和 4 年度	
出前講座	参加校 :1 校(盛岡市立高等学校) 参加生徒数:約 280 名
工場見学	参加校 :1 校(盛岡市立高等学校) 参加生徒数:約 280 名 見学先 :HIH(ヘルステック・イノベーション・ハブ)
セミナー	参加者 :11 名
令和 5 年度	
出前講座	参加校 :1 校(盛岡市立高等学校) 参加生徒数:約 280 名
工場見学	参加校 :1 校(盛岡市立高等学校) 参加生徒数:約 280 名 見学先 :HIH(ヘルステック・イノベーション・ハブ)、 岩手県工業技術センター
セミナー	実施実績なし

(出所:市提出資料)

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	7	セミナー等講師謝金
使用料及び賃借料	110	工場見学バス借上料
合計	117	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 12】事業実施方法の見直しについて

ものづくり人材育成事業は、学生を対象としてものづくりを担う人材を育成することにより、地元定着を促進する契機とすることを目的に掲げているが、実態は盛岡市立高校の体験学習の一環としての工場見学や講演等となっている。また、工場見学先も令和 2 年度以降 HIH(ヘルステック・イノベーション・ハブ)が続いている。

学生がものづくりの現場を見る機会を設けることは有意義であるものの、『8. 盛岡

『テクノミュージアム設置事業』にも記載したとおり、学生等に対して地元のものづくり産業への雇用の促進を図るために、ものづくり産業に従事することの魅力ややり甲斐、更には社会的意義等を示すだけでなく、当該業種で働くことによってどのような人生を送ることが可能となるのか、人生のライフプランを示していくことが重要であり、市のみならず複数の主体が連携して行って始めて効果を発揮し得るものと言える。

工場見学先についても、受入先事業者の対応能力や学校側の要望等があることは理解するものの、ものづくり人材の育成の視点からは、必ずしも HIH に限らず、市周辺を含めた広域の事業者を対象とすることも考えられる。本事業についても、ものづくり人材育成の視点を踏まえて事業の位置付けを整理し、県広域振興局等との一層の連携も含めて、より実効性のある事業とするよう実施方法を見直されたい。

10. 工場新設拡充等事業

(1) 事業の概要

事業の名称	工場新設拡充等事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	昭和 38 年度		
事業の内容	市の区域内に工場等を新設・拡充した場合に、固定資産税相当額を補助する。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	53,018	59,843	78,665
決算額(千円)	71,789	197,318	118,579

① 盛岡市工場等新設拡充促進事業補助金について

産業の振興及び雇用の機会の創出を図るため、工場等の新設又は拡充(以下「新設等」という。)に当たり事業者が行う固定資産の取得等に要する経費の総額が当該事業者の一会計期間内において 20,000 千円以上である場合における当該固定資産に係る固定資産税相当額を対象に交付する補助金である。

なお、盛岡市工場等新設拡充促進事業補助金交付要綱上は、固定資産税相当額に対する助成とともに固定資産投資額に対する助成も整備されているが、現在は道明地区新産業等用地への工場集積を促すため、固定資産投資額に対する助成は道明地区新産業等用地企業立地促進事業補助金にて対応している。

【図表 工場等新設拡充促進事業補助金交付額等の推移】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数(件)	22	24	24
交付額(千円)	70,832	67,468	106,376

(出所:市提出資料)

② 情報関連企業立地促進事業補助金について

情報関連事業を行う企業の立地を促進し、もって産業の振興及び雇用の機会の創出を図るため、情報関連事業所等を有しない認定事業者が情報関連事業所等を新設し、当該情報関連事業所等において情報関連事業を行う場合に要する所定の経費

を対象に交付する補助金である。

【図表 情報関連企業立地促進事業補助金交付額等の推移】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	—	2	2
交付額(千円)	—	11,600	9,595

(出所:市提出資料)

③ 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
旅費	1,930	企業誘致
需用費	75	立地調印式
役務費	11	パネル等運搬料
負担金、補助及び交付金	116,563	工場等新設拡充促進事業補助金、情報関連企業立地促進事業補助金、岩手県企業誘致推進委員会負担金等
合計	118,579	

(2) 監査の結果及び意見

【結果5】認定事務における事業税納税証明書の未徴収について

情報関連企業立地促進事業補助金においては、交付申請前に、市の産業の振興及び雇用の機会の創出に寄与する事業を行うものとして市長の認定を受ける必要があり、盛岡市情報関連企業立地促進事業認定事務取扱要領において、認定に際して必要な提出書類が定められている。

【盛岡市情報関連企業立地促進事業認定事務取扱要領 抜粋】

(認定の申出)

第3 交付要綱に規定する補助金の交付を受けようとする者は、情報関連事業所等(以下「事業所等」という。)の新設に着手する30日前までに、認定申出書に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(10)申出前 3 年分の営業報告書及び事業税納税証明書(新設する事業所等において営業を行う法人等を新たに設立する場合は、設立の主体となる法人の申出前 3 年分の営業報告書及び事業税納税証明書)

このうち、令和 5 年度に補助金の交付を受けた株式会社 MAYA STAFFING は令和 3 年度に市長の認定を受けているが、その際に必要となる「申出前 3 年分の事業税納税証明書」として、親会社である株式会社 MAYA ホールディングスの法人税に係る納税証明書が提出されている。市によれば、地方税である事業税の納税証明書を求めるべきところ、誤って国税である法人税の納税証明書を求め、申請者が連結納税制度を採用していたことから親会社の納税証明書が提出されたとのことである。なお、4 種類ある法人税の納税証明書のうち、所得金額を証明する「その 2 所得金額用」が提出されており、納付すべき税額や未納税額等は記載されていない。

市によれば、事業税納税証明書の提出を求める趣旨は、工場等の立地に伴いどの程度の税収をもたらす事業者であるか判断する根拠資料とともに、未納税額の有無を把握することにあるとのことである。また、本証明書の有無により、認定の適否に直接影響を与えるものではないとのことであるが、認定に際しては、事業税が未納である事業者にはその理由等を聴取し、期待する産業の振興及び雇用の機会の創出に影響が生じないことを確認する判断材料の一つとすることが適切なものと考えられる。

あらためて当該事業者から所定の事業税納税証明書を徴収するとともに、今後の認定事務にあたっては、趣旨を踏まえ、所定の資料の提出を受けるよう徹底されたい。

【意見 13】中長期的な評価手法の検討について

工場等新設拡充促進事業補助金交付要綱においては、事業効果の検証に係る基準として①工場等の新設等の数、②新設等がされた工場等における生産金額又は生産量、③新設等がされた工場等における従業員数の増減が掲げられ、情報関連企業立地促進事業補助金交付要綱には①当該補助金の交付を受けて新設された情報関連事業所等の数、②当該補助金の交付を受けて新設された情報関連事業所等における新規雇用者の数が掲げられている。その上で、所管課が作成する「盛岡市補助金検証チェックシート」においては、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の累積での目標値が設定されている。

【図表 事業効果の検証に係る基準に対する目標値及び実績】

1. 工場等新設拡充促進事業補助金

事業効果の検証に係る基準	最終目標値	令和 5 年度時点
①工場等の新設等の数	20 件	18 件
②新設等がされた工場等における生産金額 又は生産量	10,000 百万円	令和 7 年度末 にて検証
③新設等がされた工場等における従業員数 の増減	—	令和 7 年度末 にて検証

(出所:市提出資料)

2. 情報関連企業立地促進事業補助金

事業効果の検証に係る基準	最終目標値	令和 5 年度時点
①当該補助金の交付を受けて新設された事 業所数	6 件	4 件
②当該補助金の交付を受けて新設された事 業所等における新規雇用者の数	350 人	令和 7 年度末 にて検証

一方、工場の立地や拡充等による産業振興及び雇用機会の創出を目的とした補助金は将来にわたる効果を期待した先行投資としての性格を有するものと言え、短期的な指標のみでその効果の適否を判断するのは十分ではない。また、雇用機会の創出の効果を測定する場合には、新規雇用者数や増加従業員数といった人数の指標だけでなく、増加給与総額により金銭評価することも考えられる。

今後、工場の立地や拡充等による産業振興及び雇用機会の創出を目的とした補助金のように、将来にわたる効果を期待する補助事業に関しては、現行設定されている短期の基準に加えて、例えば 10 年程度を対象に、当該補助金から派生して生ずることが期待される経済的效果(事業税納税額、補助対象事業者の売上高増加額、新規雇用者の給与所得増加額、新規雇用者数等の累計値)の目標値と補助金交付額との比率で評価する等、補助金の性格を踏まえた中長期的な視点での評価手法についても併せて検討されたい。

11. 盛岡手づくり村振興事業

(1) 事業の概要

事業の名称	盛岡手づくり村振興事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	昭和 61 年度		
事業の内容	盛岡手づくり村を良好な状態に維持管理することにより、来村客の便宜向上を含め、安全な施設運営を図る。また、(公財)盛岡地域地場産業振興センターの健全な運営を支援することを通じ、地場産業振興を図る。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	50,625	50,625	50,625
決算額(千円)	49,092	49,718	50,188

① 盛岡手づくり村振興事業について

盛岡手づくり村施設の維持管理を行ったほか、広域市町と連携し、物産展への出展等による地場産品の普及啓発や、職人の人材育成事業等を実施した。また、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター(以下、「地場産業振興センター」という。)の運営に資する事業を行った。

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	19	消耗品費
委託料	4,941	市有施設維持管理業務委託料 4,618 千円
使用料及び賃借料	11	複写機使用料
負担金、補助及び交付金	45,217	盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金等
合計	50,188	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 6】盛岡手づくり村の大型樹木の定期的な点検について

令和 5 年度において、盛岡手づくり村内の構内道路脇(市有地)にある大型樹木が倒れ、その倒木により、車両 2 台に対して被害を及ぼした。今回は車両の被害のみであったが、タイミングが悪ければ人命を失う可能性があった事故であった。当該樹木周辺は、県道法面から滲み出て、流れ込んでいる湧水により、常にぬかるんでいる状態で、非常に弱い地盤であったことが原因と推測されている。樹木自体は枯れていないが、地盤が緩いためか、根の張りが弱い状態とのことであった。

財政が厳しいことは承知しているが、今後も同様の大型樹木の倒木が発生するおそれがあり、場合によっては人命に影響を及ぼす可能性も十分にあり、予算をつけることができないでは済まされない問題である。倒木自体は自然災害であるかもしれないが、倒木のおそれがあるかもしれないことを承知の上で大型樹木を放置することは、人災と言わざるを得ない。

盛岡手づくり村市有施設維持管理業務委託に「植栽の維持管理」の項目があるが、この項目に大型樹木の定期的な点検は含まれていない。このままの業務委託契約内容では、大型樹木の倒木の可能性を排除することができない。盛岡手づくり村市有地維持管理業務委託の契約内容に「植栽の維持管理」に大型樹木の点検も含め、危険が生じる可能性がある場合には、当該樹木の伐採をする内容を追加すべきである。

項目	業務内容
植栽の維持管理 (専門機関への委託)	<ul style="list-style-type: none">・芝生の管理 <p>範囲 公園 1,995 平方メートル 村内芝草 1,205 平方メートル 中庭芝草 920 平方メートル</p> <p>業務 除草(公園)年1回、芝刈り(公園)年2回 施肥 3,097 平方メートル 年1回 目土 3,097 平方メートル 年1回</p> <ul style="list-style-type: none">・樹木の管理 <p>①低木冬刈り ②センター前雪吊刈り</p>

	③薬剤散布 年2回(7月、2月) ④除草 県道東側 法面草刈 年1回 御所ダム側 法面草刈 年1回 駐車場周囲 法面草刈 年1回 ⑤曲り家敷地内樹木手入れ ⑥中庭樹木の手入 ⑦低木、中木、樹木手入れ ⑧萩刈り、処分 ⑨センター及び曲り家周辺草取り ⑩パーゴラ藤維持管理 ⑪南斜面花壇通路除草 ⑫手づくり村入り口街路樹芯止剪定
--	---

(出所:盛岡手づくり村市有施設維持管理業務委託要領書)

【意見 14】公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターの経営改善に向けた取組について

盛岡手づくり村の運営主体は、地場産業振興センターである。この地場産業振興センターの正味財産増減計算書を確認したところ、経常的な損益を示す「当期経常増減額」は毎期、赤字計上が継続しており、経営状況及びキャッシュ・フローの状況は極めて厳しい状況と言わざるを得ない。早急の対応が必要な段階を迎えており、場当たり的な経営改善計画を単に策定する対応では全く足りていないといえよう。このまま市がその場しのぎの対応を続けていくと、将来的な市の負担も大きくなる可能性がある。さらに経営が行き詰まり、法人解散となれば、市が施設を引き受けることになり、盛岡手づくり村の運営も行わなければならなくなり、さらに市の負担が大きくなることは明らかである。地場産業振興センターの現状及び問題点、その問題点に対する課題分析を行い、課題解決に対する具体的な対応策を策定し、実行することが必要である。例えば課題分析は内部環境の強みと弱み、外部環境の機会と脅威を洗い出す現状分析方法である SWOT 分析を用いることも有効であるかもしれない。

企業風土は一朝一夕に変更することは困難であり、センター自身及び市担当者だけでは、革新的な現状打破にまで至る解決策を策定することは困難である可能性があり、単に経営改善計画を策定しただけで、有効な解決策を策定できなかつたという結

果にもなりかねない。

そのため、第三者の立場から客観的に現状の問題点、課題分析等の調査を行うべきである。その課題を解決するための抜本的な経営改善計画を策定し、その経営改善計画を確実に実行するために抜本的な経営改革を実行し得る常勤の経営人材を組織に取り込み、組織を活性化することが必要であり、職員の意識改革を図ることも必要である。また公益法人の場合、収支相償等の公益事業に関する収益の向上や利益追求が困難となることもあり得るため、場合によっては株式会社化も選択肢から除外すべきではない。

【意見 15】盛岡手づくり村の施設設備の修繕・更新に向けた取組について

盛岡手づくり村の入場者のアンケートでは、施設のうち、特にトイレについての不満が多く寄せられていた。盛岡手づくり村への集客力を高めるためには、施設の大幅な修繕が必要となってくる。この修繕も先延ばしにすればするほど、経年劣化による老朽化が進み、修繕費用も多額となり、長期的な視点を考慮すると早い段階で修繕に着手すべきである。

長期的な視点を取り入れるためにも、施設設備の現状を把握し、施設設備の修繕スケジュール・更新スケジュールの全体像を把握することが必要である。施設設備の修繕・更新には財源の確保も必要であるため、経営改善に向けた取組と合わせて、有効で実行可能な長期修繕計画を策定するため、第三者の専門家による調査を行うべきであろう。

【意見 16】公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金の資金使途について

地場産業の振興を図るため、地場産業振興センターの実施する公益目的事業に要する経費に対し、補助金を交付している。公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)において、この公益目的事業に要する経費について「給料手当支出、臨時雇賃金支出及び福利厚生費支出」との内容であり、人件費に限っている。

交付要領では、「施設管理上の突発的修繕経費支出が見込まれる場合及び自然災害や社会経済情勢の変化に伴うやむを得ない支出が生じる場合は、市の予算の範囲内で別途協議により決定する。」との文言もあるが、非常時に別途協議するものであ

り、資金使途を柔軟に対応できる内容となっていない。

また補助金の資金使途を人件費に限ってしまうと、補助額の上限まで人件費を計上するように活動することになり、人件費を積極的に削減するようなインセンティブが働かない可能性が出てくる。施設の老朽化も進んでおり、補助金の資金使途について、状況に応じて、柔軟に対応できるように変更できるようにすることも検討すべきである。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費は、次表の左欄に掲げる事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

事業	経費	補助額
地場産業振興事業	給料手当支出、臨時雇賃金支出及び福利厚生費支出	当該経費の 10 分の 9 に相当する額以内の額。ただし、その額が 4,400 万円を超えるときは、4,400 万円を限度とする。
人材育成事業	給料手当支出、臨時雇賃金支出及び福利厚生費支出	当該経費に相当する額以内の額。ただし、その額が 100 万円を超えるときは、100 万円を限度とする。

- 2 経費の算出に当たり、他の事業費支出と一括して支払われるものにおいては、事業費按分を行い算出するものとする。
- 3 経費の算出に当たり、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターが経費の適切な予算配分に努めていることを確認し、適切な予算配分と認められない経費については、補助対象としないものとする。
- 4 施設管理上の突発的修繕経費支出が見込まれる場合及び自然災害や社会経済情勢の変化に伴うやむを得ない支出が生じる場合は、市の予算の範囲内で別途協議により決定するものとする。

(出所:公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター事業費補助金交付要領)

12. 産業支援事業

(1) 事業の概要

事業の名称	産業支援事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	不明(产学共同研究事業補助金:平成19年度~)		
事業の内容	企業が求める技術的課題と大学や公的研究機関の研究成果を組み合わせて、新しい技術、製品、事業を創出するために共同研究への支援を行う。また、地域人材の育成等を促進するため、岩手大学との提携講義を実施する。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	1,218	1,199	1,199
決算額(千円)	1,185	805	561

① 産学共同研究等支援事業補助金について

新技術の導入及び技術の高度化を図るため、市内中小企業者等が産学共同研究又は委託研究(以下「産学共同研究等」という。)を行う場合に要する経費を対象に交付する補助金である。

【図表 産学共同研究等支援事業補助金交付額等の推移】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数(件)	2	2	2
交付額(千円)	916	700	402

(出所:市提出資料)

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	149	個別企業経営指導等謝金 盛岡市産学共同研究事業等審査委員会委員謝金(全2回)

需用費	10	消耗品費
負担金、補助及び交付金	402	盛岡市産学共同研究等支援事業補助金
合計	561	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 17】事業効果の検証に係る基準に対する目標値の見直しについて

産学共同研究等支援事業補助金交付要綱においては、事業効果の検証の基準として、①産学共同研究等を実施した件数、②補助事業者が新たに開発しようとする製品又は開発した製品の件数、③補助事業者の売上高を掲げられており、所管課が作成する「盛岡市補助金検証チェックシート」においては、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間の累積での目標値が設定されている。

【図表 事業効果の検証に係る基準に対する目標値及び実績】

事業効果の検証に係る基準	最終目標値	令和 5 年度時点
①産学共同研究等を実施した件数	2 件	2 件
②補助事業者が新たに開発しようとする製品又は開発した製品の件数	2 件	1 件
③補助事業者の売上高	—	令和 7 年度末にて 検証

(出所:市提出資料)

今般の監査において、「③補助事業者の売上高」について、いつの時点の売上高を基準に検証するのか確認したところ、「当初は売上高を複数年にわたって追跡調査し、その変動をもとに事業効果を検証することを想定していたが、売上高の変動が必ずしも当該補助事業のみの影響によるものではないことや、他の要因との相関関係が複雑であり因果関係の証明が難しいという課題が明らかになったとして廃止する方向で見直しを検討」する旨の回答があった。

現状の基準は事業効果の検証の基準としては曖昧な点があることから見直すことが望ましいが、単に廃止するのではなく、「新たに開発した製品の売上高」等のように実際に産学共同研究が事業者に与えた影響を金銭的に示す指標の設定の適否についても併せて検討されたい。

13. 産業支援センター管理運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	産業支援センター管理運営事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 14 年度		
事業の内容	市内で創業しようとする者や市内で事業を営む者の事業活動を支援するため、24 時間使用可能な業務スペースの提供と、経験豊かなインキュベーションマネージャーによる創業、経営革新及び異分野進出等に関する相談・支援などを受けながら、事業活動を行うことができるインキュベーション施設として、平成 14 年 11 月に開設した「盛岡市産業支援センター」の管理運営事業。		
財源	一般財源、特定財源(使用料収入、国庫支出金)		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	16,573	16,573	16,612
決算額(千円)	16,573	16,750	16,952

① 盛岡市産業支援センターの施設概要について

盛岡市産業支援センター(以下「産業支援センター」という。)は、活力のある産業の振興を図るため、創業者(事業を開始しようとする者及び事業を開始している者で当該事業を開始した日以後 5 年を経過していないものをいう。)及び市内において事業を営む者の事業活動を支援する施設である。

産業振興センターには指定管理者制度が導入されており、令和 5 年度の指定管理者は FVC Tohoku 株式会社である。なお、FVC Tohoku 株式会社は平成 28 年度から継続して管理者に指定されていたが、令和 6 年 4 月 1 日からは、FVC Tohoku 株式会社と株式会社イーハトーブ・スクエアとの共同事業体が管理者に指定されている。

名称	産業支援センター
所在	岩手県盛岡市大通り三丁目 6-12
供用開始	平成 14 年 9 月
施設	鉄筋コンクリート地上 5 階 (うちセンターは 3 階部分)

	○インキュベートゾーン:創業支援室全 13 室				
	支援室 タイプ	面積	室数	月額料金	室内 付属設備
	A タイプ (ベース)	6 m ²	8 室	18,000 円	デスク、 チェア 1 脚
	B タイプ (ベース)	8 m ²	2 室	24,000 円	デスク、 チェア 2 脚
	C タイプ (ルーム)	12 m ²	3 室	36,000 円	キャビネット
	•ベース: 約 2m の高さのパーテーションで仕切り、内部にはテーブル・椅子が付属 •ルーム: 天井までのパーテーション(上部は開放)で仕切り、内部にはキャビネットが付属				
	○コミュニティースペース(交流ホール)				
	指定管理者	FVC Tohoku 株式会社			
	指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日(5 年間)			
	選定方法	公募			
	指定管理料	16,572,000 円			

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	10	指定管理者候補者選定審査課外部審査員報酬
委託料	16,572	産業支援センター指定管理料
負担金、補助及び交付金	370	指定管理者エネルギー価格高騰対策支援金
合計	16,952	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 7】収支決算書の記載について

指定管理者から提出された「令和 5 年度収支報告書」(収支決算書)には、注意事項として「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」との記載があり、実際に提出された収支報告書においても、収支の決算額が一致したものが提

出されている。

【図表 令和 5 年度収支報告書の概要】

(単位:円)

収入の部	当初予算額	決算額	執行残額
指定管理料	16,572,316	16,572,316	0
エネルギー価格高騰対策支援金	—	370,000	△370,000
その他	—	62,804	△62,804
合計	16,572,316	17,005,120	△432,804
支出の部	当初予算額	決算額	執行残額
人件費	5,729,640	7,050,793	△1,321,153
運営費	10,453,084	9,730,246	722,838
事業費	389,592	224,081	165,511
一般管理費	—	—	—
合計	16,572,316	17,005,120	△432,804
収支差額	0	0	0

(出所:市提出資料)

所管課によれば、指定管理者制度全般を所管する財政部資産経営課の所定様式を採用したことによるとのことであるが、新事業創出支援センターのように収支同額ではない報告を求めているものもある。収支報告書には指定管理業務の実態を反映した数値を記載すべきであり、当該注記の記載をあらためるとともに、指定管理者には実際の収支額を記載するよう運用を改められたい。

【意見 18】インキュベーション施設にふさわしい設備等の再検討について

インキュベートゾーンには全 13 室の創業支援室が設置されている。令和 3 年度(令和 4 年 3 月)から令和 5 年度(令和 6 年 3 月)における入居者数はいずれも 6 社であったが、年度途中の変動を反映した年間平均入居者数では 8.3 社から 5.5 社へと減少している。また、新型コロナウイルス感染症まん延前の平成 30 年度における年間平均入居者数は 10.9 社(最大 13 社)であり、その時期から比べると稼働率は概ね半減している。

なお、令和 6 年度に入ってから新規の入居が 2 件あり、令和 6 年 9 月時点では 8 社が入居しているものの、十分な利用がなされている状況にはない。

【図表 直近 3 年間における創業支援室の利用状況】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
入居者数	6 社	6 社	6 社
年間平均入居者数	8.3 社	6.2 社	5.5 社

(注 1)入居者数は各年度 3 月における入居者数。

(注 2)年間平均入居者数は、各月における入居者数の平均値。

(出所:市提出資料)

創業支援室のタイプ別の入居状況を見ると、ルームタイプで面積も相対的に広い C タイプは利用されているものの、ブースタイプで最も面積の狭い A タイプの空室が目立っている。その要因は多面的なものと思われるが、空調設備を中心に施設面での老朽化が進んでいるとともに、特に窓に面していないブースタイプの創業支援室には、全体的に明るさが感じられず、入居者が共通利用できる印刷機(コピー機)も旧態依然としたものが利用されないままに設置されていること等、施設面の現況が影響していることも考えられる。

また、消防設備等の増設や移設等を避けるため各ブースは上部の欄干が空いた形態で仕切られ、事業活動に必須である密室性が確保されていない等、インキュベーション施設としてそぐわない面があるものと考えられる。

現在、平成 28 年 3 月に策定された「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、令和 7 年度を目途に、プラザおでって内の現盛岡てがみ館設置場所へ産業支援センターを移転することが計画されているところである。また、市として創業支援に注力するのであれば、この機会に、市内におけるインキュベーション施設への需要、入居者及び入居希望者等の要望等を踏まえ、インキュベーション施設としてふさわしい創業支援室の面積や構造、コワーキングスペースや駐車場の有無及び設置備品に必要とされる機能等についてあらためて検討されたい。

【図表 創業支援室の入居状況】

区分	室数	令和6年3月		令和6年9月	
		入居室数	空室数	入居室数	空室数
Aタイプ(ベース)	8室	3室	5室	3室	5室
Bタイプ(ベース)	2室	1室	1室	2室	0室
Cタイプ(ルーム)	3室	2室	1室	3室	0室
合計	13室	6室	7室	8室	5室

(出所:市提出資料)

【意見 19】創業支援室使用期間の見直しについて

盛岡市産業支援センター条例第 10 条第 1 項において、創業支援室の使用の許可の期間は 1 年以内とされ、当初の許可時から 3 年を超えない範囲内で 2 回を限度として更新することができる旨が定められている。

しかし、創業(起業)から実際に軌道に乗るまでの段階にある所謂「アーリーステージ」の事業者であるとしても、事業者によっては、3 年で産業支援センターを「卒業」し市内に事業展開できるとは限らず、移転先の探索・検討を含む準備期間を含むと、必ずしも十分ではない場合もあり得る。

近隣の相場よりも使用料が低く抑えられた施設であり、入居希望者間の公平性(市民の平等使用の確保)の観点から入居期間の上限を設定すること自体は必要であるものの、使用期間の短さが入居の制約となることは避けることが望ましい。入居者の実態及び入居希望者の要望等を踏まえ、例えば、5 年程度を目途に使用期間の上限を見直すことを検討されたい。

【盛岡市産業支援センター条例 抜粋】

(使用の許可等)

第 5 条 センターの創業支援室を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の許可の期間)

第 10 条 第 5 条第 1 項の許可の期間は、1 年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して 3 年を超えない範囲内で 2 回を限度として同項後

段の更新の許可をすることができる。

- 2 市長は、第 5 条第 1 項の許可を受けた者から申請があつた場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前項に規定する期間を超えてセンターの創業支援室を使用する必要があると認めたときは、第 5 条第 1 項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が認める期間延長することができる。

【意見 20】現状を踏まえた移転計画の見直しについて

前述のとおり、平成 28 年 3 月に策定された「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」において、令和 7 年度を目途に、プラザおでつて内の現盛岡てがみ館展示資料を先人記念館や石川啄木記念館へ移管した上で、現産業支援センター設置区画の売却と盛岡てがみ館跡への移転が計画されているところである。

【図表 産業支援センターの移転計画の概要】

対象施設	中期計画の内容	時期等
盛岡てがみ館	展示資料の先人記念館や石川啄木記念館への移管、産業支援センターへの転用	[令和 4 年度～令和 7 年度] 産業支援センターに転用、他の記念館に移管
産業支援センター	情報発信力や利便性を高めるため、機能移転に取り組みます(産業支援センターのプラザおでつて内盛岡てがみ館跡への移転)。	[令和 4 年度～令和 7 年度] 売却、盛岡てがみ館跡に移転

(出所:盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」より監査人作成)

しかし、市によれば、現状、産業支援センターの移転の前提となる盛岡てがみ館展示資料の移管自体が進んでおらず、それを受け、産業支援センターの移転も具体化していないことである。

移転に際しては、『【意見 18】インキュベーション施設にふさわしい設備等の再検討について』に記載した検討を行い、その結果をできる限り反映させることが望ましいが、現行の移転計画自体が遅延する可能性が高く、未だ具体化していない。一方

で、産業支援センターの設備等の陳腐化や老朽化は進展しつつあることから、現行の移転計画の実行可能性を再検討するとともに、その実行が困難もしくは著しく遅延することが想定される場合には、現施設の設備更新等による対応の適否や盛岡てがみ館跡以外の新たな移転先の有無等も含めて移転計画自体の見直しを併せて進められたい。

【意見 21】産業支援センター卒業（退去）後の実態把握等について

産業支援センターは、市内で創業しようとする者や市内で事業を営む者の事業活動を支援することを目的としており、センター卒業（退去）後には、市内で事業を継続することが期待されている。

平成 14 年度にセンターが設置されて以降、令和 5 年度までの 20 年間における産業支援センターの卒業（退去）企業数 93 社の内、卒業時点において事業を継続する意図を有していた企業は 69 社（卒業企業の内の 74.2%）であった。しかし、その後における市内での事業継続の状況等は把握されていない。

例えば、入居時に卒業後 3 年程度経過後にアンケートを取る旨の承諾を得ておく等し、当該アンケート調査により卒業企業の立地、売上高、利益及び雇用等の状況を把握し、市の新規事業者育成に係る施策の見直し、産業支援センターの実績評価及び指定管理者による入居者へのサポート業務等に反映するような枠組みを検討されたい。

14. 産学官連携研究センター管理運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	産学官連携研究センター管理運営事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 19 年度		
事業の内容	岩手大学の研究成果を基に新技術・新製品開発を行う企業などに廉価な研究スペースを提供するとともに、専任マネージャーによる経営指導や新製品の販路開拓支援などを行うインキュベーション施設として、平成 19 年 8 月に開設した「盛岡市産学官連携研究センター」の管理運営事業。		
財源	一般財源、特定財源(使用料収入、自動販売機貸付収入)		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	18,433	18,393	18,480
決算額(千円)	17,982	18,110	18,409

① 盛岡市産学官連携研究センターの施設概要について

盛岡市産学官連携研究センター(以下「産学官連携研究センター」という。)は、国立大学法人岩手大学(以下「岩手大学」という。)と市との連携により新技術又は新製品を開発しようとする企業等を支援する施設である。産学官連携研究センターには指定管理者制度が導入されており、平成 19 年 8 月に岩手大学理工学部構内に建設され、開設から令和 6 年度までの期間、岩手大学が管理者に指定されている。

産官学連携研究センターにはインキュベーションマネージャー 2 名が配置されており、入居者は新技術開発や経営、マーケティング等に係る諸問題に対する助言・指導等を受けることが可能である。

名称	産学官連携研究センター(通称「コラボ MIU [※] 」) ※:コラボ MIU:「Research and development center by collaboration of Morioka city and Iwate University」の略称
所在	岩手県盛岡市上田四丁目 3-5(岩手大学理工学部構内)
供用開始	平成 19 年 8 月

施設	鉄筋コンクリート造地上 3 階建、延べ床面積 2,114.68 m ² 〔主要室〕 ○研究開発室（オフィスタイプ 貸貸スペース）：18 室 ○研究開発室（実験室タイプ 貸貸スペース）：16 室 ○事業化支援ブース（貸貸スペース）：8 ブース ○会議室、リフレッシュルーム、事務室
指定管理者	岩手大学
指定期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
選定方法	非公募 ^{（注）}
指定管理料	13,366,705 円

（注）令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの指定期間に係る指定管理者の選定は公募としている。

② 研究開発室等への入居状況等について

産学官連携研究センターに入居できる者は、次の要件のいずれかを備えていなければならず、令和 5 年度においては、（1）共同研究タイプが 9 社、（2）ベンチャータイプが 2 社入居している。

- （1）新技術又は新製品の開発を行おうとする者で国立大学法人岩手大学と共同研究を実施する者（共同研究タイプ）
- （2）国立大学法人岩手大学の研究成果を基に新たな企業の創出をしようとする者又は創出した者（ベンチャータイプ）
- （3）センターの機能の補完に寄与すると認められる者

また、1 社で複数の研究開発室を使用できることから、研究開発室（オフィスタイプ・実験室タイプ）全 34 室のうち 30 室が使用されているが、事業化支援ブースは全 8 ブースのうち 1 ブースのみが使用されている状況である。

【図表 令和 6 年 3 月における研究開発室等への入居状況】

区分	室数	入居室数	空室数
研究開発室（オフィスタイプ）	18 室	15 室	3 室
研究開発室（実験室タイプ）	16 室	15 室	1 室
事業化支援ブース	8 ブース	1 ブース	7 ブース

（出所：市提出資料）

③ 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	2,748	企業支援マネージャー報酬
職員手当等	596	企業支援マネージャー期末手当
共済費	560	企業支援マネージャー社会保険料等
旅費	231	企業支援マネージャー旅費及び通勤手当
委託料	13,367	盛岡市産学官連携研究センター指定管理料
使用料及び賃借料	671	盛岡市産学官連携研究センター敷地借上料
負担金、補助及び交付金	236	盛岡市指定管理者エネルギー価格高騰対策支援金
合計	18,409	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 8】収支決算書及び収支予算書の記載について

指定管理者から提出された「令和 5 年度収支決算書」には、注意事項として「収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。」との記載があり、実際に提出された収支決算書においても、収支の決算額が一致したものが提出されている。

【図表 令和 5 年度収支決算書の概要】

(単位:円)

収入の部	当初予算額	決算額	執行残額
指定管理料	13,366,705	13,366,705	0
エネルギー価格高騰対策支援金	236,000	236,000	0
合計	13,602,705	13,602,705	0

支出の部	当初予算額	決算額	執行残額
人件費	5,087,214	5,099,177	△11,963
運営費	7,225,191	7,582,807	△357,616
事業費	1,122,000	752,421	369,579
一般管理費	168,300	168,300	0
合計	13,602,705	13,602,705	0
収支差額	0	0	0

(出所:市提出資料)

所管課によれば、指定管理者制度全般を所管する財政部資産経営課の所定様式を採用したことによるとのことであるが、新事業創出支援センターのように収支同額ではない報告を求めているものもある。収支報告書には指定管理業務の実態を反映した数値を記載すべきであり、当該注記の記載をあらためるとともに、指定管理者には実際の収支額を記載するよう運用を改められたい。

また、収支決算書に記載された当初予算額は税込数値であるものの、事業開始前に提出を受ける収支予算書が税抜数値で作成されている。市によれば指定管理者選定時に求めた税抜での予算書の様式を引き続き使用したためとのことであるが、税込での収支決算書の報告を求めている以上、収支予算書についても税込数値での報告を求めることが必要である。

【結果9】基本協定書に定める要求水準の見直しについて

市では、指定管理者制度導入の効果等を検証するために、毎年度、市が実施する「年度評価」の一環として、市が指定管理者に求める要求水準に対する実績評価が行われる。当該要求水準は、基本協定書に添付される仕様書に明記されており、産学官連携研究センターにおいても、「市民の平等使用の確保」、「サービスの向上」、「管理経費の縮減」及び「適正な管理運営」の4項目に係る要求水準が設定されている。

【図表 基本協定書に定める要求水準】

項目	評価指標	要求水準				
		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市民の平等使用の確保	自主事業等周知チラシ配布数	事業ごとに 50 枚				
サービスの向上	利用者の苦情件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
管理経費の縮減	光熱水費	—	R2 年度比 △5%	R2 年度比 △5%	R2 年度比 △5%	R2 年度比 △5%
適正な管理運営	仕様書記載事項の不履行件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(出所: 基本協定書)

このうち、「管理経費の縮減」として令和 3 年度以降の光熱水費を令和 2 年度比で 5% 縮減することが設定されているが、使用する光熱水量の節減は指定管理者に一定の裁量の余地があるものの、光熱水費単価は指定管理者に裁量の余地がなく、光熱水費の額を要求水準とすることは適切ではない。結果的に、令和 5 年度における年度評価においても、指標として設定しながら評価の対象としていない。

また、「市民の平等使用の確保」として自主事業周知チラシ配布数が設定され、令和 5 年度における年度評価においては「S(達成率 130% 以上)」と評価されているが、インターネットや SNS が普及する現状において、チラシ配付数を市民の平等使用の確保の要求水準とすることは意義に乏しいものと考えられる。

そもそも指定管理者から提出された令和 5 年度の事業計画書においては、「市民の平等な使用の確保策」として、研究開発室及び事業化支援ブースの入居希望者に対しては、岩手大学、市及び外部有識者等で組織する委員会において、入居目的や事業化の可能性等を専門的かつ客観的な視点で審査するとともに、入居後についても、定期的に研究開発の実施状況や事業化の実施状況、施設の利用状況等を評価する旨がうたわれていることからも、当該入居審査等に係る適切なルール設定及び運用を行うことが、産学官連携研究センターにおける「市民の平等使用の確保」に係る核心的な事項と考えられる。

要求水準は市が指定管理者の業務運営に求める目標の一つであるとともに、指定

管理者の実績評価にも用いるものであり、実態に即した適切な内容とするよう見直されたい。

【図表 指定管理者年度評価における評価(抜粋)】

1.市民の平等使用の確保

評価指標	数値目標	実績	評価
自主事業周知チラシ配布数	事業ごとに 50 枚	700 枚	S

2.管理経費の縮減

評価指標	数値目標	実績	評価
光熱水費	令和 2 年度比 △5%	—	—

(注)「評価」の S は「達成率 130%以上」のもの。

(出所:指定管理者年度評価シート(令和 5 年度))

【意見 22】研究開発室使用期間等の見直しについて

盛岡市産学官連携研究センター条例第 10 条第 1 項において、研究開発室の使用の許可の期間は 3 年以内とされ、当初の許可時から 5 年を超えない範囲内で 2 回を限度として更新することができる旨が定められている。

一方、実際の利用実態を見ると、同一の企業でありながら共同研究タイプとベンチャータイプとの間の入居タイプの変更や、岩手大学との共同研究テーマ等の変更等を新たな入居として捉え、使用期間の始期を洗い替えられる運用が取られており、結果として、5 年を超える使用期間が許可されている企業も存在する。そのうち 1 社は産学官連携研究センター設置当初から入居しており、令和 6 年 3 月時点で許可された使用期間の累計が 18 年にも及んでいる。また、当該企業は、全 34 室の研究開発室の内 11 室(オフィスタイプ全 18 室 1 室、研究室タイプ全 16 室中 10 室)を使用している。

本施設は岩手大学の研究成果を活用する事業者のためのインキュベーション施設とされており、共同研究等の内容によっては一定の期間が必要となることも理解できる。しかし、共同研究等が継続していることを理由として低廉な使用料での研究開発室の利用を長期にわたり継続することは、入居希望者間の公平性(市民の平等使用の確保)の観点から疑問がある。

本施設は永続的に入居することを前提とした施設ではなく、一定期間のうちに共同

研究等の成果を活用して新技術や新製品の開発等を行った上で、市内へ事業拠点を移し本格的な事業化を行うことを期待する施設である。実態に即して3年を原則とする使用期間自体を見直すとともに、入居タイプの変更や岩手大学との共同研究テーマ等の変更等により使用期間を延長する際ににおいても、10年程度の上限を設定すること等、一定の制約を課すことを検討されたい。

また、一部の企業が多くの研究開発室を使用する実態は、研究開発室の室数に余裕のあった時期に許可された結果と考えられるが、入居希望者間の公平性(市民の平等使用の確保)を阻害しないよう、研究開発室の複数使用に係る条件や上限を設定する等、入居審査時における対応方針を明確化されたい。

【盛岡市産学官連携研究センター条例 抜粋】

(使用の許可等)

第 5 条 センターの研究開発室等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可の更新を受けようとするとき又は許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用の許可の期間)

第 10 条 研究開発室に係る第 5 条第 1 項前段の許可の期間は、3 年以内とする。

ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して 5 年を超えない範囲内で 2 回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。

- 2 事業化支援ブースに係る第 5 条第 1 項前段の許可は、1 年以内とする。ただし、市長は、同項前段の許可をした日から起算して 2 年を超えない範囲内で 2 回を限度として同項後段の更新の許可をすることができる。
- 3 市長は、第 5 条第 1 項の許可を受けた者から申請があった場合において、大規模な自然災害、感染症のまん延、通信その他の事業活動の基盤における重大な障害等に起因するやむを得ない事情により、前 2 項に規定する期間を超えてセンターの研究開発室等を使用する必要があると認めたときは、第 5 条第 1 項の許可の期間を、当該事情を勘案して市長が認める期間延長することができる。

【意見 23】事業化支援ブースの有効活用について

全 8 ブースある事業化支援ブースは令和 6 年 3 月時点で 1 ブース(1 社)が使用さ

れていたが、令和 6 年 4 月からは当該ブースの使用も終了し、令和 6 年 9 月の監査時点においては全く利用されていない状況であった。

当該ブースは一体のデスク上で座席が隣り合う形態であり、企業等が事業活動を行う施設として必要な密室性がないことも利用が伸び悩む要因の一つと考えられる。いずれにしても、あらためて利用者のニーズ等を把握し、より密室性の高い構造とする等、施設の有効活用を図られたい。

【図表 直近 3 年間における事業化支援ブースの利用状況】

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
使用者数	1 社	2 社	2 社
年間使用月数	6 月	23 月	16 月

(注)1 年の累積使用可能月数は 96 月(全 8 ブース×12 月)

(出所:市提出資料)

【意見 24】産学官連携研究センター卒業(退去)企業への支援及び卒業(退去)後の実態把握等について

産学官連携研究センターは、岩手大学の研究成果を活用して新技術や新製品の開発等を行った上で、市内へ事業拠点を移し本格的な事業化を行うことを想定した施設であるが、平成 19 年 8 月の施設設置後からの累積卒業企業数(産学官連携研究センターにて共同研究等を行った後に、同センターから移転した企業数)57 社に対して、市内に定着した企業数は 15 社と、その 1/4 程度(26.3%)にとどまっている。

本施設の入居者は民間企業等であり、共同研究等を行った後に市内へ事業拠点を移すことを強制することはできないが、入居希望者に対して、市内での事業化が前提となっている旨の理解を十分求めるよう指定管理者に促すとともに、市においても、拠点を市内へ移し事業を継続する事業者に対し、新規事業所開設に必要となる賃借料や設備投資額を対象とした補助制度の整備や一定の固定資産税の減免等、入居者にとって、その後の市内移転がメリットとなるような方策を検討し、一層の誘導を図られたい。

併せて、入居時に卒業後 3 年程度経過後にアンケートを取る旨の承諾を得ておく等し、当該アンケート調査により卒業企業の状況等を把握し、産学官連携研究センターの成果の評価や、その後の指定管理者による入居者へのサポート業務等に反映するような枠組みを検討されたい。

【意見 25】指定管理者を非公募にて継続する場合における収支見込(収支予算)の取扱いについて

指定管理者から提出された令和 5 年度収支決算書においては、総収支 13,602,705 円の収支予算に対して、旅費、消耗品費、光熱水費及び事業費の費目において執行残額が大きく生じる一方、修繕費及び委託料で予算超過が大きく生じている。

特に、光熱水費に関しては、令和 5 年度においてはエネルギー価格高騰対策支援金 236,000 円が追加交付されたこともあり、当初予算額は併せて 3,602,000 円にのぼるもの、対する執行額は 2,429,970 円にとどまっている(不用額 1,172,030 円)。また、修繕費に関しては、年度協定に定める年間修繕料(令和 5 年度:200,000 円)を上回る修繕は市と指定管理者との協議事項とされているが、懸案であった空調設備の老朽化による故障等への対応ため、協議の結果、当初予算である 220,000 円を大きく上回る 2,432,857 円が支出されている(予算超過額:2,212,857 円)。

指定管理者に対するエネルギー価格高騰対策支援金の交付金額算定方法は全市共通の枠組みによるものであり、所管課の裁量に委ねられるものではないことから、その適否には触れないが、結果として、光熱水費の決算額は支援金交付前の予算内に収まっており、その不用額が修繕費や委託料等における予算超過額の一部として執行される形となっている。

当初予算額は事前の見積りであることから、決算額との間に差異が生じることは当然である。しかし、事業報告書において、特に事業計画書に予定したもの実施できなかった事業や実施方法を大きく変更した旨の記載はなく、空調設備に係る修繕費が不要であった場合を想定すると、指定管理者による予算の積算方法が甘く、そもそも年間の指定管理料 13,366,705 円自体の必要性にも疑問を感じざるを得ない。

毎年度の指定管理料は年度協定書において決定されるが、その基礎となるのは、指定管理者選定時に応募者から提出される指定期間にわたる収支見込等である。特に、令和 5 年度までの指定管理者は公募によらず、岩手大学が継続していたこともあり、当該収支見込に関しては、その経験を踏まえた具体的な積算が可能であったはずである。

今後においても非公募にて指定管理者を継続させる際には、収支見込に限らず競争性が期待できることもあり、前指定期間の経験を踏まえた具体的な収支見込の提出を指定管理者に求め、その審査も慎重に行うよう留意されたい。

【図表 令和5年度収支決算書】

(単位:円)

収入の部	当初予算額	決算額	執行残額
指定管理料	13,366,705	13,366,705	0
エネルギー価格高騰対策支援金	236,000	236,000	0
合計	13,602,705	13,602,705	0
支出の部	当初予算額	決算額	執行残額
人件費	5,087,214	5,099,177	△11,963
運営費	7,225,191	7,582,807	△357,616
旅費	220,000	0	220,000
消耗品費	1,053,591	665,659	387,932
備品費	330,000	0	330,000
光熱水費 (エネルギー価格高騰対策支援金)	3,366,000 236,000	2,429,970	1,172,030
修繕費	220,000	2,432,857	△2,212,857
委託料	1,463,000	1,774,578	△311,578
その他	336,600	279,743	56,857
事業費	1,122,000	752,421	369,579
一般管理費	168,300	168,300	0
合計	13,602,705	13,602,705	0
収支差額	0	0	0

(出所:市提出資料)

15. 新事業創出支援センター管理運営事業

(1) 事業の概要

事業の名称	新事業創出支援センター管理運営事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 20 年度		
事業の内容	産業の発展を図るため、特色のある新事業を創出しようとする企業等を支援する施設として、平成 20 年 5 月に開設した「盛岡市新事業創出支援センター（M-tec）」の管理運営事業。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 3 年度	令和 3 年度
当初予算額(千円)	7,893	7,893	7,893
決算額(千円)	8,238	8,238	8,238

① 盛岡市新事業創出支援センターの施設概要について

盛岡市新事業創出支援センター（以下「新事業創出支援センター」という。）は、産業の発展を図るため、特色のある新事業を創出しようとする企業等を支援する施設である。

盛岡南新都市（通称「ゆいとぴあ盛南（せいなん）」地区）の産業用地（岩手県工業技術センター北側 4.5ha）の立地環境を最大限に活用し、ものづくり系を中心とする新規創業者や中小企業の新事業、新製品開発を総合的に支援するため、岩手大学との連携のもと、大学の研究成果の企業への技術移転、新規創業支援及び研究開発型企業の誘致を推進することとしている。

名称	新事業創出支援センター（通称「M-tec※」） ※：M-tec：「Morioka new technology and business creation support center」の略称
所在	岩手県盛岡市北飯岡一丁目 8-20
供用開始	平成 20 年 5 月
施設	軽量鉄骨造平屋建て ○センターhaus ・215.30 m ² 1 棟

	○貸工場 <ul style="list-style-type: none"> ・A タイプ(324.61 m²) 2 棟 ・B タイプ(165.62 m²) 3 棟 ・C タイプ(215.30 m²) 1 棟(2 室)
指定管理者	協同組合産業社会研究会経営者革新会議
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(5 年間)
選定方法	公募
指定管理料	8,093,000 円(税込)

② 貸工場への入居状況等について

貸工場は全部で 6 棟 7 室あるが入居率は高い水準にあり、令和 6 年 1 月以降は全区画に事業者が入居している。

③ 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	8,093	新事業創出支援センター指定管理料
合計	8,093	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 10】基本協定書に定める要求水準の見直しについて

市が指定管理者に求める要求水準は基本協定書に添付される仕様書に明記されており、新事業創出支援センターにおいても、「市民の平等使用の確保」、「サービスの向上」、「管理経費の縮減」及び「適正な管理運営」の 4 項目に係る要求水準が設定されている。

【図表 基本協定書に定める要求水準】

項目	評価指標	要求水準				
		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
市民の平等使用の確保	自主事業等周知チラシ配布数	250 枚	250 枚	250 枚	250 枚	250 枚
サービスの向上	利用者の苦情件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
管理経費の縮減	消耗品費	—	R5 年度比 △3%	R5 年度比 △3%	R5 年度比 △3%	R5 年度比 △3%
適正な管理運営	仕様書記載事項の不履行件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(出所:基本協定書)

このうち「市民の平等使用の確保」として自主事業周知チラシ配布数が設定され、令和 5 年度における年度評価においては「B(達成率達成率 60%以上, 90%未満)」と評価されているが、インターネットや SNS が普及する現状において、チラシ配付数を市民の平等使用の確保の要求水準に設定することは意義に乏しいものと考えられる。

そもそも指定管理者から提出された令和 5 年度の事業計画書においては、「市民の平等な使用の確保策」として、(1)入居審査委員会により入居審査等を行うことにより手続の透明性と公平性を確保し、(2)会議室の利用に当たっては、入居企業に先着順を基本とした利用を周知し、利用の平等を図る旨がうたわれていることからも、当該入居審査等に係る適切なルール設定及び運用を行うことが、新事業創出支援センターにおける「市民の平等使用の確保」に係る核心的な事項と考えられる。

要求水準は市が指定管理者の業務運営に求める目標の一つであるとともに、指定管理者の実績評価にも用いるものであり、実態に即した適切な内容とするよう見直されたい。

【図表 指定管理者年度評価における評価(抜粋)】

1.市民の平等使用の確保

評価指標	数値目標	実績	評価
自主事業周知チラシ配布数	250 枚	200 枚	B

(注)「評価」の B は「達成率 60%以上、90%未満」のもの。

(出所:指定管理者年度評価シート(令和 5 年度))

【意見 26】貸工場の複数使用に係る条件等の明確化について

令和 5 年度末において全貸工場(6 棟)に事業者が入居している。稼働率が高いこと自体は望ましいが、このうち 3 棟の工場(A タイプ 2 棟の内の 2 棟、B タイプ 3 棟のうちの 1 棟)は同一の事業者が使用している。

新事業創出支援センターは、入居者がセンターの貸工場にて新技術、新製品の開発に取り組んだ後、市内に工場等の展開を図ることを想定し、比較的低廉な使用料が設定されている。

同一の事業者が複数棟を使用することは必ずしも否定されるものではなく、当該事業者による複数使用も、過去、入居者のいない貸工場が存在し、入居に余裕のあった時期に許可された結果と考えられるが、施設規模が限られる以上、入居希望者間の公平性(市民の平等使用の確保)を阻害しないよう、貸工場の複数使用に係る条件や上限を設定する等、入居審査時における対応方針を明確化されたい。

16. 金融対策事業

(1) 事業の概要

事業の名称	金融対策事業			
所管部署	ものづくり推進課			
事業開始年度	平成 2 年度			
事業の内容	<p>新規開業による出店の促進や中小企業者の経営力強化を図るため、融資制度を拡充し、中小企業者への支援をする。</p> <p>また、天災等により経営が不安定な中小企業者に対し、信用保証限度額の別枠化(拡大)を行うことができる「セーフティネット保証」の認定受付等の認定業務を行う。</p>			
財源	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補助金の負担割合は、国 10/10 その他は市の一般財源	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額、決算額の推移	620,390	621,081	514,689	
当初予算額(千円)	1,045,937	593,605	468,676	
決算額(千円)				

① 中小企業融資制度について

市では、商工振興資金と組合等振興資金の 2 つの融資制度を設けているほか、岩手県中小企業向け融資制度の利用者へ支援を行っている。

ア. 商工振興資金融資制度

商工振興資金融資制度は、中小企業者又は新たに事業を営もうとする個人等に対し事業資金を融資する制度である。

【図表 制度の概要】

融資枠	令和 5 年度 687,450 千円(融資原資金 137,490 千円)		
利率	3 年以内:年 2.50%以内 3 年超:年 2.70%以内 中小企業者年末資金は 1.5%を利子補給する。		
保証料	無担保:年 0.45~1.7% 有担保:上記から 0.1%を基準に割り引く	市が一部又は全部を補給する。 市の負担する保証料は 0.25~1.2%／年	
保証人	取扱金融機関の所定の条件(原則、法人における代表を除き不要)		
担保	取扱金融機関の所定の条件		
返済方法	原則として割賦返済(1 年以内は一括返済も可)		
申込先	岩手銀行・東北銀行・北日本銀行・盛岡信用金庫の各本店・支店		

(出所:令和 5 年度 ものづくり推進課の概要)

【図表 資金の種類】

資金の種類 (使途)	対象者	金額	返済期間
中小企業者 年末資金 (運転)	【年末(11 月及び 12 月)において中小企業者に対して融資する資金】 ①融資の申し込みの日において引き続き 1 年以上市の区域内に住所を有していること。 ②融資の申し込みの日において引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。 ③融資の申し込みの日以前 1 年間において納期の到来した市民税及び固定資産税を完納していること。 ④貸付実行期間が 11 月 1 日から 12 月 25 日までであること。	500 万 円以内	11 月 1 日 から翌年の 3 月 25 日まで

資金の種類 (使途)	対象者	金額	返済期間
開業資金 (運転・設備)	<p>【新たに事業を営もうとする個人、又は新たに事業を営んだ日から起算して 1 年を経過する日までの間にある中小企業者に対して融資する資金】上記③のほか</p> <p>⑤市の区域内において事業を営み、又は営もうとするものであること。</p> <p>⑥現に営み、若しくは営もうとする事業に関し、適切かつ明確な事業計画を有していること。</p> <p>⑦現に営み、若しくは営もうとする事業が、法律に基づく資格を有することを要するものであるときは、既にその資格を有していること。</p> <p>⑧現に営み、若しくは営もうとする事業が、許認可を要するものであるときは、既にその許認可を受けている者又は許認可をうけることが確実な者であること。</p> <p>⑨法人にあっては、既に法人格を取得していること。</p> <p>⑩融資の申込みの時点において開業資金の融資を受けていないこと。</p>	1,000 万円以内	7 年以内据置 1 年以内含む

(出所:令和 5 年度 ものづくり推進課の概要)

【図表 資金の種類別融資実績】

(単位:千円)

資金の種類	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業者年末資金	0	0	1	3,000	0	0	0	0
開業資金	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	3,000	0	0	0	0

(出所:令和 5 年度 ものづくり推進課の概要)

イ. 組合等振興資金融資制度

組合の組織活動の活発化と組織化の促進を図るため、市の区域内の組合及びその構成員に対して事業資金を融資する制度である。

【図表 制度の概要】

融資枠	令和5年度 160,000千円(融資原資金 32,000千円)
利率	組合貸:年2.3%以内 構成員貸:2.70%以内
保証人、担保、返済方法	取扱金融機関の所定の条件
申込先	商工組合中央金庫盛岡支店

(出所:令和5年度 ものづくり推進課の概要)

【図表 資金の種類】

資金の種類 (使途)	対象者	金額	返済期間
組合貸 (運転・設備)	・市内の事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合 ・納期到来分の市税を滞納していないこと。	1億円以内	○運転資金 7年以内 据置1年以内含む
構成員貸(運転・設備)	・市内の事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合の構成員 ・納期到来分の市税を滞納していないこと。	6千万円以内	○設備資金 10年以内 据置2年以内含む

(出所:令和5年度 ものづくり推進課の概要)

【図表 資金の種類別融資実績】

(単位:千円)

資金の種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
組合貸(サービス業)	0	0	0	0	0	0	0	0

(出所:令和5年度 ものづくり推進課の概要)

ウ. 県中小企業向け融資制度利用者への支援

県商工観光振興資金、県小規模小口資金、県特別小口資金、県中小企業経営安定資金(原油高対策)、県中小企業成長応援資金(成長応援・事業承継)、県中小企業東日本大震災復興資金の利用者が、一定の要件を満たす場合には、その保証料の一部又は全部を市が負担している。

【図表 制度の概要】

利率	◆県商工観光振興資金(変動金利) 3年以内:年 1.90%以内 3年超 10年以内:年 2.10%以内 10年超 15年以内:年 2.30%以内 ◆県小規模小口資金 3年以内:年 1.95%以内 3年超 7年以内:年 2.15%以内 ◆県特別小口資金 3年以内:年 2.0%以内 3年超 7年以内:年 2.20%以内 ◆県中小企業経営安定資金(原油高対策) 3年以内:年 2.10%以内 3年超 10年以内:年 2.30%以内 10年超 15年以内:年 2.50%以内 ◆県中小企業成長応援資金(成長応援・事業承継) 3年以内:年 2.10%以内 3年超 10年以内:年 2.30%以内	
保証料	有担保・無担保:年 0.45～1.5%	保証料は、市が一部又は全部を補給する。市が負担する保証料補給率は有担保・無担保: 0.05～0.5%
保証人	原則、法人における代表者を除き不要	
担保	取扱金融機関の所定の条件	
申込先	県内普通銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、ウリ信用組合、岩手県医師信用組合ほか(制度毎に異なる)	

(出所:令和5年度 ものづくり推進課の概要)

【図表 資金の種類】

資金の種類 (使途)	対象者	金額	返済期間
岩手県商工観光振興資金 (運転・設備) 【平成20年4月1日から支援開始】	<p>【貸付対象者】 県内に事業所を有する中小企業者</p> <p>【保証料補給要件】</p> <p>①融資の申込みの日において引き続き1年以上上市の区域内に住所を有していること。</p> <p>②融資の申込みの日において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。</p> <p>③納期の到来した市町村税を完納していること。</p> <p>【保証料補給範囲】</p> <p>○補給対象融資額 3,000万円以内とする。</p> <p>○返済期間 運転経費7年以内(据置1年以内含む) 運転経費10年以内(据置2年以内含む) 上記範囲を超える場合は保証料補給対象とならない。</p>	<p>【運転】 5,000万円以内</p> <p>【設備】 1億円以内 ※市から保証料補給を受ける場合</p> <p>【運転・設備】 3,000万円以内</p>	<p>▽運転10年以内(据置1年以内)</p> <p>▽設備15年以内(据置2年以内)</p> <p>※市から保証料補給を受ける場合</p> <p>▽運転7年以内(据置1年以内)</p> <p>▽設備10年以内(据置2年以内)</p>
岩手県小規模小口資金(運転・設備) 【平成19年10月1日から支援開始】	<p>【貸付対象者】 県内に事業所を有する小規模企業者(従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人)</p> <p>【保証料補給要件】 前記①②③の要件を満たしていること。</p>	<p>【運転・設備】 2,000万円以内 (ただし、保証付融資残高との合計で2,000万円以内の新規保証に限る)</p>	<p>▽運転5年以内(据置1年以内)</p> <p>▽設備7年以内(据置1年以内)</p>
岩手県特別小口資金(運転・設備) 【平成20年4月】	<p>【貸付対象者】 県内に事業所を有する小規模企業者(従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人)</p> <p>【保証料補給要件】</p>	<p>2,000万円以内</p>	<p>▽運転5年以内(据置1年以内)</p> <p>▽設備7年以内(据置1年以</p>

資金の種類 (使途)	対象者	金額	返済期間
1 日から支援開始】	前記①②③の要件を満たしていること。		内)
岩手県中小企業経営安定資金 原油高対策 (運転) 【平成 19 年 12 月 17 日から支 援開始】	<p>【貸付対象者】 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれにも該当。なお、該当の可否については、商工会・商工会議所での確認となる。</p> <p>(1)原油等の仕入価格が 10%以上上昇していること。</p> <p>(2)原油等の仕入価格が売上原価の 10%以上を占めること。</p> <p>(3)原油等の仕入価格上昇を製品販売価格に転嫁できないこと。</p> <p>【保証料補給要件】 前記①②③のほか ④岩手県中小企業経営安定資金【原油高対策】の利用者であること。 ⑤融資額中、旧債務の借換を除く新規融資額が 1/2 以上を占めること。</p>	8,000 万 円 以内	運転 15 年以内 (据置 3 年以内)
岩手県中小企業成長応援資金(運転・設備) 【平成 23 年 4 月 1 日から支援開始】	<p>【貸付対象者】 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1)1 年以内に常時使用する従業員を新たに 1 名以上雇用する計画がある者</p> <p>(2)売上高が直近決算と比較して単年度で概ね 3%以上又は 3 年間で概ね 9%以上増加する計画がある者</p> <p>(3)経常利益が直近決算と比較して増加する計画がある者</p> <p>(4)新商品の開発又は生産、新業務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、業務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う計画がある者</p> <p>(5)異業種進出の計画がある者</p> <p>(6)経営革新計画について知事の認定を受けた者</p>	5,000 万 円 以内	【運転・設備】10 年以内(据置 2 年以内)

資金の種類 (使途)	対象者	金額	返済期間
	【保証料補給要件】 前記①②③の要件を満たしていること。		
岩手県中小企業成長応援資金『事業承継』 (継承法第13条に規定する資金) 【平成30年4月1日から支援開始】	【貸付対象者】 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条の規定により経済産業大臣から認定を受けた中小企業者の代表者個人 【保証料補給要件】 前記①②③の要件を満たしていること。	8,000万円以内	【運転・設備】10年以内(据置2年以内)

(出所:令和5年度 ものづくり推進課の概要)

【図表 資金の種類別融資状況(保証料補給対象分)】

(単位:千円)

資金の種類	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
商工観光振興資金	66	2,395,980	17	146,710	9	125,950	2	32,260
小規模小口資金	66	195,040	71	186,400	49	145,250	53	221,890
特別小口資金	3	11,000	12	39,560	9	24,340	9	27,370
成長応援資金	20	307,540	18	252,200	26	402,190	23	255,100
東日本大震災復興資金	5	58,500	0	0	0	0	0	0
岩手県新型コロナウイルス 感染症対策資金	480	23,573,605	0	0	0	0	0	0
合計	640	26,541,665	118	624,870	93	697,730	87	536,620

(出所:市提出資料)

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
需用費	10	消耗品費
負担金、補助及び交付金	299,176	商工振興資金保証料補給金等
貸付金	169,490	商工振興資金融資制度等に係る融資原資金
合計	468,676	

(2) 監査の結果及び意見

【意見27】市単独の商工振興資金融資について

市単独の中小企業融資制度では、商工振興資金融資制度と組合等振興資金融資制度がある。直近5年度では、市単独の中小企業融資制度の中小企業者年末資金について、令和3年度に1件の実行があつただけであった。このように市単独の中小企業融資制度では、融資実績はほとんどない。県の中小企業向け融資制度も充実しているため、市単独の中小企業融資制度の必要性は高くない。

市単独の中小企業融資の実行がなくても、融資の原資金のため、年度初めに金融機関への169,490千円の預託が必要であり、年度末に預託金の返還が行われている。毎年度、預託金の年度初めの支出と年度末の返還が発生しており、169,490千円が事実上、凍結している状態である。市単独の中小企業融資制度を廃止することになれば、169,490千円の預託は不要となり、この預託金分169,490千円を運用することになれば、相応の運用利回りによる財源を確保することができる。

県の中小企業向け融資制度も充実しており、市単独の中小企業融資制度の必要性は高くないため、市単独の中小企業融資制度を廃止することも検討すべきではないだろうか。

17. 地場・伝統産業振興事業

(1) 事業の概要

事業の名称	地場・伝統産業振興事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	不明(特産品振興協議会:昭和45年度~)		
事業の内容	地場・伝統産業の活性化と地場産品の販路拡大に向けて、関係団体と連携しながら、市の特産品や産業などを宣伝・紹介するとともに、盛岡ブランド品認定制度による特産品の競争力の強化を図る。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	11,000	11,118	13,112
決算額(千円)	32,381	18,183	29,153

① 地場・伝統産業振興事業について

国の伝統的工芸品である南部鉄器・秀衡塗・淨法寺塗・岩屋堂簾笥等をはじめとした市内の伝統工芸の振興を図るため、新製品の開発、伝統技能の継承及び向上、後継者確保、生活提案、流通体制の整備等を推進し、体質強化を図っている。

ア. 日本貿易振興機構岩手貿易情報センター事業負担金

貿易情報の提供、相談、取引の斡旋等の事業を実施する日本貿易振興機構(JETRO)岩手貿易情報センターの運営費を負担し、貿易の拡大による地場産業の振興を図った。

イ. いわての物産展等実行委員会負担金

県産品の品質向上、新商品の開発促進、国内外における県産品の紹介宣伝及び販路の開拓により、地場産業の振興を図ることを目的とする「いわての物産展等実行委員会(公益財団法人いわて産業振興センター)」の運営費の一部を負担した。

ウ. 伝統的工芸品産業振興協会賛助会費

伝統的工芸品産業振興協会は生活用品である伝統的工芸品の一層の普及啓蒙を

図ることを主目的とする団体であり、その趣旨に賛同し、賛助会費を支出したものである。

エ. 盛岡デー開催負担金

盛岡及び盛岡ブランドの知名度向上と観光客誘致を図ることを目的とする「盛岡デー実行委員会」の運営費を負担し、「盛岡デー・イン・東京」及び「盛岡デー・イン・沖縄」を開催した。

オ. 盛岡市の物産と観光展開催負担金

地場産品の販路拡大及び観光の宣伝を図ることを目的とする「盛岡市の物産と観光展実行委員会」の運営費を負担し、茨城県水戸市及び埼玉県熊谷市で催事を開催した。

カ. もりおか味と工芸展開催負担金

盛岡地域の地場産業や盛岡ブランドの特産品の宣伝を行い、地場産業の活性化を図るために開催する「もりおか味と工芸展」の開催経費の一部を負担した。

キ. 盛岡手づくり村工房まつり負担金

伝統的工芸品や地域に根ざした文化や技を継承しつつ、日々ものづくりに取り組み努力している職人達の技の紹介と、手づくり体験やイベントを通じ、来村者との交流を深め、ものづくりの良さ・楽しさを知ってもらうことを目的とした同まつりに負担金を支出し、開催した。

ク. 南部鉄器まつり事業実行委員会負担金

鉄器業界の紹介や宣伝、一般消費者や地元市民との交流促進に努め、南部鉄器業界の振興発展に資することを目的に開催する「南部鉄器まつり」の開催経費の一部を負担した。

ケ. 盛岡市特産品振興協議会負担金

当市物産振興の中核団体である「盛岡市特産品振興協議会」の事業及び運営指導を通じ、物産販路の拡大、開拓に努めた。また、県内外の各種物産展や催事及び

セミナー等の情報を提供することにより、業界間交流と活性化に努めた。

コ. 盛岡市特産品振興協議会特別事業負担金

NY タイムズ紙掲載の好機を捉え、全国で開催される催事に出展し、広く特産品の販売を行うことにより、盛岡の特産品の魅力を周知・発信するとともに、国外物産展等出店に向けて調整を行う事業に対して負担金を支出した。

サ. 盛岡市多言語表示案内看板等設置事業補助金

外国人の旅行者に対する地場伝統産業の普及促進を図るため、公益財団法人盛岡地域地場産業振興センターが行う盛岡手づくり村内の多言語表示案内看板等の設置に要する経費に対して補助金を交付した。

シ. もりおかエール便事業業務委託

新型コロナウイルス感染症の流行に伴って、帰省やアルバイトの実施に制限を受けた県外で暮らす盛岡出身の学生(15 歳～25 歳)に対して、盛岡地域の特産品の詰合せ(5,000 円相当・1,500 セット限定)の送付を実施した。

ス. 盛岡文士劇東京公演物販等業務委託

文京区友好都市 5 周年記念事業として、東京都文京区で開催される盛岡文士劇東京公演において、盛岡市を中心とした盛岡広域の特産品を販売し、認知度向上と販売促進に繋げていくため、物販等業務を委託した。

セ. 肝高の阿麻和利東京公演物販等業務委託

盛岡市が友好都市連携を結んでいるうるま市主催の肝高の阿麻和利東京公演において、盛岡市を中心とした盛岡広域の特産品を販売し、認知度向上と販売促進に繋げていくため、物販等業務を委託した。

ソ. 盛岡ブランド品認定制度

一定の要件を満たすものを盛岡ブランド品として認定している。盛岡ブランド品として認定されるための要件を備えているもののうち、盛岡のプロモーションに特に効果が期待されると認められるものを認定会議の審査を踏まえて、市が盛岡プレミアム品とし

て認定している。

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報償費	61	盛岡ブランド品認定審査会謝金
旅費	308	普通旅費
需用費	5	消耗品費
委託料	12,733	文京区友好都市5周年記念事業
使用料及び賃借料	61	複写機使用料
負担金、補助及び交付金	15,985	各種物産展実行委員会負担金、日本貿易振興機構岩手貿易情報センター負担金等
合計	29,153	

(2) 監査の結果及び意見

【意見28】類似事業実施の負担金の再構築について

本事業では、各種物産展実行委員会が物産展等を開催している。

盛岡デー実行委員会では、「盛岡および盛岡ブランドの知名度向上と観光客やコンベンションの誘致拡大を図ることを目的」として、「盛岡デー」を東京都板橋区及び沖縄県うるま市で開催しており、市は3,250千円の負担金を支出している。

盛岡市の物産と観光展実行委員会では、地場産品の販路拡大及び観光の宣伝を図ることを目的として、「盛岡市の物産と観光展」を茨城県水戸市及び埼玉県熊谷市で開催しており、市は3,475千円の負担金を支出している。

もりおか味と工芸展実行委員会では、「盛岡市及び盛岡地域の積極的な物産振興を図ることを目的」として、「もりおか味と工芸展」を市内で開催しており、市は1,980千円の負担金を支出している。

これらの物産展は物産振興及び観光振興を主な開催目的としており、開催場所は異なるものの、類似の物産展が開催されており、参加の事業者も類似している物産展となっている。

実行委員会等に対する負担金であるため、補助金とは異なり、執行未了となること

はないが、類似の実行委員会等への負担金を統合することになれば、今まで開催していた物産展等の催し物も開催方法・規模・内容の選択肢が多くなる可能性がある。今後は類似事業実施の負担金の再構築を検討することが望ましい。

第2条 本委員会は、「盛岡デー」を実施することにより、盛岡および盛岡ブランドの知名度向上と観光客やコンベンションの誘致拡大を図ることを目的とする。

(出所:盛岡デー実行委員会規約)

第3条 委員会は、盛岡市の物産と観光展(以下「事業」という。)を開催するにあたり、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(出所:盛岡市の物産と観光展実行委員会会則)

第2条 委員会は、もりおか味と工芸展(以下「味と工芸展」という。)の開催を通じ、盛岡市及び盛岡地域の積極的な物産振興を図ることを目的とする。

(出所:もりおか味と工芸展実行委員会会則)

【意見29】個人情報取扱事務に係る対応について

大学・専門学校等に通うために市から離れて県外に在住している学生のために、ふるさとである盛岡の地場産品を送付するもりおかエール便事業を業務委託している。予定としては1,500セットを送付する予定であったが、実績では1,501セットを送付したものである(1セット分は地場産業振興センターが負担)。受注者は、地場産品を実際に送付するために盛岡から離れて生活している学生の連絡先、実家が盛岡市であること及び盛岡市から離れていることを確認することが必要となる。その確認のため、学生本人の在学確認書類(学生証など)および親の住所確認書類(運転免許証など)を受領することになり、それぞれの個人情報を知り得ることとなる。

今回は1,500セット(実績:1,501セット)を送付することになり、学生及びその親の個人情報約3,000件を取り扱うことになるため、個人情報取扱事務に係る特記仕様書に基づく対応をすることが必要となる。

個人情報取扱事務に係る特記仕様書では、受注者は、個人情報の適正な取扱いが確保されるように事務取扱担当者への周知徹底することを求めており。また責任者及び事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、個人

情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うことも求めている。しかし、個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施・確認状況の報告までは求めていない。業務委託において、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する周知徹底、啓発や教育研修の実施・確認状況を受注者に確認することが望ましい。

また、一部の地方公共団体や民間企業では、個人情報を取扱う業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書の提出を求めている団体もあるが、市の個人情報取扱事務に係る特記仕様書では、受注者に対して、業務に従事させる者に秘密保持等に関する誓約書を提出させることまでは求めてはいない。

今後は個人情報を取扱う業務に従事させる者に個人情報の保護の重要性を認識させ、個人情報の適正な取扱いについて理解を深めるためにも、秘密保持等に関する誓約書の提出を義務付けることを検討することが望ましい。

(事務取扱担当者への周知徹底)

第 18 受注者は、事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなどについて必要な事項を周知しなければならない。

(教育研修)

第 19 受注者は、責任者及び事務取扱担当者に対し、個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 受注者は、事務取扱担当者のうち、情報システムの管理に関する事務に従事する者に対し、個人情報等の適切な管理のため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な教育研修を行うものとする。
- 3 受注者は、事務取扱担当者のうち、番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号法第 29 条の 2 の規定によるサイバーセキュリティ（「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項その他の事項に関する教育研修を行うものとする。

（出所：個人情報取扱事務に係る特記仕様書）

【意見 30】口座振込依頼書について

特産品ブランド認定会議委員に対して、謝礼支払いのため、口座振込依頼書に記入を依頼している。

その口座振込依頼書の様式では、氏名の横に「印」の文字が存在しているが、現在、市では全序的に口座振込依頼書の押印は不要となっている。現状の口座振込依頼書の様式には、「印」の文字があるため、記入者は押印が必須であるものと勘違いする恐れがある。特産品ブランド認定会議委員の口座振込依頼書の様式について、「印」の文字を削除して、軽微ではあるかもしれないが、特産品ブランド認定会議委員の事務を軽減することが望ましい。

18. ものづくり産業魅力向上事業

(1) 事業の概要

事業の名称	ものづくり産業魅力向上事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	平成 29 年度		
事業の内容	盛岡手づくり村を通じて伝統的工芸品等を展示販売する施設に盛岡広域の工芸品事業者を出展させることによって、事業者の商品力の向上や販路の拡大を図るとともに、盛岡手づくり村における工芸団体等関係者との連携体制やネットワークを維持・強化することで、盛岡手づくり村の「ものづくりの拠点性」の向上を図り、地域のものづくり産業の振興を図る。		
財源	市の一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	1,265	1,265	1,265
決算額(千円)	500	500	1,243

① ものづくり産業魅力向上事業について

盛岡地域で育まれた優れた工芸品の普及、商品力向上を図るため、伝統工芸青山スクエア「工芸の街もりおか～うるしと鉄の物語～」を開催した。また、展示会の説明員に対して、効果的な展示方法等に関する研修を行った。

「台湾裕毛屋岩手県物産展」への出展及び現地視察を行った。

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	1,243	ものづくり産業魅力向上事業業務委託
合計	1,243	

（2）監査の結果及び意見

【意見 31】販路拡大のための商談会について

令和 5 年度においては、台湾で開催された「台湾裕毛屋岩手県物産展」に参加し、令和 6 年度において盛岡市と友好都市を提携している花蓮市で、友好都市提携 5 周年記念事業として、物産展を計画していたが、市主催による物産展では、渡航費や輸送費等の市側の費用負担が高額となることから、物産展開催を見送ることとなり、本事業も廃止となった。しかし、令和 5 年度の「台湾裕毛屋岩手県物産展」の参加により、台湾の消費者の一定のニーズを把握することができ、今後の海外販路拡大において有用なものであり、このまま海外販路拡大を完全に断念すべきではない。

市から台湾に渡航することが困難であったとしても、台湾の高級スーパーが有望な商品を探すために日本の商談会に参加することがある。実際に岩手県内の遠野市では令和 6 年 9 月に台湾の高級スーパー(裕毛屋)との商談会を開催している。本事業が廃止になったため、盛岡市主催の商談会開催は財源上、困難である。そのため、他の団体、例えば日本貿易振興機構(JETRO)に海外販路拡大等のために、商談会の開催を促すように掛け合うことも検討すべきである。

19. 盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業

(1) 事業の概要

事業の名称	盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	令和 3 年度		
事業の内容	盛岡広域に集積する IT 関連企業が持つ AI・IoT 等の先端技術と、製造業等の AI・IoT 活用のニーズや課題のマッチングを図ることを狙いとし、未来技術にチャレンジする場として「盛岡 AI・IoT プラットフォーム(マルチモノ盛岡)」を設置し、製造業等企業内の IT 人材のリスキリング、モデル企業の行う実証実験への支援、及びサテライトオフィスの誘致によって異業種企業のネットワーク化を促進し、産業の高度化・高付加価値化を図ることにより高度 IT 人材の地元定着を推進する。		
財源	国 1/2(地方創生推進交付金)、市 1/2 ただし、(岩手もりおか学生デジコン)実行委員会負担金(400 千円)は市の一般財源 企業版ふるさと納税を充当		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	7,000	16,900	16,900
決算額(千円)	6,810	21,261	22,999

① AI・IoT プラットフォーム事業について

本事業はセミナーや開発支援等を通じて IT 企業と製造業等の異業種間、IT 企業間の自発的な連携を促し、オープンイノベーションによる新技術、新サービスの創出のきっかけづくりの場として設置するものであり、活動を通じて、盛岡を中心とする広域圏の「産業の高度化・高付加価値化」「IT 関連企業のさらなる集積」「高度 IT 人材の育成・確保」「若者の地元定着」に繋げることを目的として実施している。

ア. 盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業業務委託

セミナー・実証実験・IT 人材の育成事業等を通じ、市内事業者の異業種間交流促進及び IT 人材の育成・地元定着を図り、新技術・新サービス創出のきっかけづくりの「場」を構築し運営した。令和 5 年度はセミナーを 2 回、学習交流イベント 6 回、1 期あたり 7 回の「モリオカデジタルトランスフォーメーション塾」(通称:デジジュク)2 期分を実施した。

イ. サテライトオフィス誘致支援業務委託

IT 企業の集積を図るため、盛岡市へのサテライトオフィス立地や事業展開に関心のある企業と市のマッチングイベントを開催した。令和 5 年度はイベント参加 165 社のうち 12 社と個別面談を実施した。

ウ. 岩手もりおか学生デジコン実行委員会負担金

岩手県にゆかりのある学生を対象とし、デジタル技術を活用したアイデアコンテストを開催した。令和 5 年度は最終審査会を 11 月 23 日に開催し、43 チーム 161 名がエントリーした。

エ. 盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金

市内の製造業、IT 企業等によるデジタル技術を活用した実証実験事業の経費に対し、最大 100 万円(上限 4/5)の補助を行った。令和 5 年度は 4 件の補助金を交付した。

オ. 盛岡市まち・ひと・しごと創生基金積立

「盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業」に対し、企業版ふるさと納税の寄付を受領し、寄付金の一部を盛岡市まち・ひと・しごと創生基金に積み立てている。令和 5 年度は 2 社から 770 万円の寄付を受領し、770 万円を基金へ積み立てた。

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	11,497	盛岡 AI・IoT プラットフォーム事業業務委託等
負担金、補助及び交付金	3,801	デジタル技術実証実験事業補助金、岩手もりおか学生デジコン実行委員会負担金
積立金	7,701	企業版ふるさと納税に伴う積立金
合計	22,999	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 11】デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金）の報告について

受託者からの収支決算の報告のうち、その他経費についてデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進交付金）の国に対する報告を作成するにあたって、各事業按分基準が明確となっていなかった。国に対する報告を作成するにあたって、疑義を持たれないように按分基準を明確にしておくべきである。

【意見 32】デジジュクの内容の検討について

市では、DX に関心のある社会人等を対象に「モリオカデジタルトランスフォーメーション塾」（通称: デジジュク）を開催しており、毎週金曜日、全 7 回の講座の中で、プログラミング等について学習し、地場企業等の DX 人材の育成を支援している。全 7 回の講座を年度で 2 期の実施を行っている。リモート参加も可能ではあるが、毎週金曜日 9:30～17:00 の時間帯に参加することは、社会人にとって日程の確保が難しいとの意見があった。社会人にとって、毎週の講座出席は困難であることもあり、e-learning の活用も検討の余地があるであろう。対面での講座やオンライン受講と e-learning とを受講者に組み合わせて利用することにより、講座受講者の日程確保がしやすくなる可能性もある。

またデジジュクは 7 回講座の 1 期のみの参加だけではなく、複数の期の参加も可能であるため、初級編・中級編・応用編・実践編（所属団体での課題等に基づいたアプ

等の構築)等の受講者のデジタル技術のレベルに応じた講座も開催することにより、眞の DX 人材育成を推進すべきである。

【意見 33】岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテストについて

岩手県にゆかりのある学生を対象とし、デジタル技術を活用した岩手もりおか学生デジタルアイデアコンテスト(以下「デジコン」という。)の実行委員会に負担金を支出している。実際のデジコンでは、発表者による発表とその質疑応答が行われているが、審査委員の講評が少なかったため、内容に対する評価(要改善事項など)が分からず、審査基準が分かりにくく、審査結果に納得いかなかったと感じる発表者がいた。

それぞれの発表に対する各審査委員のコメントを取りまとめているため、審査委員コメントをすべてのデジコン発表者に対して、フィードバックするように実行委員会に対して促すことが望ましい。フィードバックを踏まえた上で、学生たちの発表したアイデアがブラッシュアップされることになったり、よりよいアイデアが生まれたりする可能性もある。

若者の視点による発想がビジネスのヒントになる可能性もあり、デジコンの発表内容を公表し、興味のある企業とのマッチングを行い、事業への実装までつなげができる仕組みをつくることを検討するように実行委員会に対して促すべきである。学生もデジコンを通じ、その発表内容について、事業化するためにはどうすればいいのかを考えるきっかけにもなり、社会とのつながりも見えるようになる。それらの学生の起業家精神を醸成し、その中からスタートアップにつながる学生が生まれる可能性もあるであろう。

20. 地域企業成長加速支援事業

(1) 事業の概要

事業の名称	地域企業成長加速支援事業		
所管部署	ものづくり推進課		
事業開始年度	令和5年度		
事業の内容	盛岡広域のIT関連企業及びデジタル技術活用による事業拡大に取り組む企業を対象に、地域内外の専門家が連携して集中的な経営上の支援(アクセラレータープログラム)を実施し、事業の成長加速を支援する。		
財源	国1/2、市1/2 令和5年度はすべて一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	-	-	11,000
決算額(千円)	-	-	5,421

① 盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託について

盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託はデジタル技術の活用により事業拡大に取り組む中小企業をスタートアップ企業として認定し、集中的な支援である「アクセラレータープログラム」を実施することによって、地域企業の成長を加速させ、スタートアップの集積創出と高度人材の地元定着を推進することを目的としている。業務内容は以下のとおりである。

5 業務内容

盛岡市内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する中小企業であって、デジタル技術の活用によって短期間(概ね5年以内)での急激な事業拡大に取り組むもの(以下「対象企業」という。)を対象に、次の各号に掲げる業務を実施すること。

なお、業務の実施に当たっては、あらかじめ発注者と内容を協議し、承認を得ること。

(1) スタートアップの発掘・認定

対象企業の情報を収集整理した上、認定委員会を開催し、特に成長が有望であると認められる者を「(仮称)盛岡スタートアップ」として認定すること。また実施に当たっては、次に掲げる事項を要件とするものであること。

- ア 認定企業の募集要項を制定し、公募を行うこと。
- イ 候補企業に関する情報の収集整理及び応募の勧誘を行うこと。
- ウ 認定企業の認定基準を制定すること。
- エ 外部有識者を含む認定委員会を組織・開催し、1者以上の企業を認定すること。
- オ 認定企業を総称するための名称を制定すること。
- カ 認定企業であることを表すロゴマークを作成し、制定すること。

(2) アクセラレータープログラムの実施

企業価値や事業の急成長を目的として、前号の認定企業に対して一定期間内に集中的な支援を提供するアクセラレータープログラムを企画運営すること。また実施に当たっては、次に掲げる事項を要件とするものであること。

- ア 実施期間は、企業の認定から概ね3～4か月程度とすること。
- イ 提供する支援の内容及び回数は、次のとおりとする。ただし、業務目的の達成に寄与するものと市が認める場合は、この限りでない。

- (ア) メンタリング 認定企業1者につき計8回以上
- (イ) 講演又は講義 計4回以上
- (ウ) ピッチ等イベント 計1回以上
- (エ) 情報発信 数回程度

- ウ プログラムの成果を測定する指標をあらかじめ設定し、完了時に測定すること。
- エ 参加料は無料とすること。

(出所:盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託仕様書)

② 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
委託料	5,421	地域企業成長加速支援事業
合計	5,421	

（2）監査の結果及び意見

【結果 12】収支決算書の記載誤りについて

地域企業成長加速支援事業委託業務の収支決算書では「謝金【講演】5 回」となっているのに対して、実績報告書では「講演 4 回」となっており、提出書類の間に相違があった。実際の講演は 4 回であり、収支決算書の記載が誤っていた。提出書類に内容に不備がある場合には、適切に修正するように指導すべきである。

【意見 34】認定企業に対する成長加速支援のための仕様書の修正について

本事業における盛岡アクセラレータープログラムでは、その認定企業に対して、事業拡大におけるプロフェッショナルによる 4 回の講演又は講義、事業拡大を協力に推進するための 8 回のメンタリングの実施、盛岡および東京の会場にて成果発表イベントを実施し、VC や投資家、事業会社と交流できる機会にプレスリリース等の情報発信を行っている。しかし、この事業では認定企業に対する盛岡アクセラレータープログラムの実施はその年度のみであり、翌年度以降のフォローアップは全く行っていない。当プログラムの実施期間は、3~4 か月程度であり、そのような短期間で企業を急成長することは不可能と言わざるを得ない。単年度での急成長は非常に困難であるが、今後、過年度に認定された企業が成長することは、市及び広域にとても有用になる。そのため、過年度の認定企業に対してもフォローアップを行うことができるよう仕様書を修正することを検討すべきである。

仕様書上、メンタリングは「認定企業 1 者につき計 8 回以上」と回数で設定していた。メンタリング実績を確認したところ、1 回あたりのメンタリングはそれぞれ 1 時間の実施であった。その 1 時間のメンタリングを実施するための東京からの往復交通費が経費計上されており、メンタリング 1 回 1 時間あたりの金額が多額となっていた。メンタリングで直接の訪問を行うことを必須とすると往復旅費も必要となり、見積金額にも反映され、委託料が増加することになる。メンタリングは回数の設定ではなく、累積時間に変更すべきである。またコミュニケーション上、キックオフミーティング等で直接の面談をすることも必要なこともあるが、オンライン会議でのメンタリングで十分な場合には、オンライン会議も可能とすることも仕様書を変更することも検討すべきである。

本事業は令和 5 年度が初年度の事業であったが、仕様書上、「プログラムの成果を測定する指標をあらかじめ設定し、完了時に測定すること。」とあるが、認定企業のアクセラレータープログラムに対する満足度の調査・ヒアリング等は実施していなかった。

認定企業が当プログラムに応募してよかつたか、否かの判定をするためにも認定企業に満足度等の調査・ヒアリングを実施すべきである。満足度の調査・ヒアリング結果を把握することにより、今後の認定企業に対するフォローアップの必要事項の把握、今後の本事業の実施内容の改善にもつなげることができるであろう。

5 業務内容

(2) アクセラレータープログラムの実施

企業価値や事業の急成長を目的として、前号の認定企業に対して一定期間内に集中的な支援を提供するアクセラレータープログラムを企画運営すること。また実施に当たっては、次に掲げる事項を要件とするものであること。

ア 実施期間は、企業の認定から概ね3～4か月程度とすること。

イ 提供する支援の内容及び回数は、次のとおりとする。ただし、業務目的の達成に寄与するものと市が認める場合は、この限りでない。

(ア) メンタリング 認定企業1者につき計8回以上

(イ) 講演又は講義 計4回以上

(ウ) ピッチ等イベント 計1回以上

(エ) 情報発信 数回程度

ウ プログラムの成果を測定する指標をあらかじめ設定し、完了時に測定すること。

エ 参加料は無料とすること。

(出所:盛岡市地域企業成長加速支援事業業務委託仕様書)

III 観光課

市は、観光を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、盛岡の魅力や観光資源を支持するファンやリピーターを増やし、交流人口の増加を目指すとともに、観光産業の振興を通じて雇用の創出と地域経済の活性化につながる取組を総合的かつ効果的に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする新しい観光推進計画を策定している。

そして、アメリカのニューヨーク・タイムズ紙(電子版)が令和5年1月12日に発表した「2023年に行くべき52カ所」に「盛岡市」が選ばれたことを絶好の機会と受け止め、観光推進計画の推進に積極的に取り組んでいる。

2.1. 観光客誘致宣伝事業

(1) 事業の概要

事業の名称	観光客誘致宣伝事業			
所管部署	観光課			
事業開始年度	不明			
事業の内容	各種媒体を活用した広告宣伝や象徴的な観光資源、観光スポットを活用しながら、盛岡の魅力を総合的に発信し、より多くの人に盛岡を訪れてもらうとともに、物産等の販路拡大をめざし、首都圏など県外でPRイベントを開催し、観光プロモーションを行う。			
財源	国庫支出金 2,450千円、一般財源 15,697千円、諸収入 17千円(当初)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額、決算額の推移	14,412	24,404	18,164	
当初予算額(千円)	378,101	223,060	68,501	
決算額(千円)				

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、旅行需要が大幅に減少し大きな影響を受けている観光産業の回復のため、観光庁、岩手県等から事業支援補助金が予算化されたことで令和3年度、令和4年度の決算額が大きくなっている。

① 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	1,169	会計年度任用職員報酬
職員手当等	343	
共済費	230	
役務費	954	
委託料	8,017	デジタル観光周遊プロモーション業務委託 3,000 千円、盛岡市観光ガイドブック作成業務委託 2,123 千円
負担金、補助及び交付金	56,731	おもてなし推進協議会への負担金 49,198 千円、東北六市連携による夏祭り負担金 5,000 千円
その他	1,057	旅費、需用費、使用料
合計	68,501	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 35】おもてなし推進協議会における随意契約について

おもてなし推進協議会は、岩手県(盛岡地方振興局)、盛岡商工会議所をはじめ観光・宿泊・交通等の民間業者から構成され、観光課に事務局を置いている。会長には市長が就任している。

観光課では、職員が業務として事務局の事務に従事しており、その事務については市の事務と同様の規則・手続きによっている。

おもてなし推進協議会は令和 5 年 9 月にタイ・バンコクにて開催された「バンコク日本博 2023」に盛岡ブースを出展し、岩手・盛岡の魅力を発信するとともに認知度向上を図り、来市意欲を醸成するためのプロモーションを行った。これに関するタイ派遣業務委託料 3,395 千円を(株)エイチ・アイ・エスに対して支払っている。(株)エイチ・アイ・エスとの契約は随意契約であるが、このプロモーションについての起案書を閲覧したところ、随意契約理由の記載がなく、別途随意契約理由書の作成もなされていなかった。

所管課の説明によると、(株)エイチ・アイ・エスが有するブースにパッケージで出展することとしており、他の事業者を選定する余地がないものとして、それを前提に契約

したとのことである。

随意契約理由が存在するにもかかわらず、文書として残されていない場合には、随意契約理由がないものとみなされる恐れがある。また、当該随意契約理由について担当者の記憶に頼らざるを得ず、後日の検証・確認に支障をきたすことが懸念される。さらに、人事異動に伴い職員の事務ノウハウの継承が困難になるとも推測される。

おもてなし推進協議会が随意契約を行う際には、市における随意契約と同様に、その理由を明記した書類をもって決裁するよう、事務手続きを改める必要がある。市は、事務手続の改善に向けて協議会とともに確実に取り組むことが必要である。

【意見 36】おもてなし推進協議会における決裁日について

おもてなし推進協議会は任意団体であることから、市の電子決裁システムを使わず、紙面での起案・決裁を行っている。今般の包括外部監査において複数の起案書を閲覧したところ、起案日の記入はあるものの決裁日の記入のないものが散見された。例として契約締結の起案日が契約書上の契約日と同一であるような場合、決裁後に契約したのかどうか疑問の余地がある。

市の電子決裁システム外での手続きであるため、電子的な採番や日付データの挿入が行われないので、紙面の起案書には記入または押印等により決裁日を明記すべきである。市は、この点についても『**【意見 35】おもてなし推進協議会における随意契約について**』と同様、改善に向けて協議会とともに確実に取り組むことが必要である。

2.2. 観光団体育成強化事業

(1) 事業の概要

事業の名称	観光団体育成強化事業		
所管部署	観光課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	各種観光団体の育成強化を図るため、関係団体に負担金、補助金を支出するもの		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	53,629	51,809	51,799
決算額(千円)	44,867	52,344	51,798

① 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	51,731	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会事業補助金 35,615 千円、盛岡つなぎ温泉観光協会事業補助金 11,844 千円
その他	67	旅費
合計	51,798	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 37】補助金交付先の収支予算書における繰越金の未記載について

盛岡つなぎ温泉観光協会は、市内で唯一、盛岡さんさ踊りの常設公演をつなぎ温泉にて継続的に行ってい。

市は令和5年度に盛岡つなぎ温泉観光協会伝統芸能常設公演事業補助金 3,870 千円を支出している。この補助金は、さんさ踊り常設公演の公演者等謝礼の一部に充当される。補助金交付申請書に添付された収支予算書を閲覧したところ、前年度からの繰越金の計上がなかったが、事業実績書に添付された収支決算書には前年度からの繰越金 2,086 千円が計上されていた。

盛岡つなぎ温泉観光協会が本事業を単発でなく毎年継続して実施している以上、繰越金は当然に存在すると想定され、繰越金を含めない予算は正確なものとは言えない。交付申請の時点で前年度の決算作業が終了していなかった可能性もあるが、決算が確定次第、収支予算書を補正して提出するよう、市は盛岡つなぎ温泉観光協会に要請するべきである。

23. まつり・イベント振興事業（観光課）

（1）事業の概要

事業の名称	まつり・イベント振興事業		
所管部署	観光課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	祭り行事や観光イベントなどの充実と魅力向上のため、祭り・イベントの開催や PR 活動の支援を行うことにより、観光客の誘致と観光交流を促進し、市内中心部等への誘客を促す。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	47,833	52,471	56,541
決算額(千円)	17,820	96,924	55,870

① 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
報酬	1,837	会計年度任用職員報酬
職員手当等	398	
共済費	363	
委託料	4,612	盛岡さくらまつり夜間照明点灯業務委託 1,980 千円
負担金、補助及び交付金	48,384	盛岡さんさ踊り実行委員会負担金 13,775 千円、もりおか街なかイルミネーション実行委員会負担金 10,000 千円、チャグチャグ馬コ保存会行事負担金 6,422 千円、盛岡山車推進会事業補助金 4,164 千円
その他	276	旅費、需用費
合計	55,870	

(2) 監査の結果及び意見

【結果 13】盛岡秋まつり山車製作費補助金における実績の確認について

令和 5 年度に市は盛岡秋まつり山車製作費補助金 2,550 千円を交付している。交付先は公益財団法人盛岡観光コンベンション協会に設置された山車運行委員会である。

盛岡秋まつり山車制作補助金交付要領(以下「交付要領」という。)において補助金の対象事業、経費が次のように定められている。

【交付要領より一部抜粋】

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 3 第 1 に規定する経費は、次表の左欄に掲げる経費とし、これに対する補助限度額は、同表の当該右欄に掲げるとおりとする。

経費	補助限度額
山車制作に係る装飾材料費、制作費、電気放送	2,000,000 円を限度とする。
設備費	
山車小屋設置撤去委託費	550,000 円を限度とする。

交付先から提出された収支決算書には支出の部に山車製作一式 2,000 千円(予算額と決算額は同額)が計上され、補助金がこれに充当されたとの記載がある。一方、事業計画、事業実績書を閲覧したところ、盛岡秋まつりへの出演、山車の安全かつ円滑な運行についての記載はあるものの、山車製作についての記載がなかった。補助金の交付対象である山車の制作が実際に行われたのかどうか、どのような山車が制作されたのか、事業実績書を補完する写真等の添付もないため、不明な状態である。

山車製作一式 2,000 千円について所管課では、予算要求時に山車製作に係る内訳を確認しているとのことであるが、実績についての確認はなされていない。

市は交付先に対し、事業実績書の記載が不十分であれば詳細かつ正確な記載を要請すべきである。あわせて、支出の存在・経費の発生を疎明する写真、証憑等を添付資料として提出させる必要がある。

【意見 38】まつり・イベントの実行委員会における税務申告について

令和 5 年度に市は盛岡花火の祭典実行委員会負担金 4,137 千円、盛岡さんさ踊り実行委員会負担金 13,775 千円を支出している。盛岡花火の祭典、盛岡さんさ踊りとも市を代表する大型のイベントであり、毎年県外から多くの観客を集めている。

実行委員会は盛岡市商工会議所に事務局を置く任意団体である。任意団体は税法上、人格なき社団とみなされ、収益事業の興行業には法人税が、チケット収入には消費税がかかることになる。興行業とは映画、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、スポーツ、見せ物等を企画、演出又は陳列し、これを不特定又は多数の者に観覧させることをいう。また、収支決算書では判然としないが、スタッフへ支払うアルバイト代等の人件費があれば源泉徴収の義務も生じる。

所管課によると盛岡花火の祭典実行委員会、盛岡さんさ踊り実行委員会とも従来は特段、税務申告は行ってこなかったとのことである。今後、関係各機関と協議を行い、納税義務の有無を確認することが望ましい。なお、今般の監査期間中に、税務申告について着手しているとの説明があった。

【意見 39】負担金の請求における双方代理の解消について

盛岡花火の祭典実行委員会の会長には盛岡市長が就任している。負担金 4,137 千円に関して、実行委員会から市にあてた請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。

この点に関し、最高裁判所平成 16 年 7 月 13 日判決においては、地方公共団体の長が締結する契約について、民法第 108 条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとしている。そして、本負担金の請求及び支出決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用され、盛岡市と実行委員会の双方ともに法律効果が帰属していないことになる可能性がある。

市と関係諸機関の連携強化、対外的なアピールといった観点から、市長が実行委員会の代表に就任することは一概に否定されるものではない。その一方で請求する者と請求される者が同一であるという利益相反が生じることから、市の顧問弁護士等しかるべき専門家に双方代理について確認することが必要と考えられる。

最近の例として、鹿屋市令和 6 年度定期監査、米沢市令和 5 年度住民監査請求においてはいずれも公金の支出側の長と受取側の長が同一人物という事例で民法第 108 条の規定が類推適用されている。

双方代理の問題を回避する方法としては、一方の代表が自らの代理人に委任する方法もあるが、盛岡花火の祭典実行委員会から市への請求においては委任状は発行されていない。委任状を都度発行する煩雑さを避けるためには、事務の委任を規則で定める方法があるので、他市の事例も参考に検討されたい。

【桜川市 市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則より一部抜粋】

(委任事務)

第2条 市長は、次に掲げる事務を副市長に委任する。ただし、団体等における定款、規約等において代表者以外の者が当該団体等を代表できる旨の規定がなされている場合においては、この限りではない。

- (1) 団体等に対し、補助金、交付金又は負担金を給付する行為
- (2) 団体等から負担金の寄附又は贈与を受ける行為
- (3) (以下省略)

【釜石市 釜石市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則より一部抜粋】

(副市長に委任する事務)

第2条 市長は、民法(明治29年法律第89号)第108条に規定する双方代理禁止規定に抵触する契約行為に関する事務を副市長に委任する。

24. 広域観光推進事業

(1) 事業の概要

事業の名称	広域観光推進事業		
所管部署	観光課		
事業開始年度	不明		
事業の内容	盛岡周辺の広域観光を推進するため、各種広域連携事業の展開及び関係団体への支援補助を行う。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額(千円)	10,369	10,369	10,369
決算額(千円)	7,168	10,349	10,295

① 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	10,295	いわて・盛岡広域観光センター運営 負担金 5,587千円、盛岡・八幡平広域観光推進協議会事業負担金 3,181千円
合計	10,295	

(2) 監査の結果及び意見

【意見40】任意団体における繰越金について

令和5年度に市は次のような負担金等を支出している。

八幡平国立公園協会会費 1,063千円

八幡平国立公園協会は、盛岡市・八幡平市・滝沢市・零石町と民間会員(宿泊、観光団体)が相互連携し、観光客の誘致を図るために、各種情報提供、キャンペーング等を実施する任意団体である。八幡平市商工観光課に事務局を置く。

八幡平国立公園協会について令和5年度の収支の状況は次のとおりであった。

【図表 令和5年度 八幡平国立公園協会収支決算】

(単位:千円)

収入の部	金額	支出の部	金額
会費	3,556	会議費	2
前年度繰越金	1,154	事務局費	68
雑収入	0	一般事業費	1,175
		共催及び後援等事業費	125
		一体的広域観光推進事業費	1,532
合計	4,710	合計	2,902
		年度末繰越金	1,808

(出所:市提出資料)

収入合計のうち 38.3%が年度末繰越金となって残っている。また、前年度繰越金よりも年度末繰越金が 654 千円増加している。

会費収入額 3,556 千円に対し支出合計額 2,902 千円と、会員団体から集めた会費を使い切れていないことが読み取れる。新型コロナウイルス感染症対策の影響により、予定していた事業が制限された面はあろうかと思われる。しかし、多額の繰越金を保有し続ける必要性は低く、事業の実施にあたってまず繰越金を使用し、その分会費を減額する方向性をもって運営すべきであろう。

八幡平国立公園協会に対しては会員としてそのように要望することが望ましい。

25. MICE 誘致推進事業

(1) 事業の概要

事業の名称	MICE 誘致推進事業		
所管部署	観光課		
事業開始年度	平成 27 年度		
事業の内容	宿泊や飲食、土産物などの購入による消費増加を図るため、観光や経済への波及効果が大きい全国規模の会議や学会、国際会議や大規模見本市・商談会などの MICE(マイス)に対し、開催助成や支援を行い、誘致を推進する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	15,000	14,950	13,000
決算額(千円)	500	11,801	6,400

① MICE 誘致推進事業補助金について

MICE 誘致推進事業において、市内への国際会議等の MICE 誘致を推進し、交流人口の拡大と広域観光の振興を図るため、市内の施設を主会場として開催される MICE の主催者に対し、盛岡 MICE 助成金を交付している。この盛岡 MICE 助成金の助成対象の指定、決定及び交付を公益財団法人盛岡観光コンベンション協会(以下「観光コンベンション協会」という。)が行っており、市は観光コンベンション協会に MICE 誘致推進事業補助金を交付している。

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	6,400	MICE 誘致推進事業補助金
合計	6,400	

（2）監査の結果及び意見

【結果 14】観光コンベンション協会の翌年度 MICE 助成金予定額の管理について

MICE を行う開催者が盛岡 MICE 助成金の交付を受けるためには、開催前年度の 10 月から 11 月までに助成対象 MICE 指定申請書及び MICE 調書を観光コンベンション協会に提出して助成対象の指定を受けることになる。MICE を行うために開催者が観光コンベンション協会に提出している調書には、現地参加予定人数を記載する欄がある。その人数により翌年度助成金予定額を観光コンベンション協会が把握することができ、市の観光課に翌年度助成金予定額を伝達することができる。

しかし、観光コンベンション協会が整理した MICE 申請一覧では、開催予定者が提出した調書の現地参加予定人数と異なった人数が記載された MICE が 3 つあった。観光コンベンション協会が整理した MICE 申請一覧の開催助成金予定額の総額は 13,000 千円であったが、記載誤りにより、開催予定助成額 4,400 千円が過大に計上されたまま、観光課に報告されていた。令和 5 年度の本事業の当初予算額は 13,000 千円であり、観光コンベンション協会が整理した MICE 申請一覧の過大計上額 4,400 千円の当初予算額に対する割合は非常に高い。観光コンベンション協会が整理した MICE 申請一覧を適切に作成するように指導することが必要である。また、令和 5 年度の盛岡 MICE 助成金の申請件数は 16 件とそれほど多いわけでもなく、観光コンベンション協会から報告された MICE 申請一覧の内容に違和感がある場合には、必要に応じて、開催予定者が提出した MICE 調書を確認することが必要である。

【図表 令和 5 年度盛岡 MICE 申請一覧】

MICE 名	調書	結果	開催助成金 予定額	助成金額
第 62 回日本白内障学会総会/第 49 回 水晶体研究会	400	276	500,000	300,000
第 87 回日本皮膚科学会東部支部学術 大会	5,000	645	5,000,000	700,000
第 44 回アフェレシス学会学術大会	800	573	900,000	600,000

(出所:令和 5 年度盛岡 MICE 申請一覧(観光コンベンション協会作成)より一部抜粋)

【図表 MICE 調書】

MICE 名称	参加者数等
第 62 回日本白内障学会総会/第 49 回水晶体研究会	参加者総数(現地実参加人数) 300 人 (うち県外参加者 250 人、うち海外参加者 人)
第 87 回日本皮膚科学会東部支部学術大会	参加者総数(現地実参加人数) 750 人 (うち県外参加者 500 人、うち海外参加者 2 人)
第 44 回アフェレシス学会学術大会	参加者総数(現地実参加人数) 700 人 (うち県外参加者 650 人、うち海外参加者 0 人)

(出所:提出された MICE 調書より一部抜粋)

【図表 MICE 調書と MICE 申請一覧との相違表】

MICE 名	MICE 調書		令和 5 年度盛岡 MICE 申請一覧		開催助成金 予定額差額 a-b
	総参加 者数	開催助成 金予定額 a	総参加 者数	開催助成 金予定額 b	
第 62 回日本白内障学会総会/第 49 回水晶体研究会	300	400,000	400	500,000	▲100,000
第 87 回日本皮膚科学会東部支部学術大会	750	800,000	5,000	5,000,000	▲4,200,000
第 44 回アフェレシス学会学術大会	700	800,000	800	900,000	▲100,000

(出所:市提出資料より監査人作成)

【盛岡 MICE 助成金交付要綱より抜粋】

別表第 1(第 3 第 1 項関係)

区分	交付対象	交付金額
開催支援 助成金	(1) 盛岡市内で開催される会期が 2 日以上の全国	大会参加者数を次の区分で分け、該当する額を交付する。ただし、予算の

	規模の大会等で、参加者 総数(現地実参加人数)が 100 人以上であること。	範囲内で理事長が認める額とし、500 万円を上限とする。
		100～ 199 人まで 15 万円
		200～ 299 人まで 30 万円
		300～ 399 人まで 40 万円
		400～ 499 人まで 50 万円
		500～ 599 人まで 60 万円
		600～ 699 人まで 70 万円
		700～ 799 人まで 80 万円
		800～ 899 人まで 90 万円
		900～ 999 人まで 100 万円
		1,000～1,499 人まで 110 万円
		1,500～1,999 人まで 150 万円
		2,000～2,499 人まで 200 万円
		2,500～2,999 人まで 250 万円
		3,000～3,999 人まで 300 万円
		4,000～4,999 人まで 400 万円
		5,000 人以上 500 万円

26. 盛岡芸妓育成事業

(1) 事業の概要

事業の名称	盛岡芸妓育成事業		
所管部署	観光課		
事業開始年度	平成 21 年度		
事業の内容	若手芸妓及び芸妓見習い「ひよ妓」を募集・育成し、高度な演舞を習得、継承させるとともに、市民講座等の開催により広く盛岡芸妓の周知を図り、市民及び観光客等へのニーズに対応した演舞披露や体験メニュー事業の創出を目的とし、盛岡芸妓後援会が行う事業に補助金を支出する。		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	3,000	3,000	3,000
決算額(千円)	200	200	2,436

① 盛岡芸妓について

盛岡芸妓とは、踊りや長唄、常磐津などの芸ごとを身に着け、お座敷などで芸の披露とおもてなしを行う女性である。その芸は明治 41 年の東北 6 県連合共進会演芸の部で優勝するなど、全国的にもレベルが高いことで知られてきた。

社会経済情勢の変化などで全国的に花柳界が衰退する中、盛岡市でも盛岡芸妓の活躍の場である料亭が次々と廃業し、盛岡芸妓の数も減っている。令和 5 年度は 4 人おり全員が個人事業者として活動している。

盛岡芸妓文化の伝承・継承を図るため、平成 27 年度から市は盛岡芸妓後援会(以下「後援会」という。)に対して後継者育成、お座敷体験に係る経費の補助を行っている。後援会は盛岡商工会議所内に設置された任意団体である。

盛岡芸妓育成事業補助金交付要領において、補助金の交付の対象及び補助限度額を次のように定めている。

事業	経費	補助限度額(千円)
盛岡芸妓後継者育成事業	盛岡芸妓後継者の踊り、長唄や常磐津の稽古、備品類の購入及び修繕、先進地視察、その他盛岡芸妓育成活動に係る経費	2,800
盛岡芸妓お座敷体験事業	盛岡芸妓の踊りの披露及びお座敷遊びの体験に係る経費	200

(出所:盛岡芸妓育成事業補助金交付要領)

平成 28 年 6 月に、ひよ妓としてのお披露目の会を開催し、2 人の芸名を発表したが、うち 1 名が令和元年、都合により育成を辞退した。もう 1 名は令和 2 年 8 月に盛岡芸妓として一本立ちしたが令和 4 年 10 月に引退している。

令和 5 年度にひよ妓の募集に対して 6 名の応募があり 2 名を採用したが、12 月に 1 名、令和 6 年 3 月末に 1 名が育成を辞退した。令和 6 年度の事業計画によると、ひよ妓採用の目標 3 名とされているが、10 月 1 日現在で、新規の募集には至っていない。

② 令和 5 年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	2,436	盛岡芸妓育成事業補助金
合計	2,436	

(2) 監査の結果及び意見

【意見 41】繰越金の存在を踏まえた補助のあり方について

本補助金については令和 3 年度に補助事業の効果検証が行われている。

【図表 令和 3 年度 補助目的の達成度を測る指標及び目標値】

指標の内容及び増減等の方向性	最終目標値	補助開始時点の状況	評価年度時点の状況
盛岡芸妓の人数 方向性:増加	8 人	6 人	7 人
盛岡芸妓お座敷体験の回数 方向性:現状維持	3 回	6 回	2 回

(出所:市提出資料)

これらを踏まえて、補助効果の検証結果として「効果はあるものの、一部にとどまっている」とされ、現行のまま令和 4 年度から 7 年度まで補助を継続している。この時、今後の方向性に係る財政課意見の考え方として「継続的な活動が求められており、補助の継続は適当である。ただし、繰越金の状況については精査が必要である」と表明された。令和 3 年度末の繰越金額は 2,936 千円であった。

令和 5 年度において盛岡芸妓の人数は 4 人、お座敷体験の回数は 3 回であった。盛岡芸妓の人数は令和 3 年度時点よりも減少している上、ひよ妓の育成辞退が相次ぐ状況である。

後援会から市に提出された令和 5 年度の収支決算書の概要は次のとおりであった。補助金収入には盛岡商工会議所からの 100 千円を含む。

【図表 令和 5 年度 後援会収支決算】

(単位:千円)

収入の部	金額	支出の部	金額
会費	3,550	事業費	3,735
補助金収入	2,536	広報費	176
事業収入	430	育成支援費	1,150
雑収入	250	事務費	123
前年度繰越金	4,141	雑費	97
合計	10,907	合計	5,281
		年度末繰越金	5,626

(出所:市提出資料)

この他に、後援会は特別会計としてひよ妓が一本立ちする際のお披露目会のための引当金として令和 5 年度末に 2,407 千円を保有している。

繰越金の額は令和 3 年度末、令和 4 年度末、令和 5 年度末とそれぞれ、2,936 千円、4,141 千円、5,626 千円となっており、年々増加している。市はひよ妓の育成辞退を受けて補助金の交付額を当初予算の 3,000 千円から 2,436 千円に減額したが、それでも 5,626 千円の繰越金が残っている。支出の部のうち事業費、広報費、育成支援費の一部に市補助金が充当されていることから、繰越金 5,626 千円は会費収入の未使用分とみられるが、補助金収入の額 2,536 千円を上回る繰越金が残っているということは、補助金収入がなくても支出がまかなえることを意味する。したがって、市が後援会に対してあえて補助金を交付する必要性は低いと考えられる。今後、ひよ妓の継続的育成に至った場合でも、まずは繰越金を使用するよう、後援会と協議する必要があると考える。

IV 産業振興課

27. まつり・イベント振興事業（産業振興課）

（1）事業の概要

事業の名称	まつり・イベント振興事業		
所管部署	産業振興課		
事業開始年度	昭和 61 年度～岩洞湖まつり 平成 2 年度～玉山夏まつり 平成 22 年度～オオヤマザクラまつり		
事業の内容	<p>各実行委員会へ負担金を支出している。</p> <p>・岩洞湖まつり</p> <p>外山早坂高原県立自然公園の中心をなす岩洞湖の優れた自然景観を多くの人々に PR するとともに、地場産業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>・玉山夏まつり</p> <p>市民の自主性・主体性を尊重しつつ、人・物・情報等が集結されるイベント機能を活用し市民及び観光客の参加を得て、連帶意識の高揚と市民交流を図ることを目的とする。</p> <p>・オオヤマザクラまつり</p> <p>一万本のオオヤマザクラを植樹したサクラパーク姫神が、一層市民に愛される桜の名所となるよう、桜が見ごろになる時期にイベントを開催し PR するとともに、地域の活性化を図る。</p>		
財源	一般財源		
当初予算額、決算額の推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額(千円)	5,425	5,380	5,380
決算額(千円)	295	4,647	5,380

① 令和5年度のまつり・イベント実施状況

	岩洞湖まつり	玉山夏まつり	オオヤマザクラまつり
開催日	令和5年9月16日	令和5年8月5日	荒天のため中止 (令和5年4月30日 予定)
会場	岩洞湖家族旅行村 おまつり広場	渋民運動公園野球場 特設会場	(サクラパーク姫神)

岩洞湖まつり、玉山夏まつり、オオヤマザクラまつりのいずれにおいても、実行委員会が組織されている。委員はまつりの趣旨・目的に賛同する団体及び機関の内から会長が委嘱し、会長は盛岡市長、委員長は玉山総合事務所長をもって充てる。実行委員会の事務局は産業振興課におかれ、市職員が事務局の業務に従事している。

② 直近年度におけるまつり・イベントの参加者数

	岩洞湖まつり	玉山夏まつり	オオヤマザクラまつり
令和元年度	1,500人	17,000人	2,500人
令和2年度	コロナのため中止	コロナのため中止	コロナのため中止
令和3年度	コロナのため中止	コロナのため中止	コロナのため中止
令和4年度	コロナのため中止	3,600人	1,000人
令和5年度	445人	5,631人	荒天のため中止
令和6年度	台風のため中止	8,856人	1,150人

注) 令和元年度の玉山夏まつりの参加者数は集計方法が直近と異なる。

③ 令和5年度の決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	5,380	各実行委員会への負担金 ・岩洞湖まつり 1,000千円 ・玉山夏まつり 4,130千円 ・オオヤマザクラまつり 250千円
合計	5,380	

（2）監査の結果及び意見

【結果 15】実行委員会における随意契約理由書の未作成について

玉山夏まつり実行委員会において花火打上の委託が3,600千円で随意契約されたが、随意契約にかかる理由書の作成、起案書への記載が行われていなかつた。

実行委員会の事務の遂行にあたつては、市の契約規則に準じて事務の手続きがとられている。であれば随意契約理由を明らかにしたうえで契約の決裁をしなければならないところである。

所管課の説明では、花火打上業者が県内に存在しないため、日程上引き受けが可能な宮城県の業者に随意契約により委託しているとのことであつた。

実行委員会の事務を市の契約規則に従つて行つよう、徹底する必要がある。

【意見 42】負担金の請求における双方代理の解消について

岩洞湖まつり、玉山夏まつり、オオヤマザクラまつりのいずれにおいても、実行委員会から盛岡市にあてて負担金の請求がなされている。請求書上、盛岡市長が実行委員会の会長として盛岡市長に対して請求する形となっており、形式的には盛岡市長が実行委員会と盛岡市の双方を代表している。

この点に関する意見は、観光課『【意見 39】負担金の請求における双方代理の解消について』で記載した内容と同様であるので、ここでの記載は省略する。

【意見 43】イベント中止の場合のキャンセル規定について

「① 令和5年度のまつり・イベント実施状況」に記載したとおり、令和5年度のオオヤマザクラまつりは荒天のため中止となつた。しかし、中止の決定が開催予定日の2日前であつたため、スペシャルゲストの出演謝礼、出演者の昼食代等の経費発生が回避できなかつた。

今後も、異常気象や感染症の流行など、まつり・イベントをやむをえず中止せざるを得ない状況は起こると推測される。その都度関係者と費用負担を協議するのは煩雑であるため、あらかじめキャンセル規定を策定し、相手方と合意しておくことが有効と考えられる。